

鹿沼市新庁舎整備基本構想〔案〕に関することについて（答申）

〜〜 安全で市民が利用しやすい庁舎を目指して！ 〜

参 考 資 料



<鹿沼市庁舎整備検討委員会>

【 目 次 】

◇ 庁舎整備の検討に伴う今までの経過概要	1
◇ 鹿沼市庁舎整備検討委員会委員名簿・要綱・検討経過	4
◇ 鹿沼市庁舎整備ワーキンググループ名簿・要綱・検討経過	8
◇ 必要面積の算定方法	13
・起債許可算定基準に基づく新庁舎床面積の算定表	
・国土交通省新営一般庁舎面積算定基準による算定表	
・他市庁舎建設事例からの職員一人当りの面積表	
◇ 新庁舎における推計職員数算定の基本的な考え方	17
◇ 県内自治体の駐車場台数（来客用）	19
◇ 他市庁舎建設事例からの1㎡当り本体工事単価	20
◇ 庁舎の整備方法（評価の際の補足資料等）	22
・庁舎整備パターンの評価に伴う重点項目の選定結果	
・庁舎整備パターン別の利点・課題、問題点	
・耐震安全性	
・整備パターン別の想定する整備形態（建築面積・階数・駐車台数）	
・整備パターン別の概算費用及びその他の参考事項	
◇ 庁舎整備パターンの評価の結果（ワーキンググループ・自治会連合会理事）	38
◇ 新庁舎の位置（評価の際の補足資料等）	46
・“木のまちかぬま”等まちづくりにおける鹿沼らしさ（木造、木質化への対応）	
・関連計画（総合計画、都市マスタープラン等）との整合性	
・公共交通における交通体系（バス路線の数、路線網の集積性）	
・他施設との複合サービスの可能性（官公庁施設の集約性）	
・取得コストの比較	
・事業における財源計画（建設コスト「基礎・造成工事等」の財政への負担度）	
・事業の実現性（関係法令や合併特別債活用等、建設スケジュールの実効性）	
・鹿沼市公共施設等の配置図	
・候補敷地の都市計画法上の諸要件	
◇ 庁舎位置選定に伴う評価の結果（ワーキンググループ・自治会連合会理事）	53
◇ 庁舎整備に関するアンケート調査の結果	65
◇ 世論調査の結果（庁舎整備に関する事項）	76

＜庁舎整備の検討に伴う今までの経過概要＞

年 月 日	内 容
＜平成23年度＞	
8月～H24年3月：市庁舎「本館・新館・東館」耐震診断実施 ＜荒井設計＞ ⇒3月8日付け耐震診断審査報告 …「本館、本館増築棟、議会棟、東館」：建替等の抜本的対策が必要。 …「新館」：耐震補強工事により耐震性は保たれ、使用可。	
＜平成24年度＞	
4月 1日	・庁舎整備担当配置（管財課内）
4月 23日	・二役協議（建設位置、庁舎規模、スケジュール等）
6月 8日	・二役協議（庁舎整備検討委員会等について）
7月 17日	・庁舎整備検討委員会要綱決定
8月 17日	・庁舎整備検討ワーキンググループ設置要綱決定
24日	・庁舎整備検討ワーキンググループメンバー決定（16名）
9月 3日	・第1回ワーキンググループ会議（目的、耐震診断結果、現状と課題等）
14日	・庁舎整備検討委員会委員決定（22名）
10月 15日	・第1回庁舎整備検討委員会（本庁舎の概要、耐震診断結果、現状と課題等）
30日	・第2回ワーキンググループ会議（庁舎に求められる機能等）
12月 21日	・第3回ワーキンググループ会議（庁舎に求められる機能等）
1月 16日	・市議会庁舎整備検討委員会への報告
22日	・第2回庁舎整備検討委員会（庁舎に求められる機能等）
2月 25日	・第4回ワーキンググループ会議（庁舎に求められる機能、庁舎規模等）
3月 18日	・第3回庁舎整備検討委員会（庁舎に求められる機能等）
＜平成25年度＞……………新体制：財務部 庁舎整備準備室設置	
4月 1日	・検討委員会及びワーキンググループ要綱、委員等の変更決定
22日	・二役協議（経過、スケジュール、規模・位置等基本的な考え方等）
5月 1日	・第5回ワーキンググループ会議（庁舎規模、事業費、整備方法等）
24日	・第4回庁舎整備検討委員会（庁舎規模、事業費、整備方法等）
6月 18日	・第6回ワーキンググループ会議（整備方法、庁舎位置等）
27日	【車座集会：清 洲】⇒庁舎整備に対する意見集約及びアンケート調査の実施
7月 2日	【市議会報告会及び意見交換会：栗 野】⇒庁舎整備に対する意見集約及びアンケート調査の実施
3日	【車座集会：加 蘇】⇒庁舎整備に対する意見集約及びアンケート調査の実施
4日	【市議会報告会及び意見交換会：東部台】⇒庁舎整備に対する意見集約及びアンケート調査の実施
5日	・第2回市議会庁舎整備検討委員会への報告 【車座集会：南 摩】⇒庁舎整備に対する意見集約及びアンケート調査の実施
8日	【市議会報告会及び意見交換会：東大芦】⇒庁舎整備に対する意見集約及びアンケート調査の実施 【市議会報告会及び意見交換会：板 荷】⇒庁舎整備に対する意見集約及びアンケート調査の実施
9日	【市議会報告会及び意見交換会：北 部】⇒庁舎整備に対する意見集約及びアンケート調査の実施
10日	【車座集会：北犬飼】⇒庁舎整備に対する意見集約及びアンケート調査の実施
12日	【車座集会：東 部】⇒庁舎整備に対する意見集約及びアンケート調査の実施

新庁舎整備基本構想（案）

年 月 日	内 容
<平成25年度>	
7月 16日	【市議会報告会及び意見交換会：粕 尾】⇒庁舎整備に対する意見集約及びアンケート調査の実施 【市議会報告会及び意見交換会：西大芦】⇒庁舎整備に対する意見集約及びアンケート調査の実施
17日	・ 第5回庁舎整備検討委員会 （整備方法、庁舎位置等） 【車座集会：中 央】⇒庁舎整備に対する意見集約及びアンケート調査の実施
24日	【車座集会：永 野】⇒庁舎整備に対する意見集約及びアンケート調査の実施
25日	【市議会報告会及び意見交換会：北押原】⇒庁舎整備に対する意見集約及びアンケート調査の実施
29日	【車座集会：南押原】⇒庁舎整備に対する意見集約及びアンケート調査の実施
31日	【車座集会：菊 沢】⇒庁舎整備に対する意見集約及びアンケート調査の実施
8月 6日	・「婦人防火クラブ連合会」との意見交換会⇒庁舎整備に対する意見集約及びアンケート調査実施
8日	・ 第3回市議会庁舎整備検討委員会への報告 ・「民生委員連合会役員会」において、庁舎整備のアンケート調査実施
12日	・ 第7回ワーキンググループ会議 （整備方法及び庁舎位置の評価「採点」等）
22日	・自治会連合会理事会への報告⇒庁舎整備方法と場所の評価について
29日	・ 第6回庁舎整備検討委員会 （整備方法、庁舎位置の評価「採点」等） ・ 第4回市議会庁舎整備検討委員会への報告
9月 1日	・「世論調査（～10日まで）」：庁舎整備に関する設問⇒6問
6日	・「商工会議所（木材木工部会・建設業部会）」との意見交換会
10月 2日	・二役協議（現在の進捗状況、委員会の検討内容、今後の進め方等）
9日	・ 第8回ワーキンググループ会議 （意見要望への対応状況、整備方法及び位置の選定等）
15日	・「成人の日実行委員会」との意見交換会
31日	・ 第7回庁舎整備検討委員会 （整備方法及び庁舎位置の選定等）
11月 21日	・ 第9回ワーキンググループ会議 （整備方法及び位置の選定、基本構想案等）
25日	・「広報かぬま」発行：現庁舎の現状と課題、庁舎整備の検討状況 等
29日	・ 第5回市議会庁舎整備検討委員会への報告
12月 6日	・ 第8回庁舎整備検討委員会 （整備方法及び庁舎位置の選定、基本構想案等）
1月 16日	・ 第10回ワーキンググループ会議 （基本構想案、答申書案等）
25日	・「広報かぬま」発行：新庁舎の規模及び庁舎位置の検討状況 等
2月 4日	・ 第9回庁舎整備検討委員会 （基本構想案、答申書のとりまとめ等）
日	・ 第6回市議会庁舎整備検討委員会への報告
25日	・「広報かぬま」発行：新庁舎の整備方法及び概算事業費 等
3月 日	・検討委員会から市長へ「答申書」提出

【「庁舎整備検討委員会における検討の流れ」】

～【平成24年度】～

第1回庁舎整備検討委員会（H24年10月15日）

- ・・・本庁舎及び東館の概要及び耐震診断結果について
- ・・・現庁舎の現状と課題及び構想策定スケジュールについて

第2回庁舎整備検討委員会（H25年1月22日）

- (1) 庁舎に求められる機能
- ア 防災拠点としての機能
 - イ 来庁者の利便性を高めるための機能
 - ウ 市民との協働・まちづくりを進めるための機能
 - エ 議会運営を進めるための機能

第3回庁舎整備検討委員会（H25年3月18日）

- (1) 庁舎に求められる機能
- オ 行政事務を効率的に行うための機能
 - カ 高度情報化に対応するための機能
 - キ 環境と共生するための機能
 - ク 庁舎維持管理・セキュリティに必要な機能

←【平成25年度】→

庁舎整備ワーキンググループ

第4回～第8回 庁舎整備検討委員会

- 庁舎の整備規模（必要面積）
 - 庁舎の事業規模（事業費）
 - 庁舎の整備方法（改修・建替）
 - 庁舎の整備位置
- の検討（H25年5月24日）
- の検討（H25年7月17日）

- 整備方法・位置等のモデル評価(4パターン) ⇒比較項目の設定（評価基準）・採点 等
 - 整備規模・整備方法・整備位置のまとめ
- H25年 8月29日
H25年 10月31日
H25年 12月 6日

第8回～第9回 庁舎整備検討委員会

- 庁舎整備基本構想（案）の検討（H25年12月6日・H26年2月4日）

＜鹿沼市庁舎整備検討委員会委員名簿＞

【委嘱期間：平成24年10月15日～答申する日まで】

（敬称略）

区分	氏名	団体・役職名	備考
1号委員 （知識経験を有する者）	三橋 伸夫	宇都宮大学工学部建設学科教授	委員長
	加藤 悦雄	公益財団法人 とちぎ建設技術センター常務理事	副委員長
	（前任：大塚晴久）	// （H24年10月15日～H25年3月31）	
2号委員 （市議会の議員）	大貫 武男	鹿沼市市議会議長	
	（前任：富久田耕平）	// （H24年10月15日～H25年9月30）	
3号委員 （市内各種団体等の代表者）	山 菅 昭 八	鹿沼市自治会連合会副会長（旧鹿沼地区）	
	黒 川 義 久	鹿沼市自治会連合会理事（旧栗野地区）	
	瓦 井 伸 一	鹿沼市消防団長	
	木 村 剛 考	鹿沼商工会議所会頭	
	井 戸 道 廣	栗野商工会会長	
	大 橋 廣 美	上都賀農業協同組合代表理事常務	
	福 田 弘 之	鹿沼市森林組合代表理事組合長	
	福田 七右衛門	栗野森林組合代表理事組合長	
	斎 藤 利 恵	鹿沼青年会議所理事長	
	渡 辺 明 恵	鹿沼市PTA連絡協議会副会長	
	（前任：沼 馨）	// （H24年10月15日～H25年3月31）	
	鈴 木 康 子	鹿沼市老人クラブ連合会副会長	
	大 塚 美津子	鹿沼市民生委員児童委員協議会連合会会長	
	渡 辺 美 子	鹿沼市婦人防火クラブ連合会会長（女性団体）	
	松 崎 清 子	鹿沼市肢体不自由児者父母の会副会長（自立支援団体）	
	永 田 由美子	鹿沼ファミリー劇場理事（子育て支援団体）	
	松 島 良 子	鹿沼市環境活動推進会議（環境推進団体）	
風 間 教 司	地域貢献活動等に取り組む団体 （有限会社風間総合サービス代表取締役）		
（前任：伊藤進太郎）	元成人の日実行委員会委員長 （H24年10月15日～H25年3月31）		
4号委員 （行政関係者）	松 山 裕	副市長	

＜鹿沼市庁舎整備検討委員会要綱＞

（設置）

第1条 鹿沼市庁舎整備に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）の策定に必要な事項を検討するため、鹿沼市庁舎整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について検討、協議を行い、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 庁舎整備のあり方等の基本構想に関すること。
- (2) 庁舎の整備位置に関すること。
- (3) 庁舎の整備規模に関すること。
- (4) 庁舎の整備時期に関すること。
- (5) その他基本構想の策定に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員22名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市議会の議員
- (3) 市内各種団体等の代表者
- (4) 行政関係者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める事務が終了するまでとする。ただし、当該終了の日以前に委員がその職を退いたときは、その後任者が引継ぐものとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対する会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務局）

第8条 委員会の事務局は、鹿沼市財務部庁舎整備準備室内に置く。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月17日から施行する。

この要綱は、平成25年4月 1日から施行する。

＜鹿沼市庁舎整備検討委員会検討経過の概要＞

年月日	検討内容	場所
平成24年 10月15日	【第1回検討委員会】 <ul style="list-style-type: none"> ・市長から委員会への諮問 ・本庁舎及び東館の概要 ・本庁舎及び東館の耐震診断結果 ・現庁舎の現状と課題 ・構想策定スケジュール 	市役所 新館 302会議室
平成25年 1月22日	【第2回検討委員会】 <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎に求められる機能 <ul style="list-style-type: none"> ア 防災拠点としての機能 イ 来庁者の利便性を高めるための機能 ウ 市民との協働、まちづくりを進めるための機能 エ 議会運営を進めるための機能 	市民情報センター 研修室
平成25年 3月18日	【第3回検討委員会】 <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎に求められる機能 <ul style="list-style-type: none"> オ 行政事務を効率的に行うための機能 カ 高度情報化に対応するための機能 キ 環境と共生するための機能 ク 庁舎維持管理、セキュリティに必要な機能 	市民情報センター 研修室
平成25年 5月24日	【第4回検討委員会】 <ul style="list-style-type: none"> ・今までの経過及び今後の進め方 ・庁舎の整備規模（必要面積） ・庁舎整備の事業規模（概算事業費） ・庁舎の整備方法（改修、建替） 	市民情報センター 研修室
平成25年 7月17日	【第5回検討委員会】 <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の整備方法（改修、建替） ・庁舎の位置 	市民情報センター マルチメディア講義室
平成25年 8月29日	【第6回検討委員会】 <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の整備方法及び位置の評価 ・庁舎整備の事業手法（実施主体） 	市民情報センター 研修室
平成25年 10月31日	【第7回検討委員会】 <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎整備に関するアンケート調査の結果 ・庁舎整備に関する意見、要望等の検討への反映 ・新たな候補地（意見、要望等）の検討 	市民情報センター 研修室

新庁舎整備基本構想（案）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎の整備方法及び位置の評価の結果 ・ 庁舎の整備方法及び位置の選定 	
平成25年 12月 6日	<p>【第8回検討委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世論調査の結果（庁舎整備に関する事項） ・ 庁舎の整備方法及び位置の選定 ・ 新庁舎整備基本構想（骨子案） 	市民情報センター 子育て情報室
平成26年 2月 4日	<p>【第9回検討委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新庁舎整備基本構想（案） ・ 「答申書」（案）のとりまとめ 	市民情報センター 研修室
平成26年 3月 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「検討委員会」から市長への答申 	市役所 本館 市長公室

【平成24年度】

＜鹿沼市庁舎整備検討ワーキンググループ名簿＞

NO	役職名	部 課 名	職 名	氏 名
1	リーダー	財務部財産管理課	課長	星 野 三 男
2	メンバー	総務部総務課	防災担当副主幹	田野井 康 弘
3	メンバー	総務部企画課	課長補佐兼企画係長	上 林 浩 二
4	メンバー	総務部情報管理課	情報化推進係長	岸 野 孝 行
5	メンバー	財務部財政課	財政係長	木 村 正 人
6	メンバー	市民部市民活動支援課	課長補佐兼まちづくり推進係長	小 林 和 弘
7	メンバー	市民部市民課	市民サービス係長	渡 辺 富 夫
8	メンバー	保健福祉部障害福祉課	障害福祉係長	星 野 栄 一
9	メンバー	経済部林政課	林政係長	金 子 徹
10	メンバー	環境部環境課	課長補佐兼総務係長	金 子 信 之
11	メンバー	都市建設部建築課	建築係長	埴 純 人
12	メンバー	都市建設部建築指導課	審査係主任技師	網 浩 史
13	メンバー	水道部水道業務部	総務係長	柴 山 勉
14	メンバー	議会事務局	庶務担当副主幹兼係長	金 子 善 剛
15	メンバー	教育委員会教育総務課	総務係長	篠 原 宏 之
16	メンバー	消防本部予防課	指導係長	石 原 幸 二

＜事務局＞

NO	部 課 名	職 名	氏 名
1	財務部財産管理課	庁舎整備担当主幹	赤羽根 照 雄
2	財務部財産管理課	課長補佐兼用地係長	田 中 正 雄
3	財務部財産管理課	管財係長	塩 澤 昌 宏
4	財務部財産管理課	管財係主任主事	石 川 司

【平成25年度】

＜鹿沼市庁舎整備検討ワーキンググループ名簿＞

NO	役職名	部課名	職名	氏名
1	リーダー	財務部庁舎整備準備室	室長補佐	南 雲 義 晴
2	メンバー	総務部防災担当	防災担当(兼防災対策室長)	田野井 康 弘
3	メンバー	総務部企画課	課長補佐兼企画調整係長	袖 山 稔 久
4	メンバー	総務部情報管理課	情報化推進係長	若 林 隆 光
5	メンバー	財務部財政課	課長補佐兼総務係長	仲 田 順 一
6	メンバー	財務部財産管理課	課長補佐兼管財係長	塩 澤 昌 宏
7	メンバー	市民部市民活動支援課	課長補佐兼市民協働係長	小 林 和 弘
8	メンバー	市民部市民課	市民サービス係長	渡 辺 富 夫
9	メンバー	保健福祉部障がい福祉課	障がい福祉係長	星 野 栄 一
10	メンバー	経済部林政課	林政係長	金 子 徹
11	メンバー	環境部環境課	課長補佐兼総務係長	宮 坂 拓
12	メンバー	都市建設部建築課	建築係長	埴 純 人
13	メンバー	都市建設部建築指導課	審査係主任技師	網 浩 史
14	メンバー	水道部水道業務課	課長補佐兼総務係長	柴 山 勉
15	メンバー	議会事務局	庶務担当副主幹兼庶務係長	駒 場 久 和
16	メンバー	教育委員会教育総務課	課長補佐兼総務係長	篠 原 宏 之
17	メンバー	消防本部予防課	指導係長	石 原 幸 二

＜事務局＞

NO	部 課 名	職 名	氏 名
1	財務部 庁舎整備準備室	室長補佐	南 雲 義 晴
2	財務部 庁舎整備準備室	主任主事	黒 川 純 司
3	財務部 庁舎整備準備室	嘱 託	中 山 泉

＜鹿沼市庁舎整備検討ワーキンググループ設置要綱＞

（設置）

第 1 条 鹿沼市庁舎整備検討委員会（以下「委員会」という。）に対し、庁舎整備問題の検討に必要な情報を提供するため、ワーキンググループ（以下「グループ」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 グループは、本市庁舎の整備に係る次の事項について調査及び検討を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

- （1）庁舎整備のあり方等の基本構想に関すること。
- （2）庁舎の整備位置に関すること。
- （3）庁舎の整備規模に関すること。
- （4）庁舎の整備時期に関すること。
- （5）その他基本構想の策定に必要な事項に関すること。

（構成）

第 3 条 グループは、20人以内とし、グループリーダー（以下「リーダー」という。）とグループのメンバー（以下「メンバー」という。）をもって組織する。

- 2 リーダーは、グループを代表し、会務を総理する。
- 3 リーダーは、庁舎整備準備室長補佐とし、メンバーは別表1のとおりとする。
- 4 リーダーは、必要に応じてメンバー以外の関係職員を招集することができる。

（会議）

第 4 条 会議は、リーダーが召集し、会議の議長となる。

（グループの庶務）

第 5 条 グループの庶務は、財務部庁舎整備準備室で行うものとする。

（補則）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、グループ運営に関し必要な事項は、リーダーが定めるものとする。

附則

この要綱は、平成24年8月17日から施行する。

この要綱は、平成25年4月 1日から施行する。

＜鹿沼市庁舎整備検討ワーキンググループ検討経過の概要＞

年月日	検討内容	場所
平成24年 9月3日	【第1回ワーキンググループ会議】 ・ワーキンググループ設置の目的について ・本庁舎及び東館の耐震診断結果 ・現庁舎の現状と課題	市役所 新館 501会議室
平成24年 10月30日	【第2回ワーキンググループ会議】 ・庁舎に求められる機能 ⇒各部局から提出された現庁舎の課題及び 問題点の整理	市役所 新館 302会議室
平成24年 12月21日	【第3回ワーキンググループ会議】 ・庁舎に求められる機能 ア 防災拠点としての機能 イ 来庁者の利便性を高める機能 ウ 市民との協働、まちづくりを進めるた めの機能 エ 議会運営を進めるための機能	市役所 東館 大会議室
平成25年 2月25日	【第4回ワーキンググループ会議】 ・庁舎に求められる機能 オ 行政事務を効率的に行うための機能 カ 高度情報化に対応するための機能 キ 環境と共生するための機能 ク 庁舎維持管理、セキュリティに必要な 機能 ・庁舎の整備規模（基本となる必要面積）	市役所 東館 大会議室
平成25年 5月1日	【第5回ワーキンググループ会議】 ・今までの経過及び今後の進め方 ・庁舎の整備規模（必要面積） ・庁舎整備の事業規模（概算事業費） ・庁舎の整備方法（改修、建替）	市役所 東館 大会議室
平成25年 6月18日	【第6回ワーキンググループ会議】 ・庁舎の整備方法（改修、建替） ・庁舎の位置	市役所 東館 大会議室
平成25年 8月12日	【第7回ワーキンググループ会議】 ・庁舎の整備方法及び位置の評価 ・庁舎整備の事業手法（実施主体） ・基本構想（案）の目次立て（構成）	市役所 新館 302会議室

新庁舎整備基本構想（案）

<p>平成25年 10月 9日</p>	<p>【第8回ワーキンググループ会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎整備に関するアンケート調査の結果 ・庁舎整備に関する意見、要望等の検討への反映 ・新たな候補地（意見、要望等）の検討 ・庁舎の整備方法及び位置の評価の結果 ・庁舎の整備方法及び位置の選定 	<p>市役所 東館 大会議室</p>
<p>平成25年 11月21日</p>	<p>【第9回ワーキンググループ会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の整備方法及び位置の選定 ・新庁舎整備基本構想（骨子案） 	<p>市役所 東館 大会議室</p>
<p>平成26年 1月16日</p>	<p>【第10回ワーキンググループ会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎整備基本構想（案） ・「答申書」（案）のとりまとめ 	<p>市役所 東館 大会議室</p>

＜必要面積の算定方法＞

【起債許可算定基準に基づく新庁舎床面積の算定表】

・・・換算職員数は、人口5万人以上50万人未満の換算率を用いて算定する。

区 分	積 算				面 積 (㎡)
	役 職	職員数(人)	換算係数	換算職員数 (人)	
(1) 事務室 〔応接室を含む〕	特 別 職	3	20	60	4,324.05
	部 長 級	9	9	81	
	課 長 級	41	5	205	
	課長補佐級	47	2	94	
	係 長 級	58	2	116	
	事 務 職 員	231	1	231	
	技 術 職 員	37	1.7	62.9	
	嘱託・非常勤 ・臨時職員	111	1	111	
	執務職員計	537		960.9	
	面積計算	960.9	×	4.5 ㎡/人	
(2) 倉 庫	(1) の面積		共用面積率：13%		562.13
	4,324.05		0.13		
(3) 会議室等 〔付属：会議室・ トイレ・洗面所 その他諸室〕	職 員 数		一人当たり面積：7㎡		3,759.00
	537 人		7 ㎡/人		
(4) 玄関・広間・廊 下・階段その他 通行部分	(1) + (2) + (3) の面積		共用面積率：40%		3,458.07
	8,645.18 ㎡		0.4		
(5) 車 庫	本庁にて直接使用する自動車		1台当たり面積：50㎡		300.00
	6 台		50 ㎡/台		
(6) 議会関係諸室 〔議場・委員会室 ・議員控え室〕	議 員 数		一人当たり面積：35㎡		910.00
	26 人		35 ㎡/人		
新庁舎床面積合計					13,313.25

◆職員数は、H25年4月現在、本庁舎（本館・新館）及び東館、さらに、文化課・スポーツ振興課・貝島西、駅西区画整理事務所に勤務する職員数（配置部課による職員数）
なお、嘱託、非常勤、臨時職員を含むが、「再雇用者」の人数は含まれていない。

◆起債許可標準面積には、防災拠点機能、市民交流の場となる空間、福祉厚生諸室等の面積は含まれていない。

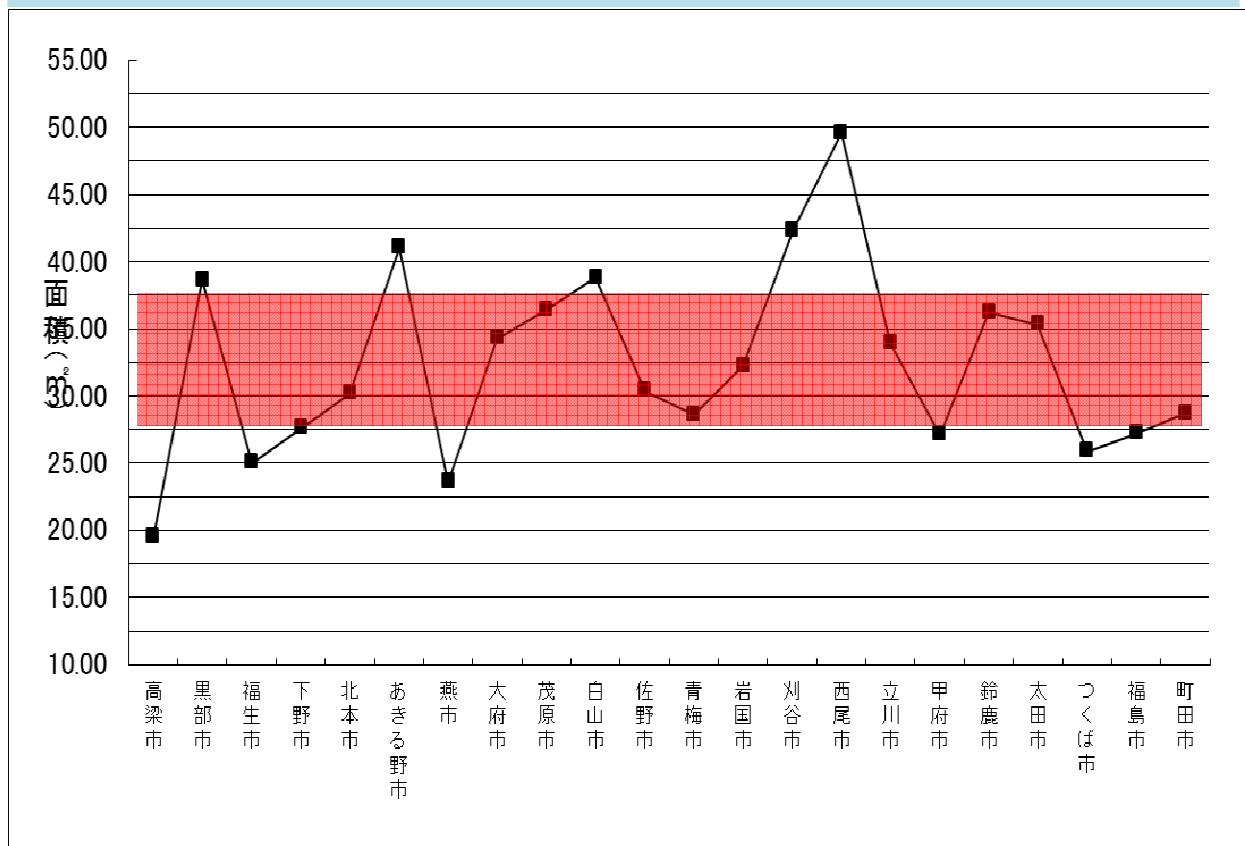
【国土交通省新営一般庁舎面積算定基準による算定表】

区分	役職	人数	換算係数	換算人数	面積
(1) 事務室	特別職	3	18.0	54.0	
	部長級	9	9.0	81.0	
	課長級	41	5.0	205.0	
	課長補佐・係長級	105	1.8	189.0	
	一般職員(製図職員)	37	1.7	62.9	
	一般職員	342	1.0	342.0	
	計	537		933.9	
	面積計	換算人員 × 4.0㎡/人 × 1.1			4,109.1
(2) 会議室	(100人当たり40㎡、10人増すごとに4㎡) × 1.1				233.2
(3) 電話交換室	換算職員数が600~800人の場合		標準面積	68㎡	68.0
(4) 倉庫	(1) の面積	4,109.1	指数	0.13	534.1
(5) 宿直室	1人10㎡、1人増すごとに3.3㎡ (2名を想定)				13.3
(6) 庁務員室	1人10㎡、1人増すごとに1.65㎡ (2名を想定)				
(7) 湯沸室	9.9㎡×6階(6階建)を想定				59.4
(8) 受付	最小6.5㎡				6.5
(9) 便所および洗面所	職員数(人)	537	標準面積	0.32㎡/人	171.8
(10) 医務室	職員数450人~500人の場合		標準面積	105㎡	105.0
(11) 売店	職員数(人)	537	標準面積	0.085㎡/人	45.6
(12) 食堂及び喫茶室	職員数450人~500人の場合		標準面積	204㎡	204.0
小 計					5,550.1
(13) 固有業務	業務支援機能、窓口機能、防災機能、保管機能、福利厚生機能 等				2,685.0
(14) 議事堂(議場、委員会室、議員控室等)	議員数(人)	26	標準面積	35.0㎡/人	910.0
	※国土交通省新営一般庁舎面積基準には議事堂の項目が無いため、総務省起債基準面積で追加計上する				
(15) 機械室	(1)~(14)の面積計が5,000~10,000㎡の場合		標準面積	831㎡	831.0
(16) 電気室	同上		標準面積	131㎡	131.0
(17) 自家発電室	同上		標準面積	29㎡	29.0
(18) 交通部分	(1)~(17)の計	10,136	指数	0.35	3,547.6
(19) 車庫	自動車台数(台)	6	標準面積	18.0㎡/台中型車	108.0
合 計					13,791.7

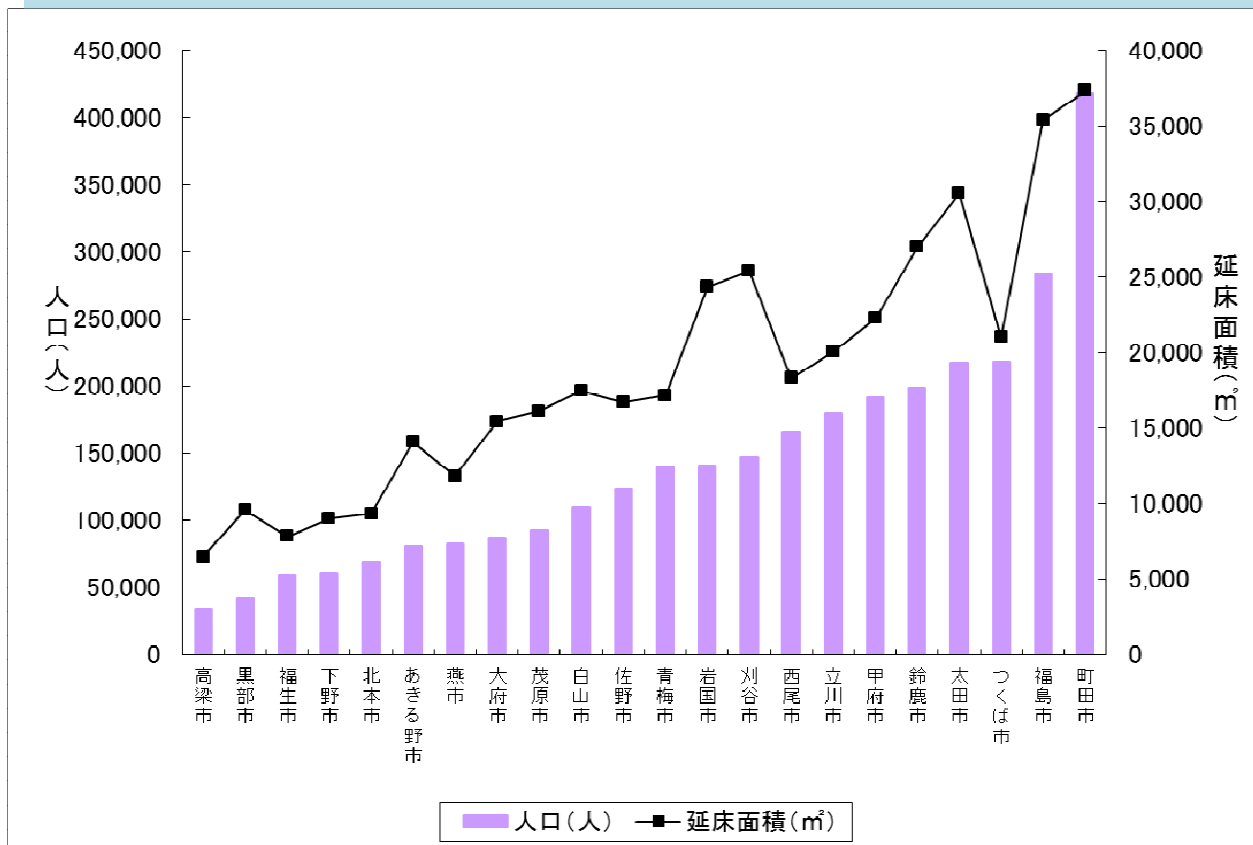
【他市庁舎建設事例からの職員一人当り面積表】

No.	都道府県	市町村	人口（人）	建設年月	延床面積（㎡）	職員数（人）	職員一人当りの面積（㎡）
1	岡山	高梁市	33,963	H25～H26	6,450	331	19.49
2	富山	黒部市	41,852	H25～H26	9,535	247	38.60
3	東京	福生市	58,826	H25～H26	7,825	313	25.00
4	栃木	下野市	60,275	H26～H27	9,000	326	27.61
5	埼玉	北本市	69,146	H24～H27	9,294	308	30.18
6	東京	あきる野市	80,990	H13.3	14,070	343	41.02
7	新潟	燕市	81,851	H23	11,787	500	23.57
8	愛知	大府市	86,889	H13.3	15,409	450	34.24
9	千葉	茂原市	92,569	H8	16,095	442	36.41
10	石川	白山市	109,888	H10.8	17,453	450	38.78
11	栃木	佐野市	123,352	H25～H26	16,700	550	30.36
12	東京	青梅市	139,854	H22.7	17,161	600	28.60
13	山口	岩国市	140,996	H19	24,325	755	32.22
14	愛知	刈谷市	146,743	H22	25,367	600	42.28
15	愛知	西尾市	166,055	H20	18,283	369	49.55
16	東京	立川市	179,599	H22.7	20,015	590	33.92
17	山梨	甲府市	191,700	H23～H24	22,238	820	27.12
18	三重	鈴鹿市	198,598	H17.12	26,963	744	36.24
19	群馬	太田市	217,718	H10.3	30,535	865	35.30
20	茨城	つくば市	217,919	H22.10	21,004	812	25.87
21	福島	福島市	284,065	H24	35,365	1,300	27.20
22	東京	町田市	418,523	H24.6	37,316	1,300	28.70
平均							32.38

【職員一人当りの面積】



【自治体人口比における市庁舎延床面積】



＜新庁舎における推計職員数算定の基本的な考え方＞

◆【H25年（2013年）4月現在】の職員数

【職種別職員数】

区 分	男	女	計
行政職	535	245	780
技能労務職	92	42	134
計	627	287	914

【勤務所別職員数】＜派遣職員：被災地、県2、後期高齢者、農業公社、消防広域、消防航空＞

区 分	男	女	計
本庁・新館・東館職員	282	116	398
派遣職員	7	0	7
出先職員	212	171	383
消防（本部・鹿沼消防署）	84	0	84
消防（分署）	42	0	42
計	627	287	914

【本庁・新館・東館役職別職員数（行政職）】

区 分	人数	本庁	新館	東館
部長級	9	4	4	1
課長級	39	15	21	3
補佐級	44	18	21	5
係長級（担当主査含む）	51	24	23	4
事務職	220	121	80	19
技術職	35	3	30	2
（正職員合計）	398	185	179	34
嘱託	12	7	4	1
非常勤	35	10	18	7
臨時	64	32	19	13
（非正規職員合計）	111	49	41	21
総合計	509	234	220	55

⇒上記から新庁舎の対象職員数（特別職・嘱託・非常勤・臨時含む）

・・・509人＋25人（出先集約数）＋3人（特別職）＝**537人**

⇒職員全体数における「新庁舎入居率」

①・・・398人（新庁舎対象正職員数）＋25人（出先集約数）／914人＝**0.46280**

◆【H33年（2021年）】の職員数

<人口>：97,000人（第6次鹿沼市総合計画における人口の推移により）

<試算職員数>

⇒鹿沼市定員適正化計画に基づく推計：878人

⇒試算式（市、合併、人口5万～10万人）

・・・6.4人×97,000人=621人

・・・0.34人×490.62km²（鹿沼市面積）=167人

・・・一定値=90人

計：878人

<新庁舎の対象正規職員数（特別職含む）>

・・・878人×0.46280（①入居率）+3人（特別職）=409人

<新庁舎の対象非正規職員数（嘱託・非常勤・臨時）>

⇒減少率（職員数の減少率を採用）

・・・878人（H33年）/914人（H25年）=0.96061

⇒H33年新庁舎における非正規職員数（この枠の中に再任用職員含む）

・・・111人（H25年）×0.96061=107人

<新庁舎対象職員数>：409人+107人・・・・・・計=516人

◆【H52年（2040年）】の職員数

<人口>：79,848人（厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所により）

<試算職員数>

⇒鹿沼市定員適正化計画に基づく推計：768人

⇒試算式（市、合併、人口5万～10万人）

・・・6.4人×79,848人=511人

・・・0.34人×490.62km²（鹿沼市面積）=167人

・・・一定値=90人

計：768人

<新庁舎の対象正規職員数（特別職含む）>

・・・768人×0.46280（①入居率）+3人（特別職）=358人

<新庁舎の対象非正規職員数（嘱託・非常勤・臨時）>

⇒減少率（職員数の減少率を採用）

・・・768人（H52年）/914人（H25年）=0.84026

⇒H33年新庁舎における非正規職員数（この枠の中に再任用職員含む）

・・・111人（H25年）×0.84026=93人

<新庁舎対象職員数>：358人+93人・・・・・・計=451人

＜県内自治体の駐車場台数（来客用）＞

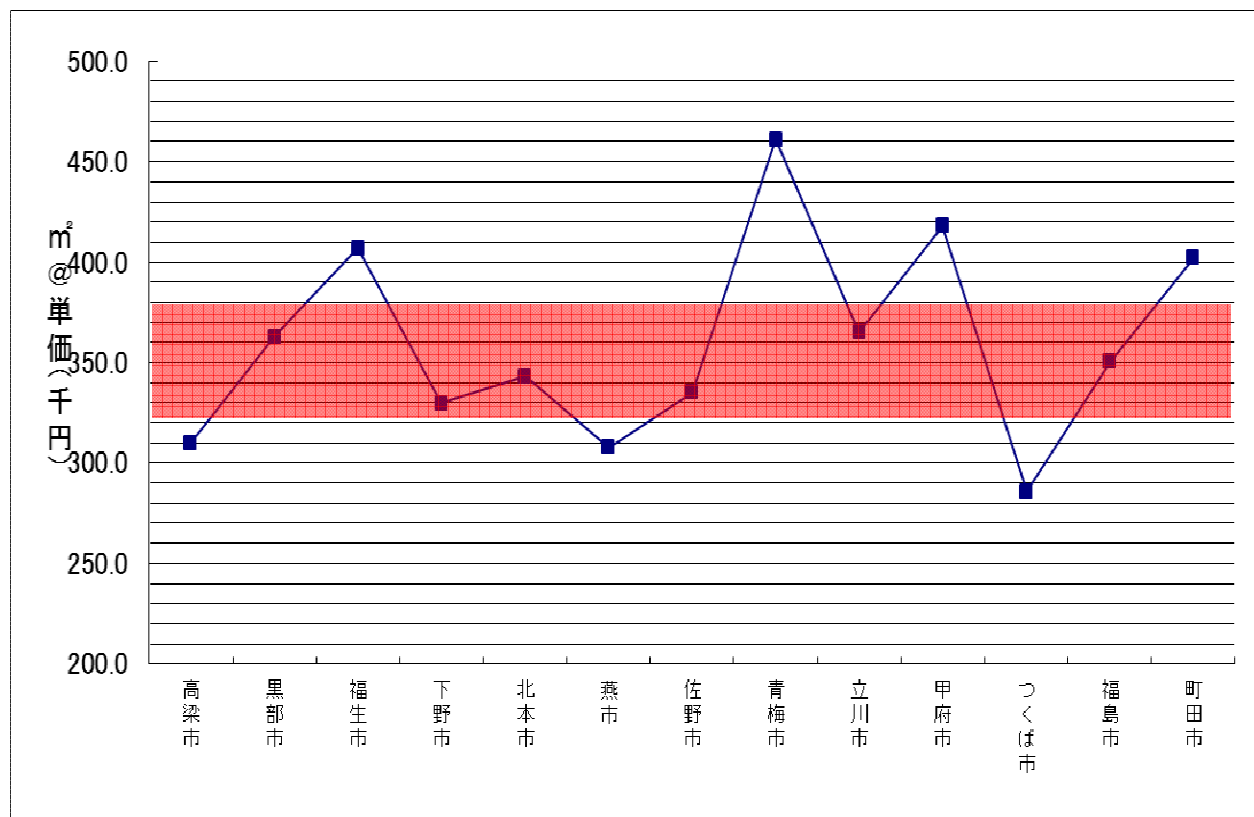
＜H.25.4.1 時点＞

市町名	人 口（人）	駐車場台数（台）	備 考
宇都宮市	514,798	276	
小山市	164,435	384	文化センターと供用
足利市	152,288	167	
栃木市	143,784	398	（計画中）店舗と供用
佐野市	120,099	150	（計画中）
那須塩原市	117,758	108	
鹿沼市	101,079	95	第1（79台）、第2（16台）
日光市	87,426	179	
真岡市	81,404	60	
大田原市	76,781	130	
下野市	59,653	110	（計画中）
さくら市	44,788	82	
矢板市	34,474	250	
那須烏山市	28,279	30	
平 均		172	

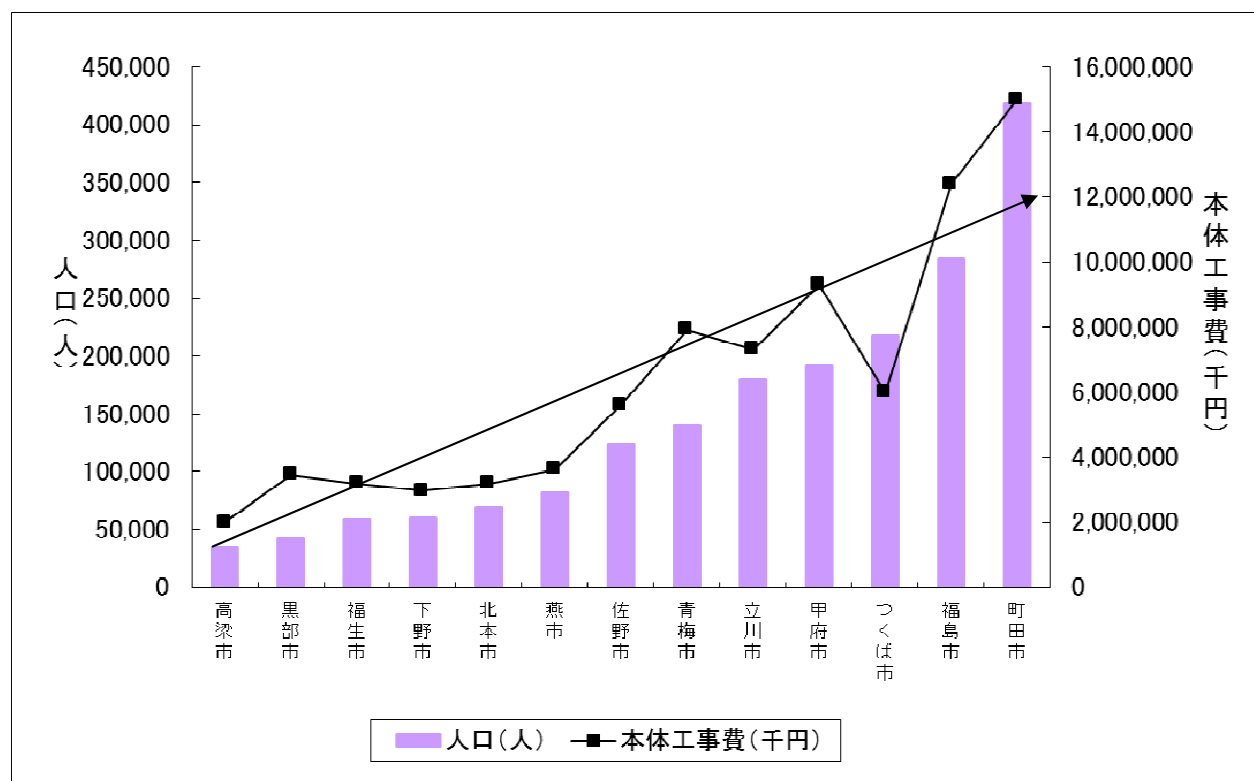
＜他市庁舎建設事例からの1㎡当り本体工事単価＞

No.	都道府県	市町村	人口（人）	建設年月	延床面積（㎡）	職員数（人）	本体工事費（千円）	㎡当り単価（千円）
1	岡山	高梁市	33,963	H25～H26	6,450	331	2,000,000	310.1
2	富山	黒部市	41,852	H25～H26	9,535	247	3,460,000	362.9
3	東京	福生市	58,826	H25～H26	7,825	313	3,184,650	407.0
4	栃木	下野市	60,275	H26～H27	9,000	326	2,966,400	329.6
5	埼玉	北本市	69,146	H24～H27	9,294	308	3,190,000	343.2
6	新潟	燕市	81,851	H23	11,787	500	3,628,000	307.8
7	栃木	佐野市	123,352	H25～H26	16,700	550	5,600,000	335.3
8	東京	青梅市	139,854	H22.7	17,161	600	7,913,192	461.1
9	東京	立川市	179,599	H22.7	20,015	590	7,310,000	365.2
10	山梨	甲府市	191,700	H23～H24	22,238	820	9,300,000	418.2
11	茨城	つくば市	217,919	H22.10	21,004	812	6,000,000	285.7
12	福島	福島市	284,065	H24	35,365	1,300	12,400,000	350.6
13	東京	町田市	418,523	H24.6	37,316	1,300	15,000,000	402.0
平均								359.9

【1㎡当りの本体工事単価】



【自治体人口比における庁舎本体建設工事価格】



＜庁舎の整備方法＞ ～評価の際の補足資料～

＜庁舎整備パターンの評価に伴う重点項目の選定結果＞

◇各委員が、5項目を選定した結果は、次のとおりである。

＜単位：ポイント＞

評価基準項目	評価軸	選定項目の集計
1. 安全性・防災性	①防災拠点としての機能	17
2. 利便性	②来庁者の利便性を高めるための機能	17
3. 市民協働の拠点性	③市民との協働・まちづくりを進めるための機能	5
4. 機能性	④議会運営を進めるための機能	0
	⑤行政事務を効率的に行うための機能	10
	⑥高度情報化に対応するための機能	4
5. 環境性	⑦環境と共生するための機能	9
6. 経済性	⑧庁舎維持管理・セキュリティに必要な機能	5
	⑨整備コスト	4
7. 地域性 (鹿沼性)	⑩シンボルとしての庁舎	5
8. 将来性	⑪庁舎施設の更新に対する対応	6
9. 整合性	⑫関係法令の対応	1
計		83

(15人×5項目) = 75

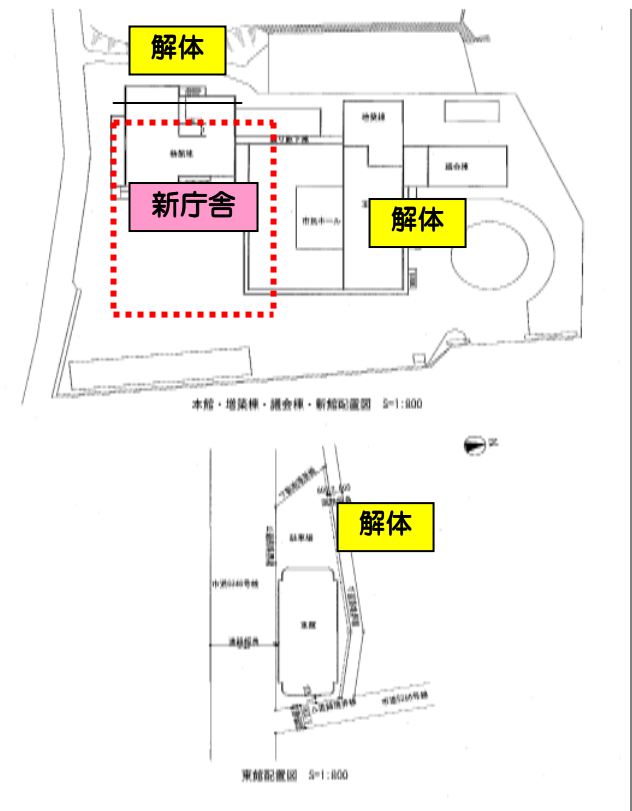
(1人×2項目) = 2

(1人×6項目) = 6

＜庁舎整備パターン別の利点・課題、問題点＞

パターン1

■現在の敷地を利用し、本庁舎（本館・新館）及び東館を全て解体し、既存庁舎を集約した新庁舎を建設する。

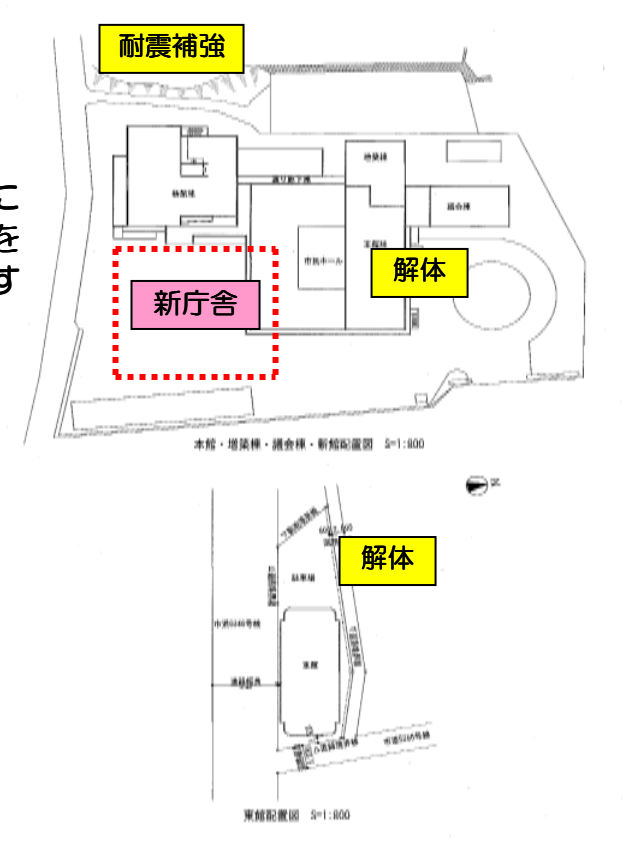


利点（メリット）	課題・問題点（デメリット）
<ul style="list-style-type: none"> ◇総合庁舎方式であり、ワンストップ窓口の設置など、集約的・効率的なサービス提供ができ、利用しやすい庁舎となる。 ◇効率的な庁舎計画が可能である。 ◇施工は、比較的容易である。 ◇完成後の駐車スペースは、東館跡地も含め現在の2倍の台数確保は可能である。 ◇防災拠点機能や市民交流機能など、新たに求められる機能が導入しやすい。 ◇行財政運営のスリム化と効率化が図れ、経費の削減ができる。 ◇環境に配慮した庁舎建設により光熱費の削減が図れる。 ◇合併特例債が有効活用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆大規模な仮設庁舎が必要である。 ・・・仮設庁舎が分散する可能性もある。 ◆事業費が高額になる。 ◆文化財保護法（埋蔵文化財包蔵地）の網がかかっており、調査が必要である。 ◆「木造」は、準防火地域であり、関連法令の制限がある。（大規模な木造は困難） ◆高層化する場合、用途地域の制限がある。（日影規制・道路隣地斜線規制など）

パターン2

■現在の敷地を利用し、新館は耐震補強により活用し、本庁舎（本館）及び東館を解体し、2つを集約した新庁舎を建設する。

◆「新館」耐震補強のイメージ図
 ……別紙のとおり



利点（メリット）	課題・問題点（デメリット）
<p>◇庁舎規模が小さくなることから、建設コストが節減できる。</p> <p>◇仮設庁舎の使用期間が短縮できる。</p>	<p>◆効率的な土地利用ができない。 ……新庁舎と新館との間に未利用スペースができてしまう。</p> <p>◆新館の大規模な耐震補強・改修が必要である。</p> <p>◆改修工事施工中には、大規模な仮設庁舎が必要になる。（工事中執務はできない）</p> <p>◆耐震補強後、新館の耐用年数が迫り、数年後には建替えの検討が必要である。</p> <p>◆作業ヤードが少なく施工が困難である。</p> <p>◆新庁舎の高層化は、高さ制限（斜線・日陰）による建設位置の制約がある。</p> <p>◆完成後の駐車スペースは、現在規模とほぼ同様。</p> <p>◆文化財保護法（埋蔵文化財包蔵地）の網がかかっており、調査が必要である。</p> <p>◆合併特例債は有効に活用できない。（改修は不可）</p>

パターン3

■現在敷地の利用と周辺市有地を利用しながら、本庁舎（本館・新館）及び東館を全て解体し、必要な面積分による「分庁方式」の新庁舎を建設する。
 ⇒本庁舎・第2庁舎・第3庁舎の新築
 又は、既存施設を活用した分庁。

〔久保町：柳田商店跡地〕

〔天神町：産文跡地〕



既存施設の活用

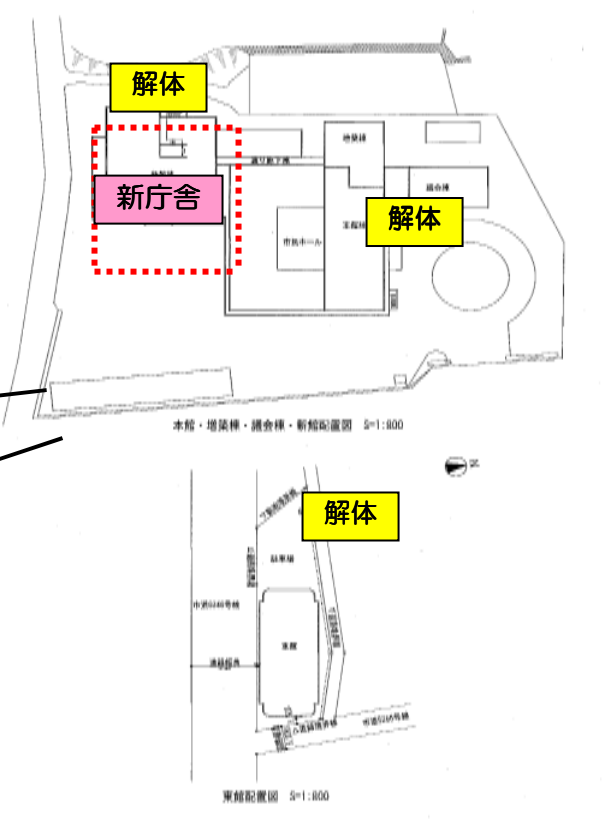
市民情報センター

既存施設の活用

まちなか交流プラザ

既存施設の活用

市民文化センター

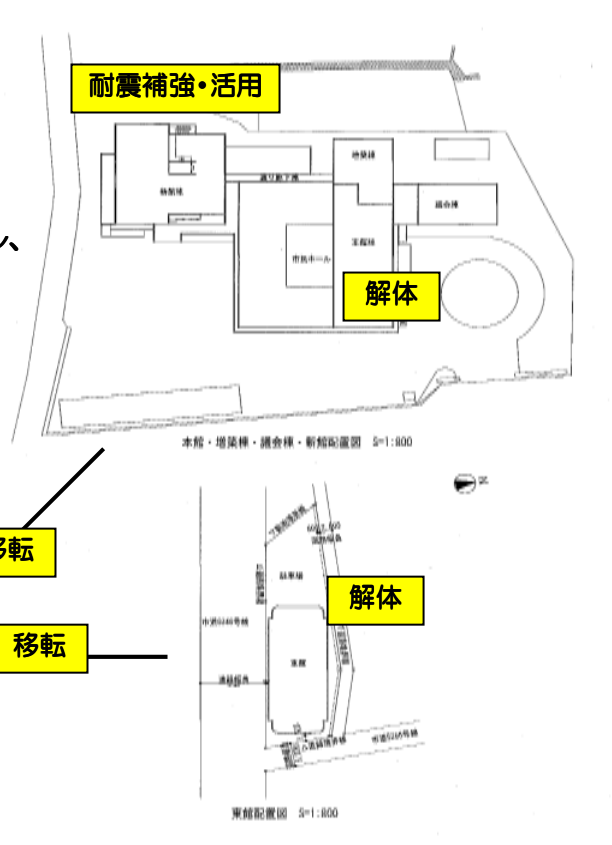
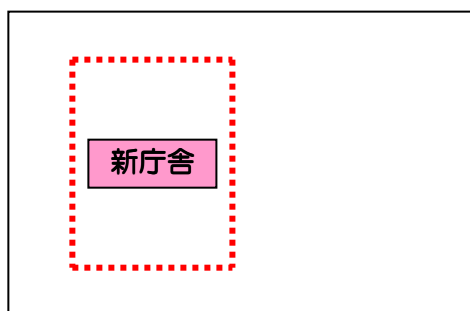


利点（メリット）	課題・問題点（デメリット）
<ul style="list-style-type: none"> ◇仮設庁舎の建設が必要ない。 ◇新庁舎の規模が小さくなり、現在の本庁舎敷地の駐車スペースが多く確保できる。 ◇まちなか回遊の一助となる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆窓口等、ワンストップサービスが図れなく、市民サービスの低下が懸念される。 ◆庁舎建設経費が増大する。 ◆施設の維持管理費が増大する。 ◆産文、柳田商店跡地における駐車場（商店会等）としての利用ができなくなる。 ◆災害時の防災拠点施設にならない。 ◆市の中心施設としてのシンボルにはならない。 ◆第2、第3庁舎の駐車スペースが少ない ◆文化財保護法（埋蔵文化財包蔵地）の網がかかっており、調査が必要である。
<p>【既存施設の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇上記より、さらに事業費が小さくなる。 ◇既存施設使用可能面積：1,072 m² （内訳）市民情報C：225 m² まちなか交流：318 m² 市民文化C：529 m² 	<p>【既存施設の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆上記より、さらに分散化される。 ◆十分な床面積が確保できない。 ・・・不足分の新庁舎建設が必要。 ◆施設の用途においては、市民利用に支障が生じる。

パターン4

■本庁舎（本館・新館）及び東館を移転し、新庁舎を建設する。

＜移転場所の想定＞
 地方自治法第4条第2項を勘案し、御成橋から国道293号線から南大通り交差点付近までが望ましい。



利点（メリット）	課題・問題点（デメリット）
<ul style="list-style-type: none"> ◇現庁舎で行政サービスを提供しながら、新庁舎を建設できるので仮設庁舎が必要ない（整備コストの削減） ◇総合庁舎方式であり、ワンストップ窓口の設置など、集約的・効率的なサービス提供ができ、利用しやすい庁舎となる。 ◇防災拠点機能や市民交流機能など、新たに求められる機能が導入しやすい。 ◇（移転先によるが）効率的な庁舎計画が可能である。 ◇施工は、比較的容易である。 ◇（移転先によるが）駐車スペースは、ある程度の台数確保は可能である。 ◇行財政運営のスリム化と効率化が図れ、経費の削減ができる。 ◇環境に配慮した庁舎建設により光熱費の削減が図れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆中心市街地の衰退が懸念される。 ◆建設場所選定や用地取得等に時間が必要である。 ◆旧庁舎敷地の有効活用が課題となる。 ◆開発行為等関連法令の手続きに時間がかかる。（市街化調整区域は、原則不可） ◆用地費等建設費が高額になることが予想される。

【「新館」耐震補強のイメージ図】



【耐震安全性】

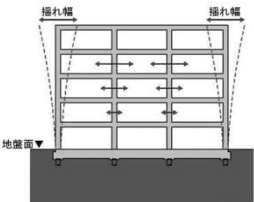
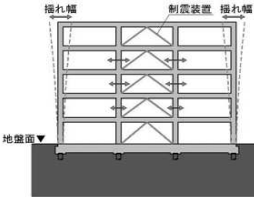
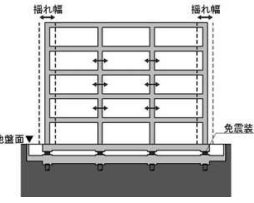
1. 耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体の大地震に対する耐震安全性の目標	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材の大地震に対する耐震安全性の目標	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、異動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備の大地震に対する耐震安全性の目標	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

2. 官庁施設に求められる耐震安全性（耐震安全性の分類）

施設の用途	対象施設	耐震安全性の分類		
		構造体	建築非構造部材	建築設備
災害対策の指揮、情報伝達等のための施設	指定行政機関が入居する施設 指定地方行政ブロック期間が入居する施設 東京圏、名古屋圏、大阪圏及び地震防災対策強化地域にある指定行政機関が入居する施設	I 類	A 類	甲類
	指定地方行政機関のうち、上記以外のもの及びこれに準ずる機能を有する期間が入居する施設	II 類		
被災者の救助、緊急医療活動、消火活動等のための施設	病院、消防関係機関のうち、災害時に拠点として機能すべき施設	I 類	A 類	甲類
	上記以外の病院、消防関係施設	II 類		
避難所として位置付けられた施設	学校、研修施設等のうち、地域防災計画で、避難所として指定された施設	II 類	A 類	乙類
危険物を貯蔵又は使用する施設	放射性物質又は病原菌類を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	I 類	A 類	甲類
	石油類、高圧ガス、毒物等を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	II 類	A 類	
多数の者が利用する施設	文化施設、学校施設、社会教育施設、社会福祉施設	II 類	B 類	乙類
その他	一般官公庁施設	III 類	B 類	乙類

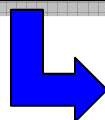
3. 耐震構造・制震構造・免震構造の特徴

	イメージ	特徴	メリット	デメリット	維持管理
耐震構造	 <p>柱・梁を頑丈な構造体にする</p>	<p>構造体が地震に耐えられるような強度で造られている。上階、下階共小刻みに激しく揺れる。揺れの激しさは上階ほど大きい。</p>	<p>維持管理が容易で、一般的な初期費用負担が小さい。</p>	<p>建物の壁がひび割れたり、特別な対策を行わない限り、室内の家具が倒れたりする。</p>	<p>装置が無いため、特別なメンテナンスは不要。</p>
制震構造	 <p>制震装置で揺れを吸収する</p>	<p>建物自体に組み込んだ制震装置により、揺れを小さくして地震から建物を守る。上階ほど揺れは激しくなるが制震ダンパー等により耐震建物よりも小さくなる。</p>	<p>地震時に構造体への破損が軽減される。維持管理費は、免震に比べて小さい。</p>	<p>地震エネルギーの吸収装置を付加して、構造体の損傷をとどめることは可能であるが、無被害とすることは難しい。特別な対策を行わない限り、室内の家具が倒れたりする。</p>	<p>制震装置の日常点検は不要であるが、中規模地震以上が起こった際には、目視点検が必要となる。大規模な地震にみまわれた場合は、制震装置の交換が必要となる場合もある。</p>
免震構造	 <p>免震装置が地震力を吸収する</p>	<p>建物を地盤から切り離すことにより、地盤の揺れに建物が追従しないようにして耐震性を向上させる。建物全体が大きくゆっくり揺れるので揺れの激しさは小さい。</p>	<p>建物がゆっくり揺れるので、ひび割れなどの損傷が少なく、室内の家具も転倒しにくい。構造体のサイズを小さく出来る。</p>	<p>一般的な初期費用負担が大きい。また、定期点検が必要なため維持管理費用がかかる。地盤のゆるい軟弱地盤では設置が困難である。</p>	<p>免震装置の定期点検が必要となる。中規模地震以上が起こった際には、目視点検が必要となる。</p>

【整備パターン別の想定する整備形態】
「建築面積」・「階数」・「駐車台数」

新庁舎の想定する整備規模（必要面積）を前提条件として、整備パターン毎の「階数（建築面積）」及び来客用「駐車台数」を比較する。

新庁舎における想定必要面積



15,000㎡と想定する。

【評価する際の参考値】

項目	パターン1	パターン2	パターン3	パターン4
敷地面積	<本庁舎>	<本庁舎>	<本庁舎> 9,386㎡	<必要面積>
	9,386㎡	9,386㎡	<柳田跡地> 3,000㎡ <産文跡地> 2,400㎡	20,000㎡ (用地未確定)
想定する 建築面積 (1階面積)	3,000㎡	新館：941㎡ 新庁舎：2,000㎡	<本庁舎> 2,000㎡ <柳田跡地> 1,000㎡ <産文跡地> 1,000㎡	3,000㎡
	5階～6階	新館：5階 新庁舎：6階～7階	<本庁舎> 5階 <柳田跡地> 3階 <産文跡地> 2階	5階から6階 敷地形状により 高さの調整可能
駐車場利用 可能面積	3,000㎡	2,000㎡	<本庁舎> 4,000㎡ <柳田跡地> 1,000㎡ <産文跡地> 700㎡	5,000㎡ 敷地形状により 広さの調整可能
	120台/25㎡	80台/25㎡	<本庁舎> 160台/25㎡ <柳田跡地> 40台/25㎡ <産文跡地> 28台/25㎡ 計：228台	200台/25㎡
駐車台数	東館跡地：30台	東館跡地：30台	東館跡地：30台	

【整備パターン別の概算費用及びその他の参考事項】

項目	パターン1	パターン2	パターン3	パターン4
① 概算総事業費 (千円)	¥5,934,000	¥5,129,120	¥6,399,000 (既存施設利用) (¥5,992,000)	¥5,737,000 別途用地費必要
合併特例債の 普通交付税措置 算入可能額 【特例債額×0.7】 (千円)	¥3,873,800	¥2,992,500	¥4,199,300 (既存施設利用) (¥3,914,400)	¥3,472,000 用地費×0.7 も算入可能
② 市の負担額 (総事業費-合併特例 債算入可能額)	¥2,060,200	¥2,136,620	¥2,199,700 (既存施設利用) (¥2,077,600)	¥2,265,000
総事業費における 合併特例債算入額 の割合	65.28%	58.34%	65.62% (既存施設利用) (65.33%)	60.52%
③ 法令上の規則& 必要な手続き	○開発行為協議 ○土地に関する 事前相談			○上位計画変更 ○用途地域変更 ○地区計画策定 →都市計画決定 ○開発行為協議 ○農地転用 ○土地に関する 事前相談
防火上の地域区分	○準防火地域 ・建築基準法 第62条第1項			○中心市街地以外 (現庁舎含む) は無指定
④ 木造化の検討	現庁舎位置は準防火地域。 ①床面積500㎡以下は一般木造が 可能。 ②床面積500㎡超～1500㎡以下 は準耐火建築物（大断面の集成材 を使用）が可能。 ③床面積1500㎡超は耐火建築。 ⇒集約した新庁舎を木造建築とする のは困難	分庁位置 3ヶ所とも 準防火地域。 (同左) ⇒分庁方式にて 2階外な庁舎や RC造との混構造 ならば木造も可 能。	防火上の地域区 分が無指定 ○床面積3000㎡ 以下まで準耐火 建築物（大断面 の集成材を使 用）が可能。 ⇒分棟やRC造と の混構造ならば 木造も可能。	
木質化の検討	屋根・外壁・内装のそれぞれに規制があるが、条件を満たすことで木材利用可能。【床や腰板1.2m（居室等）は制限無し】⇒ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞや排煙設備の設置により居室の全面木質化が可能。			

新庁舎整備基本構想（案）

～～【パターン1】（概算・財源その他参考事項評価）～～

項目		パターン			備考	
		延床面積	単価	工事費		
		m ²	千円	千円		
構造		15,000	-	-	免震構造（総務省基準+2000m ² ）	
概算費用	建設工事費（小計）	-	-	5,025,000		
	耐震補強工事費	-	-	-	無し	
	新築工事費（※）	15,000	335	5,025,000	必要面積（総務省基準+2000m ² ）	
	改修工事費	-	-	-	無し	
	設計費（小計）	-	-	70,000		
	耐震補強工事	-	-	-	無し	
	新築工事（※）	15,000	一式	70,000	必要面積（総務省基準+2000m ² ）及び各種調査費含む	
	改修工事	-	-	-	無し	
	仮設庁舎工事	7,502	一式	-	仮設庁舎費に算入（委託）	
	解体工事	8,961	一式	-	建物解体撤去費に算入	
	仮設庁舎費（※）	7,502	75	562,000	本館・新館のみ、東館は継続使用、設計費込み	
	建物解体撤去費（※）	8,961	21.8	195,000	現庁舎全て、設計費込み	
	外構・造成工事費（※）	-	一式	82,000	7243m ² ⇒現在敷地面積（含む東館敷地）-建築面積3000m ²	
用地購入費	-	-	-	無し		
合計	-	-	5,934,000	（※）は合併特例債に算入できる費目		
考えられる財源	庁舎建設基金			400,000	H24現在（今後積み増し予定）	
	地方債（小計）			5,534,000		
	合併特例債			5,534,000	対象：新築関連の費用のみ（東館の解体費用は対象外）	
	防災対策事業債			-	防災拠点としての機能分	
	一般事業一般単独債			-		
	その他特定財源			-	新築庁舎に導入する機能分の可能性あり	
	一般財源			0		
合計			5,934,000			
その他参考事項	法令上の規則	市上位計画との整合（市総合計画及び都市計画マスタープラン）	-		問題無し	
		用途地域関連（都計法・建基法）	-		現庁舎敷地は商業地域のため問題無し	
		地区計画策定（都計法）	-		無し	
		開発行為の許可（都計法）	有り		法第29条（切盛土等の造成をした場合）	
		農地法・農振法	-		無し	
		土地利用に関する事前協議	有り		市企画課への事前相談のみ	
	その他	木造化の検討		×		現庁舎位置は準防火地域。⇒床面積1500m ² 超は耐火建築。集約した新庁舎を木造建築とするのは困難。
		木質化の検討		○		屋根・外壁・内装のそれぞれに規制があるが、条件を満たすことで木材利用可能。【床や腰板1.2m（居室等）は制限無し】⇒ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ-設置等で居室の全面木質化が可能。

新庁舎整備基本構想（案）

～～【パターン2】（概算・財源その他参考事項評価）～～

項目		パターン			
		現在の敷地を利用し、新館は耐震補強により文書館や会議室として主に活用し、本館及び東館を全て解体し、2つを集約した新庁舎を建設する。			
		延床面積	単価	工事費	備考
		m ²	千円	千円	
構 造		15,000	-	-	新築庁舎は免震構造とする（総務省基準+2000m ² ）
概 算 費 用	建設工事費（小計）	-	-	4,400,000	
	耐震補強工事費	3,361	13.7	46,000	新館のみ：【会議室・倉庫】で活用
	新築工事費（※）	12,000	335	4,020,000	必要面積（総務省基準+2000m ² ）-新館分
	改修工事費	3,361	99.4	334,000	新館のみ：【会議室・倉庫】で活用
	設 計 費（小計）	-	-	75,000	
	耐震補強工事	3,361	一式	13,000	新館のみ、改修工事設計含む
	新築工事（※）	12,000	一式	62,000	必要面積（総務省基準+2000m ² ）-新館分、各種調査費含む
	改修工事	3,361	一式	-	耐震補強工事設計に算入
	仮設庁舎工事	7,502	一式	-	仮設庁舎費に算入（委託）
	解体工事	5,599	一式	-	建物解体撤去費に算入
	仮設庁舎費（※）	7,502	60	450,120	本館・新館のみ、東館は継続使用、設計費込み
	建物解体撤去費（※）	5,599	21.8	122,000	本館・渡り廊下・東館、設計費込み
	外構・造成工事費（※）	-	一式	82,000	7302m ² ⇒現在敷地面積（含む東館敷地）-建築面積2941m ²
用地購入費	-	-	-	無し	
合 計	-	-	5,129,120	（※）は合併特例債に算入できる費目	
考 え ら れ る 財 源	庁舎建設基金			400,000	H24現在（今後積み増し予定）
	地 方 債（小計）			4,275,000	
	合併特例債			4,275,000	対象：新築関連の費用のみ（新館分仮設庁舎費や東館分解体費用は対象外）
	防災対策事業債			-	防災拠点としての機能分
	一般事業一般単独債			-	
	その他特定財源			-	新築庁舎に導入する機能分の可能性あり
	一般財源			454,120	
合 計			5,129,120		
そ の 他 参 考 事 項	法令上の規則	市上位計画との整合（市総合計画及び都市計画マスタープラン）	-		問題無し
	用途地域関連（都計法・建基法）		-		現庁舎敷地は商業地域のため問題無し
	地区計画策定（都計法）		-		無し
	開発行為の許可（都計法）		有り		法第29条（切盛土等の造成をした場合）
	農地法・農振法		-		無し
	土地利用に関する事前協議		有り		市企画課へ事前相談のみ
	その他	木造化の検討		×	
木質化の検討			○		屋根・外壁・内装のそれぞれに規制があるが、条件を満たすことで木材利用可能。【床や腰板1.2m（居室等）は制限無し】⇒スリッパ設置等で居室の全面木質化が可能。

新庁舎整備基本構想（案）

～～【パターン3】（概算・財源その他参考事項評価）～～

項目		パターン 3 現在の敷地の利用と周辺市有地を利用しながら、本庁舎（本館・新館）及び東館を全て解体し、必要な面積分による「分庁方式」の新庁舎を建設する。			
		延床面積 ㎡	単 価 千円	工事費 千円	備 考
構 造		15,000	-	-	分庁の新庁舎は全て免震構造（総務省基準+2000㎡）
概 算 費 用	建設工事費（小計）	-	-	6,030,000	
	耐震補強工事費	-	-	-	無し
	新築工事費（※）	15,000	402	6,030,000	必要面積（総務省基準+2000㎡） 単価増理由～建物を3棟に分けるため諸経費が増加
	改修工事費	-	-	-	無し
	設 計 費（小計）	-	-	70,000	
	耐震補強工事	-	-	-	無し
	新築工事（※）	15,000	一式	70,000	必要面積（総務省+2000㎡）及び各種調査費含む
	改修工事	-	-	-	無し
	仮設庁舎工事	-	-	-	分庁舎新築により必要無し
	解体工事	8,961	一式	-	建物解体撤去費に算入
	仮設庁舎費	-	-	-	分庁舎新築により必要無し
	建物解体撤去費（※）	8,961	21.8	195,000	現庁舎全て、設計費込み
	外構・造成工事費（※）	-	一式	104,000	11643㎡⇒現在敷地及びその外（柳田商店跡地、産文跡地）-3庁舎分建築面積4000㎡
	用地購入費	-	-	-	無し
	合 計	-	-	6,399,000	（※）は合併特例債に算入できる費目
考 え ら れ る 財 源	庁舎建設基金			400,000	H24現在（今後積み増し予定）
	地 方 債（小計）			5,999,000	
	合併特例債			5,999,000	対象：新築関連の費用のみ （東館分解体費用は対象外）
	防災対策事業債			-	防災拠点としての機能分
	一般事業一般単独債			-	
	その他特定財源			-	新築庁舎に導入する機能分の可能性あり
一般財源			0		
合 計			6,399,000		
そ の 他 参 考 事 項	市上位計画との整合 （市総合計画及び 都市計画マスタープラン）		-		問題無し
	用途地域関連（都計法・建基法）		-		現庁舎位置及び柳田、産文跡地とも商業地域であるため事務所の建設に問題無し
	地区計画策定（都計法）		-		無し
	開発行為の許可（都計法）		有り		法第29条（柳田及び産文跡地の造成、現在地の切り盛土の場合等）
	農地法・農振法		-		無し
	土地利用に関する事前協議		有り		市企画課へ事前相談のみ
	木造化の検討		△		分庁舎位置3カ所とも準防火地域。 ⇒床面積1,500㎡以下まで準耐火建築物（大断面の集成材を使用）が可能。分庁方式にてコンパクトな庁舎やRC造との混構造ならば木造も可能。
	木質化の検討		○		屋根・外壁・内装のそれぞれに規制があるが、条件を満たすことで木材利用可能。【床や腰板1.2m（居室等）は制限無し】⇒ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞﾗ-設置等で居室の全面木質化が可能。

新庁舎整備基本構想（案）

～～【パターン3】（概算・財源その他参考事項評価）～～

項目		パターン		3		備考
		延床面積	単価	工事費		
		m ²	千円	千円		
構造		14,000	-	-	分庁舎の新庁舎は全て免震構造（総務省基準+2000m ² ）-既存施設分1000m ² （情報センター：318、文化センター：529、チャット：228）	
概算費用	建設工事費（小計）	-	-	5,628,000		
	耐震補強工事費	-	-	-	無し	
	新築工事費（※）	14,000	402	5,628,000	必要面積（総務省基準+2000m ² ）-既存施設分1000m ²	
	改修工事費	-	-	-	無し	
	設計費（小計）	-	-	65,000		
	耐震補強工事	-	-	-	無し	
	新築工事（※）	14,000	一式	65,000	必要面積（総務省基準+2000m ² ）-既存施設分、各種調査費含む	
	改修工事	-	-	-	無し	
	仮設庁舎工事	-	-	-	分庁舎新築により必要無し	
	解体工事	8,961	一式	-	建物解体撤去費に算入	
	仮設庁舎費	-	-	-	分庁舎新築により必要無し	
	建物解体撤去費（※）	8,961	21.8	195,000	現庁舎全て、設計費込み	
	外構・造成工事費（※）	-	一式	104,000	11643m ² ⇒現在敷地及びその外（柳田商店跡地、産文跡地）-3庁舎分建築面積4000m ² （庁舎面積減ため、駐車場面積増）	
用地購入費	-	-	-	無し		
合計	-	-	5,992,000	（※）は合併特例債に算入できる費目		
考えられる財源	庁舎建設基金			400,000	H24現在（今後積み増し予定）	
	地方債（小計）			5,592,000		
	合併特例債			5,592,000	対象：新築関連の費用のみ（東館分解体費用は対象外）	
	防災対策事業債			-	防災拠点としての機能分	
	一般事業一般単独債			-		
	その他特定財源			-	新築庁舎に導入する機能分の可能性あり	
一般財源			0			
合計			5,992,000			
その他参考事項	法令上の規則	市上位計画との整合（市総合計画及び都市計画マスタープラン）	-	-	問題無し	
		用途地域関連（都計法・建基法）	-	-	現庁舎位置及び柳田、産文跡地ともの商業地域であるため事務所の建設に問題無し	
		地区計画策定（都計法）	-	-	無し	
		開発行為の許可（都計法）	有り	有り	法第29条（柳田及び産文跡地の造成、現在地の切り盛土の場合等）	
		農地法・農振法	-	-	無し	
		土地利用に関する事前協議	有り	有り	市企画課へ事前相談のみ	
その他	木造化の検討		△		分庁舎位置3ヵ所とも準防火地域。⇒床面積1,500m ² 以下まで準耐火建築物（大断面の集成材を使用）が可能。分庁舎方式にてコンパクトな庁舎やRC造との混構造ならば木造も可能。	
	木質化の検討		○		屋根・外壁・内装のそれぞれに規制があるが、条件を満たすことで木材利用可能。【床や腰板1.2m（居室等）は制限無し】⇒スリッパ設置等で居室の全面木質化が可能。	

新庁舎整備基本構想（案）

～～～【パターン4】（概算・財源その他参考事項評価）～～～

項目		パターン			
		4			
		延床面積	単 価	工事費	備 考
		m ²	千円	千円	
構 造		15,000	-	-	免震構造（総務省基準+2000m ² ）
概 算 費 用	建設工事費（小計）	-	-	5,405,000	
	耐震補強工事費	3,361	13.7	46,000	対象：新館（渡り廊下除く）
	新築工事費（※）	15,000	335	5,025,000	必要面積（総務省基準+2000m ² ）
	改修工事費	3,361	99.4	334,000	対象：新館（渡り廊下除く）
	設計費（小計）	-	-	83,000	
	耐震補強工事	3,361	一式	13,000	新館のみ、改修工事設計含む
	新築工事（※）	15,000	一式	70,000	必要面積（総務省基準+2000m ² ）及び各種調査費含む
	改修工事	3,361	一式	-	耐震補強工事設計に算入
	仮設庁舎工事	-	-	-	無し
	解体工事	8,961	一式	-	建物解体撤去費に算入
	仮設庁舎費	-	-	-	無し
	建物解体撤去費	5,599	21.8	122,000	本館・渡り廊下・東館、設計費込み
	外構・造成工事費（※）	-	一式	127,000	17000m ² ⇒用地面積20000m ² -建築面積30000m ² （移転造成最大値）
	用地購入費（※）	-	-	-	用地面積（20000m ² ）、整備位置により別途必要
合 計	-	-	5,737,000	（※）は合併特例債に算入できる費目	
考 え ら れ る 財 源	庁舎建設基金			400,000	H24現在（今後積み増し予定）
	地 方 債（小計）			4,960,000	
	合併特例債			4,960,000	対象：新築関連の費用のみ（現庁舎解体費用は対象外）
	防災対策事業債			-	防災拠点としての機能分
	一般事業一般単独債			-	
	その他特定財源			-	新築庁舎に導入する機能分の可能性あり
一般財源			377,000		
合 計			5,737,000		
そ の 他 参 考 事 項	法令上の規則	市上位計画との整合（市総合計画及び都市計画マスタープラン）	有り		総合計画及び都市計画マスタープランとともに修正・変更が必要。
	用途地域関連（都計法・建基法）		有り		市街化区域であっても、整備位置によっては用途地域変更が必要。
	地区計画策定（都計法）		有り		整備位置が市街化調整区域である場合必要。都計法第12条の4
	開発行為の許可（都計法）		有り		1000m ² 以上の開発行為について必要。都計法第29条
	農地法・農振法		有り		従前が農地の場合、農地転用が必要。農振地域は整備位置に該当無し
	土地利用に関する事前協議		有り		市企画課への事前相談のみ
	その他	木造化の検討		△	
木質化の検討			○		屋根・外壁・内装のそれぞれに規制があるが、条件を満たすことで木材利用可能。【床や腰板1.2m（居室等）は制限無し】⇒スリッパ設置等で居室の全面木質化が可能。

＜庁舎整備パターンの評価の結果＞

【庁舎整備検討ワーキンググループ】

評価基準項目	評価軸	パターン1	パターン2	パターン3	パターン4
1.安全性・防災性	①防災拠点としての機能 <10点>	8.4	5.6	5.3	10.0
2.利便性	②来庁者の利便性を高めるための機能 <10点>	9.7	4.4	3.1	9.7
3.市民協働の拠点性	③市民との協働・まちづくりを勧めるための機能 <5点>	3.6	2.8	2.3	3.3
4.機能性	④議会運営を進めるための機能 <5点>	3.8	3.4	3.4	4.5
	⑤行政事務を効率的に行うための機能 <10点>	7.2	4.4	4.7	9.4
	⑥高度情報化に対応するための機能 <5点>	4.1	2.8	3.4	4.5
	(小 計)	15.0	10.6	11.6	18.4
5.環境性	⑦環境と共生するための機能 <10点>	6.3	4.4	5.9	8.4
6.経済性	⑧庁舎維持管理・セキュリティに必要な機能 <5点>	4.1	2.3	2.2	4.5
	⑨整備コスト <5点>	2.8	1.7	2.5	2.5
	(小 計)	6.9	4.1	4.7	7.0
7.地域性	⑩シンボルとしての庁舎 <5点>	3.4	2.5	1.9	3.0
8.将来性	⑪庁舎施設の更新に対する対応 <10点>	4.4	1.9	3.8	8.1
9.整合性	⑫関係法令の対応 <5点>	3.4	3.1	3.0	1.7
平均得点数		61.1	39.4	41.6	69.7

＜考 察＞

平均得点が最も高かったのは、「整備パターン4」（本庁舎及び東館を移転し、新庁舎を建設：69.7点）であり、評価者16名中13名が「1位評価」としました。

次に、「整備パターン1」（本庁舎及び東館を全て解体し、集約した新庁舎を建設：61.1点）であり、評価者16名中3名が「1位評価」、11名が「2位評価」としました。

「整備パターン4」は、5つの重点項目（配点10点）とされた評価軸において、他の整備パターンに比べ、高評価となっています。

特に『防災拠点としての機能』においては、全ての評価者が“◎”（10点）としました。しかし、『関係法令の対応』においては、上位計画の修正・変更が必要とされる等のため、評価が著しく低い状況であります。

「整備パターン1」は、「パターン4」の次に、重点項目とされた評価軸の評価が高くなっています。

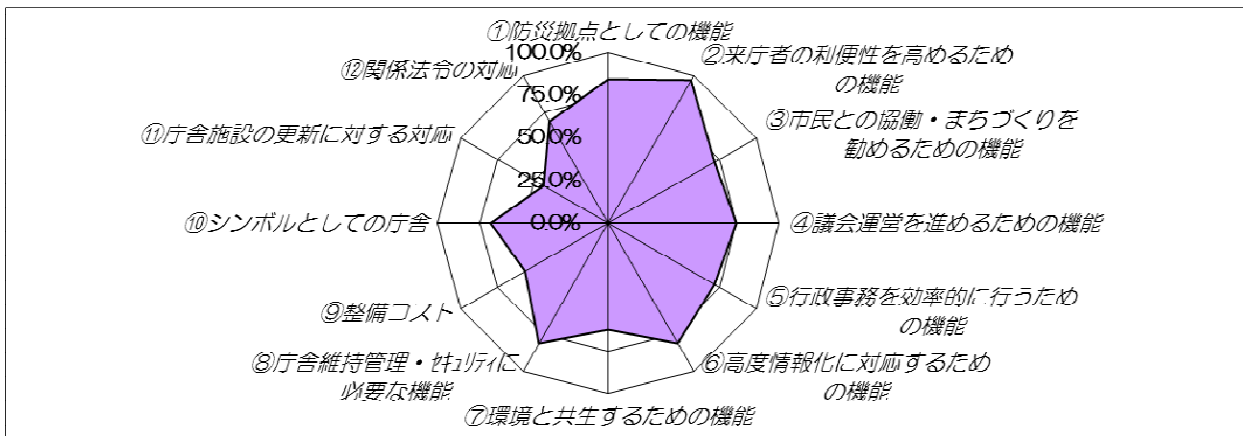
また、『関係法令の対応』においては、各パターン中、最も高評価であり、全ての『評価基準項目』においてバランスの取れた得点をしています。

「整備パターン2」（新館を耐震補強により活用、本館と新館を集約した新庁舎を建設：39.4点）は、重点項目の『庁舎施設の更新に対する対応』や『整備コスト』が他のパターンに比べ、著しく低い評価となっています。

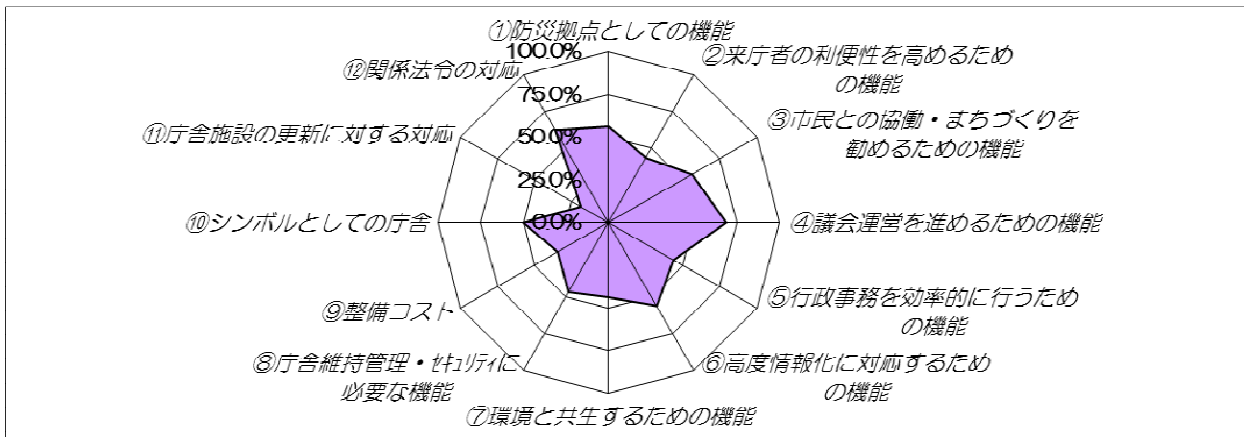
「整備パターン3」（現在敷地や周辺市有地に、必要な面積分による分庁方式の新庁舎を建設：41.6点）は、『シンボルとしての庁舎』が著しく低い評価となっています。

【整備方法の評価における評価軸（12項目）レーダーチャート】

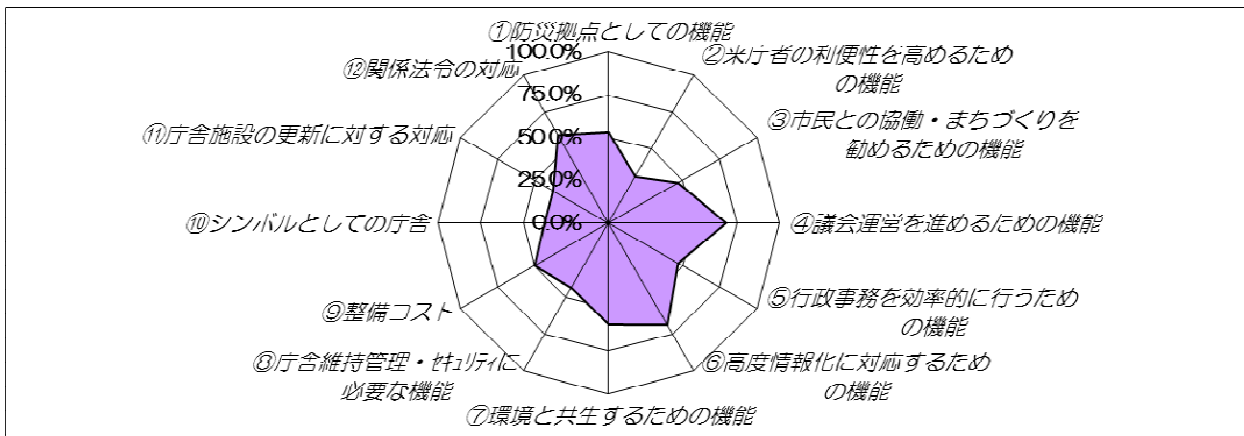
整備パターン1の評価結果（平均得点より）



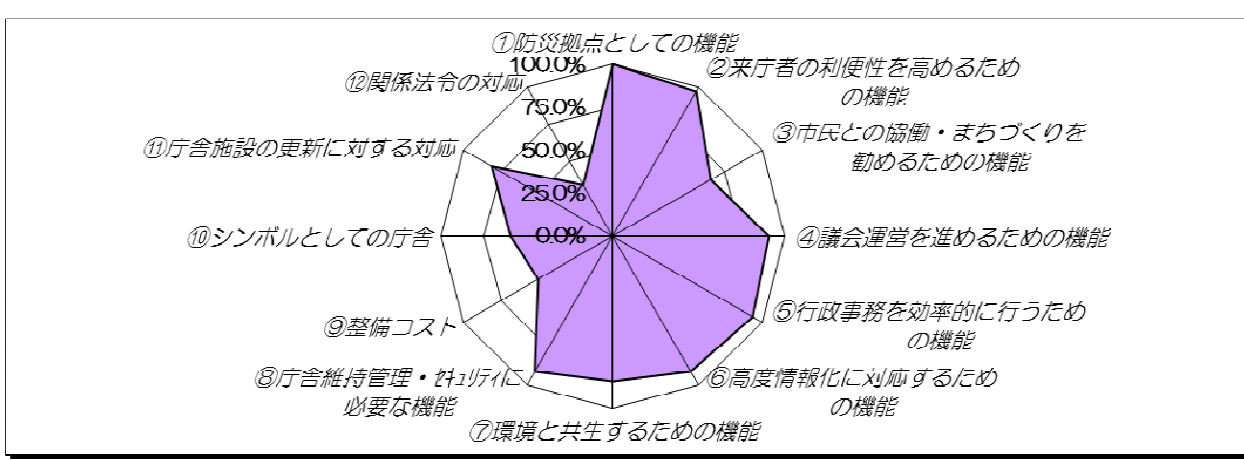
整備パターン2の評価結果（平均得点より）



整備パターン3の評価結果（平均得点より）



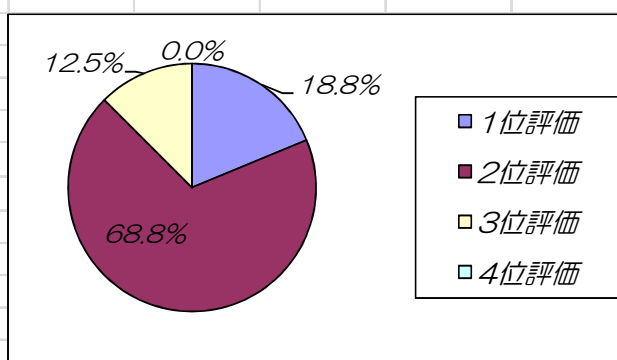
整備パターン4の評価結果（平均得点より）



【各整備パターン毎の評価者人数割合】

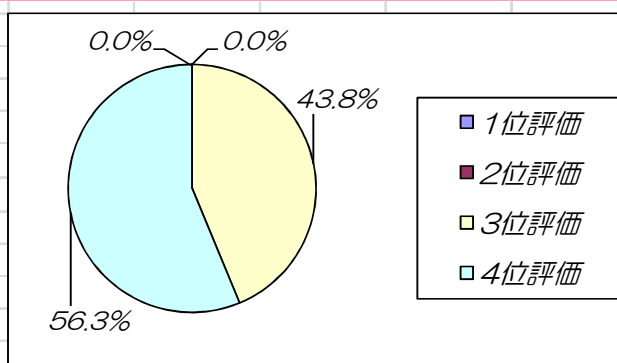
整備パターン1の評価者人数割合

順位	評価者人数	割合
1位評価	3	18.8%
2位評価	11	68.8%
3位評価	2	12.5%
4位評価	0	0.0%
合計	16	100.0%



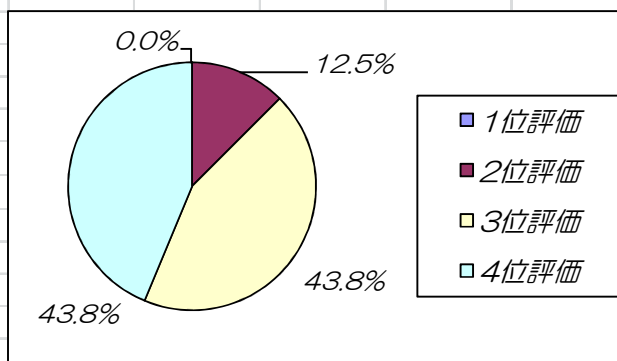
整備パターン2の評価者人数割合

順位	評価者人数	割合
1位評価	0	0.0%
2位評価	0	0.0%
3位評価	7	43.8%
4位評価	9	56.3%
合計	16	100.0%



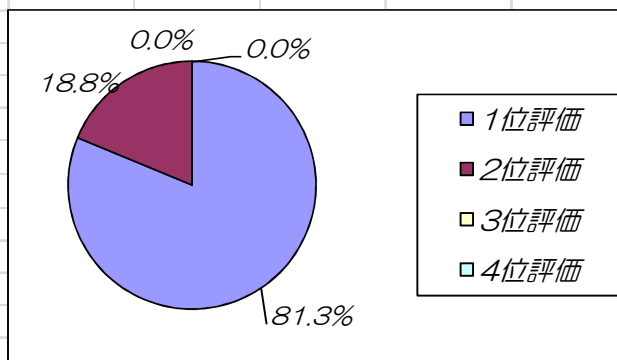
整備パターン3の評価者人数割合

順位	評価者人数	割合
1位評価	0	0.0%
2位評価	2	12.5%
3位評価	7	43.8%
4位評価	7	43.8%
合計	16	100.0%



整備パターン4の評価者人数割合

順位	評価者人数	割合
1位評価	13	81.3%
2位評価	3	18.8%
3位評価	0	0.0%
4位評価	0	0.0%
合計	16	100.0%



【自治会連合会理事（33名）】

評価基準項目	評価軸	パターン1	パターン2	パターン3	パターン4
1.安全性・防災性	①防災拠点としての機能 <10点>	7.7	4.7	3.9	9.1
2.利便性	②来庁者の利便性を高めるための機能 <10点>	7.4	5.2	3.4	8.4
3.市民協働の拠点性	③市民との協働・まちづくりを勧めるための機能 <5点>	3.8	3.1	2.3	4.0
4.機能性	④議会運営を進めるための機能 <5点>	3.4	2.3	2.4	3.5
	⑤行政事務を効率的に行うための機能 <10点>	6.5	5.6	3.9	8.1
	⑥高度情報化に対応するための機能 <5点>	3.9	2.8	2.8	4.3
	(小計)	13.9	10.8	9.1	15.9
5.環境性	⑦環境と共生するための機能 <10点>	7.3	5.3	4.7	8.6
6.経済性	⑧庁舎維持管理・セキュリティに必要な機能 <5点>	4.2	3.0	2.1	4.4
	⑨整備コスト <5点>	3.1	2.6	2.9	2.3
	(小計)	7.3	5.5	5.0	6.7
7.地域性	⑩シンボルとしての庁舎 <5点>	3.4	2.5	1.9	3.8
8.将来性	⑪庁舎施設の更新に対する対応 <10点>	4.7	3.0	3.6	7.2
9.整合性	⑫関係法令の対応 <5点>	3.4	2.7	2.0	2.8
平均得点数		58.9	42.8	34.9	64.5

＜考 察＞

平均得点が最も高かったのは、「整備パターン4」（本庁舎及び東館を移転し、新庁舎を建設：64.5点）で、評価者33名中21名が「1位評価」、6名が「2位評価」でありました。

次に、「整備パターン1」（本庁舎及び東館を全て解体し、集約した新庁舎を建設：58.9点）で、評価者33名中11名が「1位評価」、19名が「2位評価」でありました。

「整備パターン4」は、5つの重点項目（配点10点）とされた評価軸において、他の整備パターンに比べ、高評価となっています。

特に『防災拠点としての機能』、『環境と共生するための機能』において、評価が高い状況でありました。

「整備パターン1」は、「パターン4」の次に、重点項目とされた評価軸の評価

が高くなっています。

また、『関係法令の対応』においては、各パターン中、最も高評価でありました。

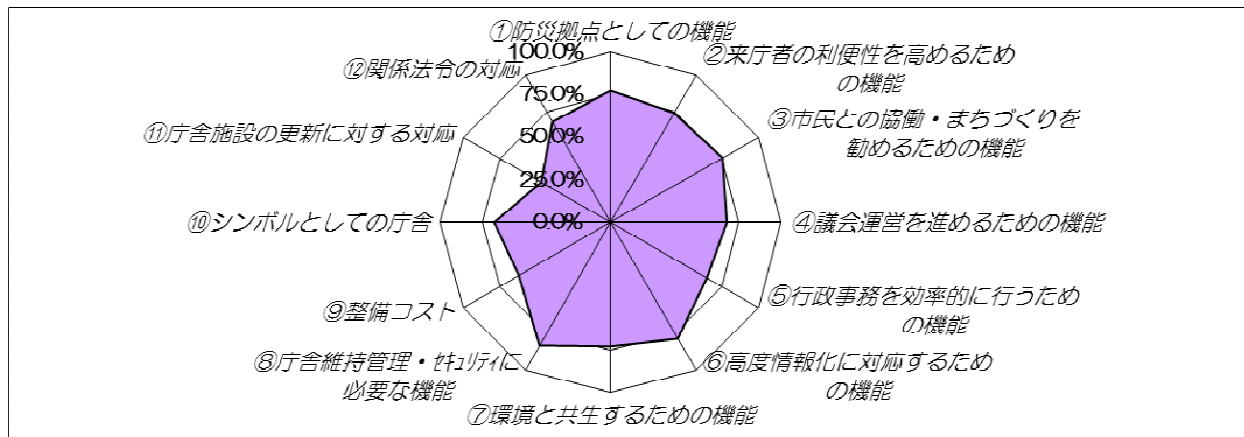
「整備パターン 2」（新館を耐震補強により活用、本館と新館を集約した新庁舎を建設：42.8 点）は、上位 2 パターンと比べ、全体的に低い評価となっています。

「整備パターン 3」（現在敷地や周辺市有地に、必要な面積分による分庁方式の新庁舎を建設：34.9 点）は、上位 2 パターンと比べ、全体的に低い評価となっています。

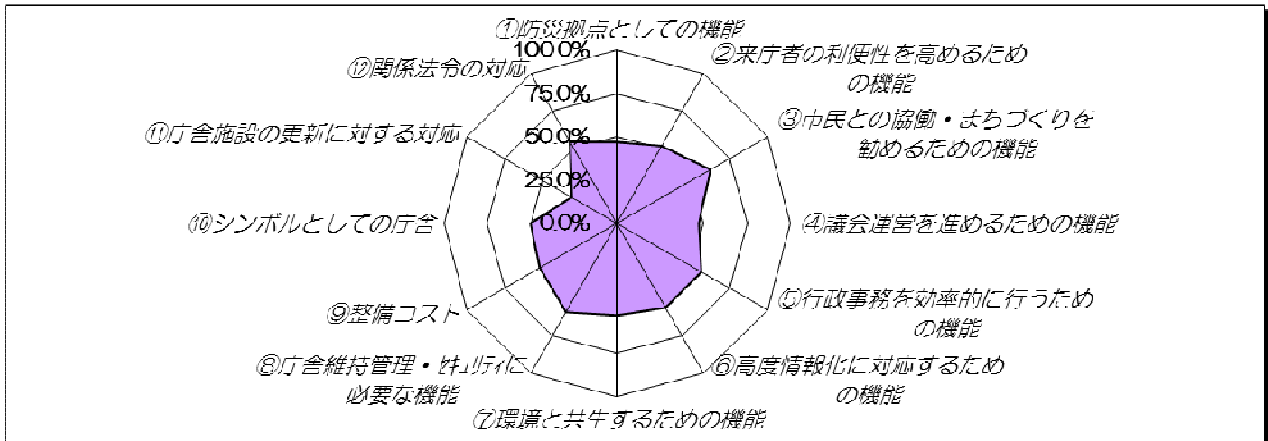
また、『シンボルとしての庁舎』においては、評価が著しく低い状況でありました。

【整備方法の評価における評価軸（12項目）レーダーチャート】

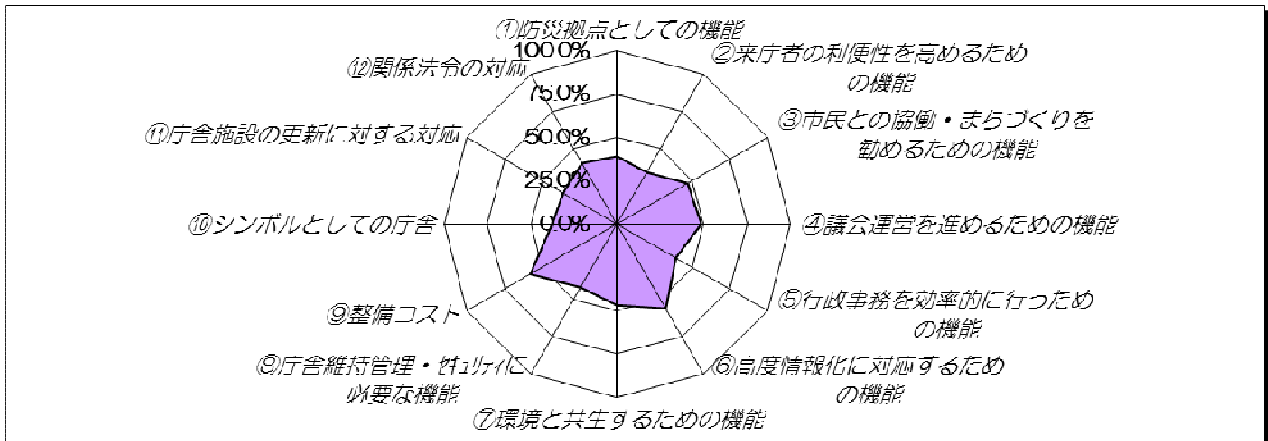
整備パターン 1 の評価結果（平均得点より）



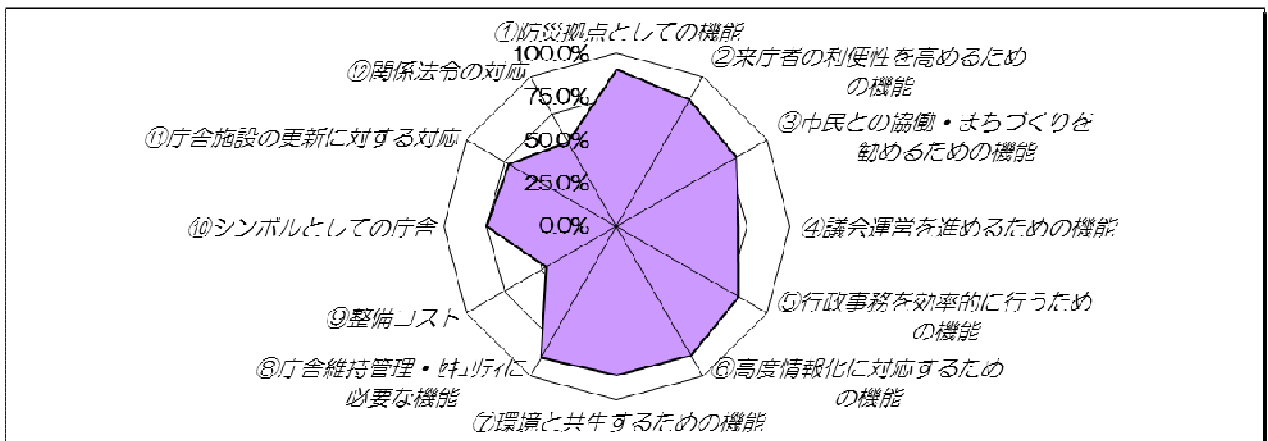
整備パターン2の評価結果（平均得点より）



整備パターン3の評価結果（平均得点より）



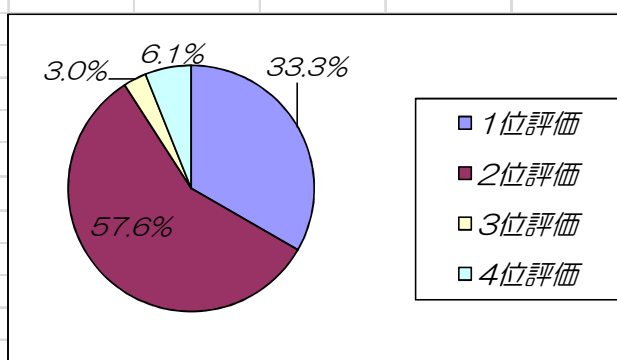
整備パターン4の評価結果（平均得点より）



【各整備パターン毎の評価者人数割合】

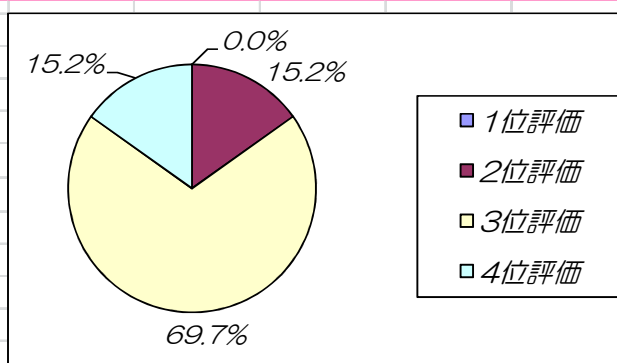
整備パターン1の評価者人数割合

順位	評価者人数	割合
1位評価	11	33.3%
2位評価	19	57.6%
3位評価	1	3.0%
4位評価	2	6.1%
合計	33	100.0%



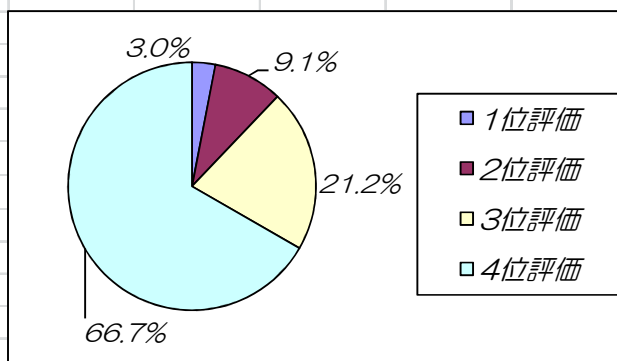
整備パターン2の評価者人数割合

順位	評価者人数	割合
1位評価	0	0.0%
2位評価	5	15.2%
3位評価	23	69.7%
4位評価	5	15.2%
合計	33	100.0%



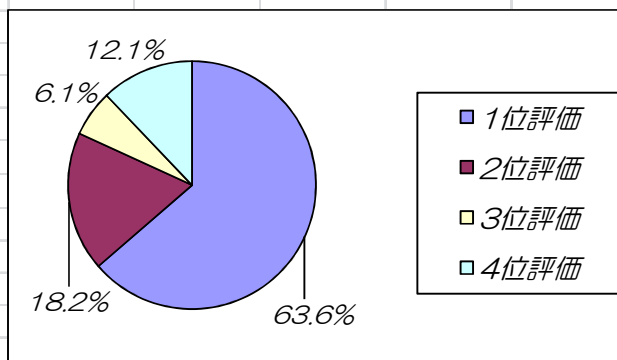
整備パターン3の評価者人数割合

順位	評価者人数	割合
1位評価	1	3.0%
2位評価	3	9.1%
3位評価	7	21.2%
4位評価	22	66.7%
合計	33	100.0%



整備パターン4の評価者人数割合

順位	評価者人数	割合
1位評価	21	63.6%
2位評価	6	18.2%
3位評価	2	6.1%
4位評価	4	12.1%
合計	33	100.0%



＜新庁舎の位置＞ ～評価の際の補足資料～

1 まちづくり

【評価軸】：鹿沼性（鹿沼色）

① “木のまちかぬま”等まちづくりにおける「鹿沼らしさ」

【木造・木質化への対応】

項目	現庁舎敷地	文化ゾーン敷地	JR駅東付近	旧野外活動C付近	村井町交差点北側付近	下水道事務所用地
防火上の地域区分	準防火地域	指定無	指定無	指定無	指定無	指定無
一般木造	延床面積 500㎡以下	延床面積 3,000㎡以下 (建物高さ：「13m」以下、3階建てまで)				
準耐火構造	延床面積 500㎡超 ～ 1,500㎡以下	延床面積 3,000㎡以下 (建物高さ：「13m」超、3階建てまで)				
	※大断面の「集成材」の使用可能					
耐火構造	延床面積 1,500㎡超	延床面積 3,000㎡超				
内装木質化	<p>内装制限有</p> <p>腰壁：1.2m使用可</p> <p>床：使用可（フリーアクセスとの調整必要）</p> <p>天井：準不燃材使用可</p> <p>その他条件有</p> <p>＜スプリンクラーや排煙設備の設置により、居室の全面木質化が可能＞</p>					

② 関連計画（総合計画、都市マスタープラン等）との整合性

計画名	＜まちづくりの方向性＞
鹿沼市総合計画 かんねんこ かぬま 絆『ビジョン』	<ul style="list-style-type: none"> ・・・既存の都市基盤を活かし“集約されたまち” <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> いまある都市基盤を有効に活かしながら、多核連携型のコンパクトなまち（歩いて暮らせるまち）を目指します。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・・・多様な主体と連携した“協働のまち” ・・・地域資源と新たな力を“活かすまち” ・・・自らの力を活かし“安心して暮らせるまち” ・・・交流と連携による“魅力あふれるまち” ・・・多彩な人材を育み“活力ある元気なまち” <p>＜都市イメージ＞</p> <p>◇ゾーンごとの地域振興方針</p> <p>①西北部森林ゾーン</p> <p>②市街地ゾーン ～～県西部の中心として、圏域の産業振興拠点、活性化拠点を形成する地域～～</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 「まちの駅新・鹿沼宿」や多くの歴史的文化施設などを活用し、人々が集い、魅力的で活気あふれる市街地の形成を目指します。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0; text-align: center;"> 市街地エリア：菊沢（北）～北押原（南） 東部高台（東）～日吉町（西） </div> <p>③東部交流ゾーン</p> <p>④西南部田園ゾーン</p>
計画名	＜これからの都市づくりに関する基本的な考え方＞
鹿沼市都市計画マスタープラン 都市計画に関する基本的な方針	<p>1 市街地ゾーン・・・集約型都市構造（コンパクトなまち）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">中心市街地</div> 行政、商業・業務、交通、教育・文化、医療・福祉、情報発信など都市の中心に必要な機能の集積誘導を図り、中心市街地の活性化を図ります。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0; text-align: center;"> 中心市街地エリア：JR鹿沼駅と東武新鹿沼駅を円で結んだ地域 </div> <p>2 田園・集落ゾーン</p> <p>3 森林・自然ゾーン</p> <p>＜「中心市街地」地区別構想＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇賑わいと利便性に満ちた中心市街地の形成を図り、まちなか居住の推進。 ◇都市機能（行政、商業・業務、交通、教育・文化、医療・福祉等）の集積を促進し、賑わいのある商業業務空間の形成。 ◇地域資源や社会資本等の既存ストックを積極的に活用し、市域内外の交流拠点の形成を図り、持続可能なまちづくりを目指す。 ◇歩行者・自転車空間の確保と公共交通の利便性の向上により、暮らしやすいまちづくりを目指す。

2 アクセス性

【評価軸】：交通アクセス

② 公共交通における交通体系（バス路線の数・路線網の集積性）

【バス路線の状況】

項目		現庁舎敷地	文化ゾーン敷地	JR 駅東付近	旧野外活動C付近	村井町交差点北側付近	下水道事務所用地
リーバス路線数	敷地接続道路	1 路線 (市役所前)	2 路線 (情報センター)	無	無	4 路線 (桜 内)	無
	周辺道路 (徒歩)	8 路線 (天神町)	10 路線 (朝日町)	10 路線 (JR 鹿沼駅)	2 路線 (日吉町)	6 路線 (東武新鹿沼駅)	無
路線バス (鹿沼～宇都宮) 荒針・長坂		2 路線 (天神町)	2 路線 (朝日町)	1 路線 (東町 1 丁目)	無	2 路線 (鹿沼営業所)	無

※（ ）内は、バスの停留所名。

【評価軸】：交通アクセス

⑤ 他施設との複合サービスの可能性（官公庁施設の集約性）

【周辺の主な公共施設】

項目	現庁舎敷地	文化ゾーン敷地	JR 駅東付近	旧野外活動C付近	村井町交差点北側付近	下水道事務所用地
施設名	県上都賀庁舎 まちの駅新鹿沼宿 屋台のまち中央公園 まちなか交流プラザ 文化センター 鹿沼郵便局	情報センター 文化活動交流館 図書館 川上澄生美術館 商工会議所 ハローワーク	特になし	特になし	特になし	消防署 クリーンセンター 鹿沼警察署 下水道事務所

4 実現性

【評価軸】：用地取得の容易性

③ 取得コストの比較

【敷地面積：現庁舎以外は、「20,000㎡(公用車・職員駐車場含)」と想定した場合】

項目	現庁舎敷地	文化ゾーン敷地	JR駅東付近	旧野外活動C付近	村井町交差点北側付近	下水道事務所用地
市有面積	9,386㎡ (公用車・職員駐車場：7,000㎡)	情報センター駐車場：5,128㎡ 文化活動交流館前広場：6,595㎡	無	14,000㎡	無	25,000㎡
必要面積	無	法務局跡地：2,718㎡	20,000㎡	6,000㎡	20,000㎡	無
固定資産税路線価	32,370円/㎡	32,370円/㎡	26,060円/㎡	18,191円/㎡	35,476円/㎡	15,366円/㎡
想定する取得価格(土地のみ)	0冊	87,981冊	521,200冊	109,146冊	709,520冊	0冊
						※目的外により補助金返還の可能性有

【評価軸】：経済性

① 事業における財源計画（建設コスト「基礎・造成工事等」の財政への負担度）

【敷地面積：現庁舎以外は、「20,000㎡(公用車・職員駐車場含)」と想定した場合】

項目	現庁舎敷地	文化ゾーン敷地	JR駅東付近	旧野外活動C付近	村井町交差点北側付近	下水道事務所用地
基礎・造成工事等	60,000冊	無	80,000冊	98,000冊	無	62,400冊
	杭基礎工のみ	—	調整池工 杭基礎工	盛土工 調整池工 杭基礎工	—	土砂積込運搬 水路付替工 市道付替工 雨水渠放流工

② 事業の実現性（関係法令や合併特例債活用等、建設スケジュールの実効性）

【関係法令及び合併特例債の活用等】

項目	現庁舎敷地	文化ゾーン敷地	JR駅東付近	旧野外活動C付近	村井町交差点北側付近	下水道事務所用地
都市計画法用途地域の 変更手続期間	無	無	有 (第1種住居地域)	有 (市街化調整区域)	無	有 (市街化調整区域)
	—	—	2年6ヶ月 ～3年	2年6ヶ月 ～3年	—	2年6ヶ月 ～3年
合併特例債の活用	○	○ (現庁舎の解体不可)	○ (現庁舎の解体不可)	○ (現庁舎の解体不可)	○ (現庁舎の解体不可)	○ (現庁舎の解体不可)

< 候補敷地の都市計画法上の諸要件 >

1. 用途地域について

- ◇住宅地に望ましい環境づくりや、商工業に適した地域づくりなど、地域にふさわしい土地利用を促すため、都市計画法に基づいて定められた地域のことであります。建てられる建物や建ぺい率・容積率などが定められています。
- ◇用途地域の変更には、県の同意が必要であり、地区計画の決定と併せて2年半から3年程度かかると思われれます。

2. 開発行為の許可について

- ◇開発行為とは、都市計画法及び市条例で定められた一定の面積以上の土地を、建築物の建築などを目的に、区画の分割又は統合などの造成工事をしたり、農地から宅地へ地目を変更するなど「土地の区画形質の変更」をすることです。
- ◇都市計画区域内において3,000㎡以上、区域外において10,000㎡以上の開発行為をしようとする場合は、都市計画法に基づく県の許可が必要です。
- ◇都市計画区域内において1,000㎡以上、区域外において3,000㎡以上の開発行為をしようとする場合は、開発行為指導要綱に基づく市との協議が必要です。
- ◇開発行為に関する県の許可及び市との協議に要する期間は、概ね3～6ヶ月程度かかると思われれます。

3. 土地利用に関する事前協議(大規模開発行為の事前協議)について

- ◇5ha以上の土地又は農地を2ha以上含む土地の開発行為を行う場合に、県土地利用に関する事前指導要綱に基づいた事前協議が必要です。
- ◇指導事項に基づく県との調整に、概ね6ヶ月程度かかると思われれます。

4. 農地転用許可について

- ◇農地を宅地などほかの用途に転換する場合に必要な許可であります。2haを超える農地の転用は、農林水産省の事前協議のうえ、県の許可が必要であり、2ha以下は、市に権限委譲されているため、市の許可が必要であります。
- ◇2haを超える農地の農地転用手続きに、概ね6ヶ月程度かかると思われれます。

＜庁舎位置選定に伴う評価の結果＞

【庁舎整備検討ワーキンググループ】

評価の観点	候補地No.1	候補地No.2	候補地No.3	候補地No.4	候補地No.5	候補地No.6
1.まちづくり ＜24点＞	16.7	16.6	14.4	10.9	14.5	13.5
2.アクセス性 ＜18点＞	13.6	13.3	9.6	6.6	11.8	12.4
3.環境性 ＜9点＞	5.9	6.4	5.0	5.4	5.6	6.3
4.実現性 ＜21点＞	14.1	12.6	6.3	11.2	9.0	14.7
5.防災性 ＜12点＞	7.2	6.2	5.1	5.9	8.3	9.1
平均得点数	57.5	55.1	40.4	40.0	49.2	56.0

＜考 察＞

最も平均得点の高かったのは、「候補地No.1」（現庁舎敷地：57.5点）であり、評価者16名中6名が「1位評価」、3名が「2位評価」としました。

次に、「候補地No.6」（下水道事務用地：56.0点）であり、評価者16名中6名が「1位評価」、2名が「2位評価」としました。

「候補地No.1」は、評価項目『5つの視点』において、他の候補地に比べ、バランスの取れた得点をしています。

特に『まちづくり』をはじめ、『アクセス性』、『実現性』において、高評価となっています。

「候補地No.6」は、『実現性』、『防災性』において、候補地中、最も高評価でありました。

しかし、『まちづくり』の視点では、「候補地No.4」（旧野外活動C付近：40.0点）に次ぐ低評価となっています。これはどちらの候補地も「市街化調整区域」であるため、「市街地活性化及び発展性」が望めないためと思われます。

「候補地No.2」（文化ゾーン敷地：55.1点）は、平均得点が3位ですが、評価として「候補地No.1」に近い、バランスが取れたものになっています。

「候補地No.3」（JR 駅東付近：40.4点）は、他の候補地と比べ、全体的に低評価ですが、特に『実現性』において著しく低評価でありました。

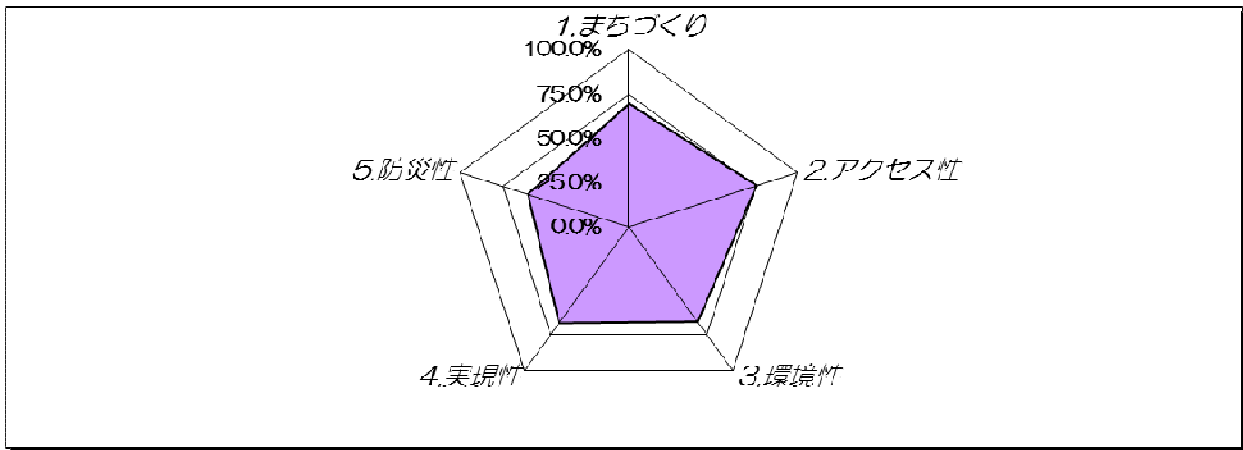
「候補地No.5」（村井町交差点北側付近：49.2点）は、『実現性』において低評価でありました。

「候補地No.3」及び「候補地No.5」においては、市有地が無く、全て「用地買収」をしなければならないことが影響していると思われます。

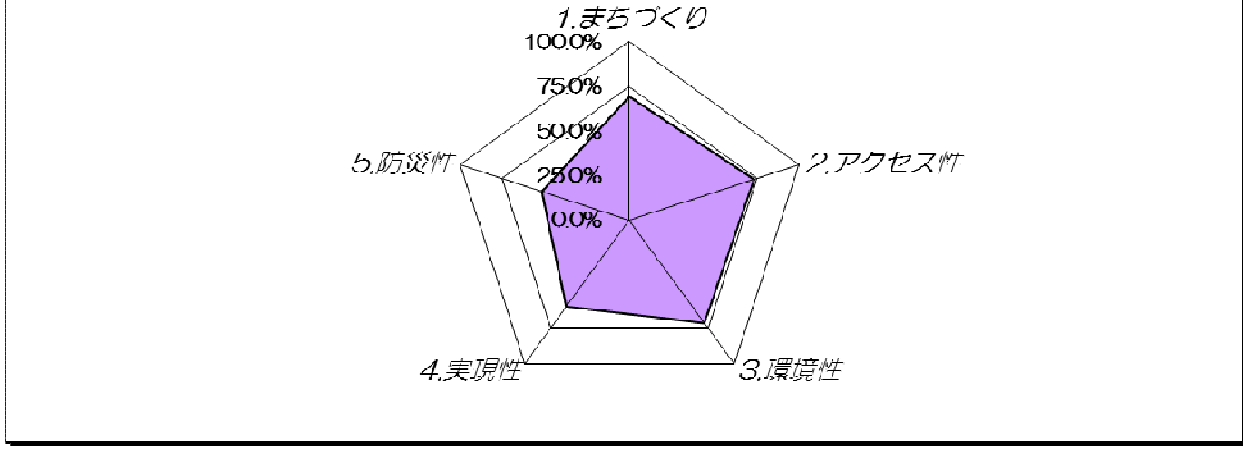
「候補地No.3」及び「候補地No.4」（旧野外活動センター付近：40.0点）の『アクセス性』も著しく低評価であり、候補地周辺の都市計画道路が現在未整備であること等が影響していると思われます。

【候補地の評価における評価軸（5項目）レーダーチャート】

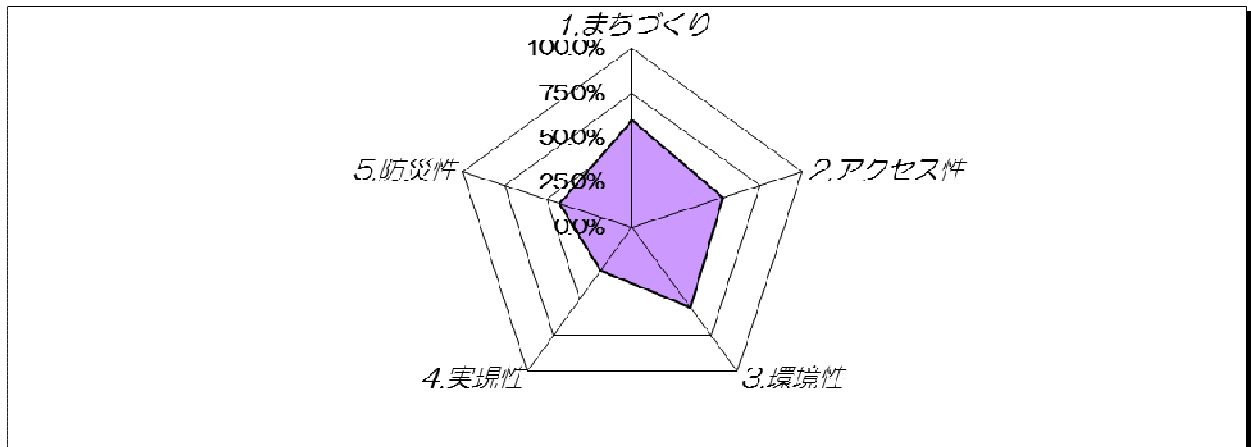
候補地1（現庁舎敷地）の評価結果（平均得点より）



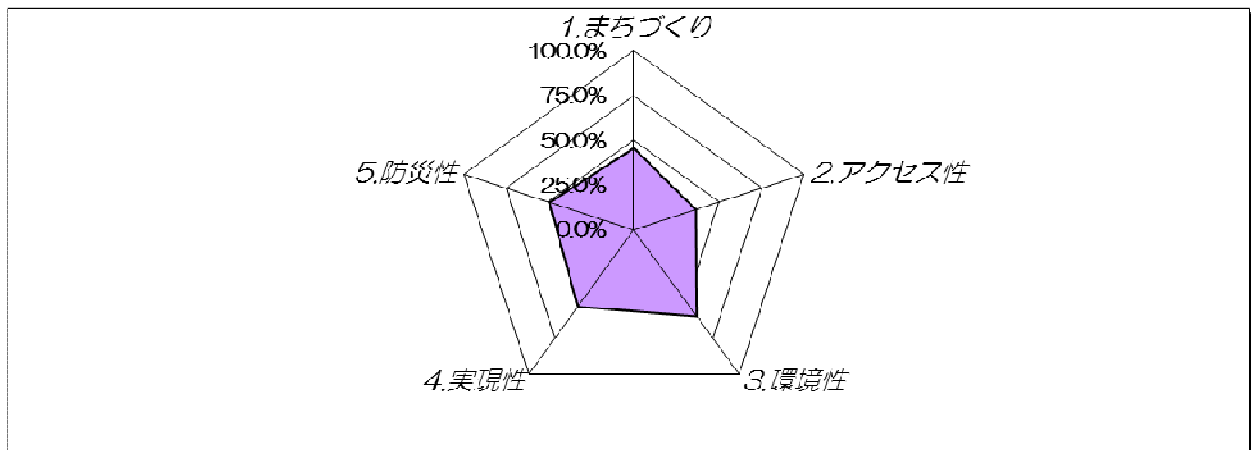
候補地2（文化ゾーン敷地）の評価結果（平均得点より）



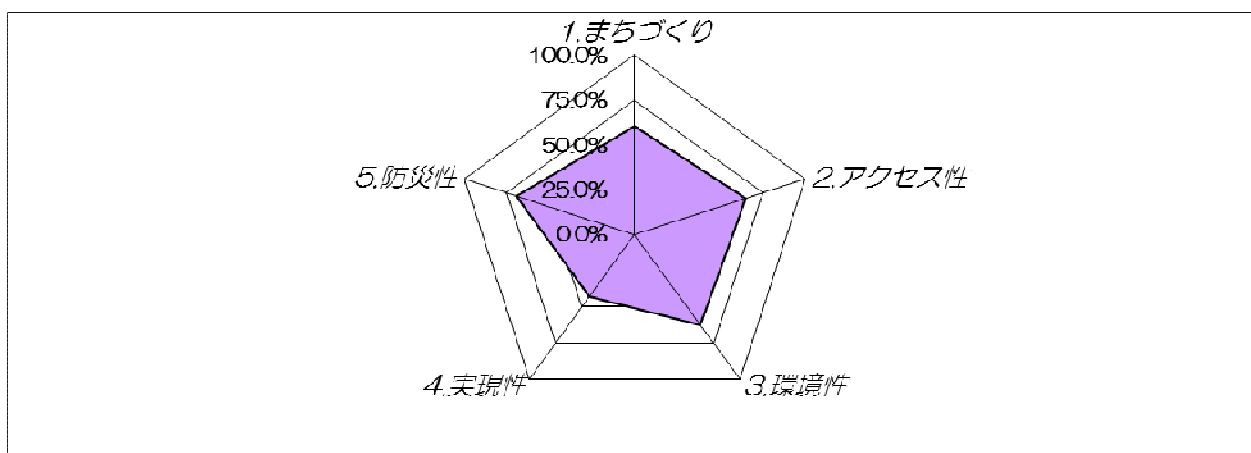
候補地3（JR 駅東付近）の評価結果（平均得点より）



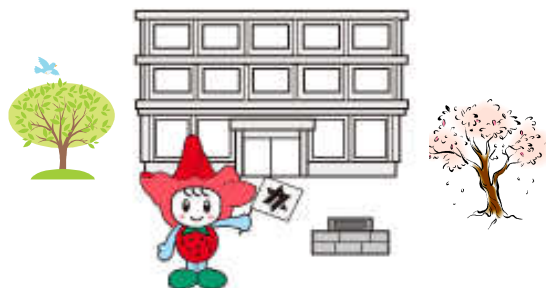
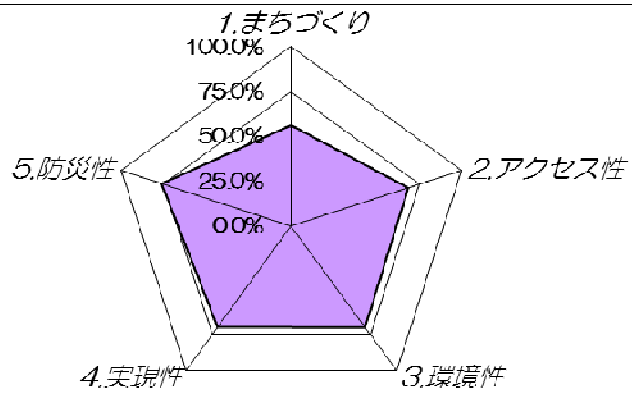
候補地4（旧野外活動C付近）の評価結果（平均得点より）



候補地5（村井町交差点北側付近）の評価結果（平均得点より）



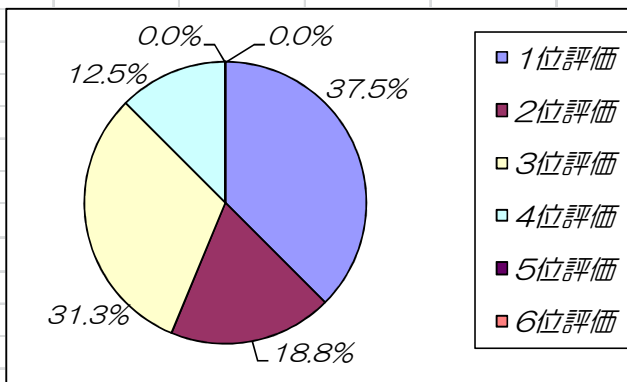
候補地6（下水道事務所用地）の評価結果（平均得点より）



【各候補地毎の評価者人数割合】

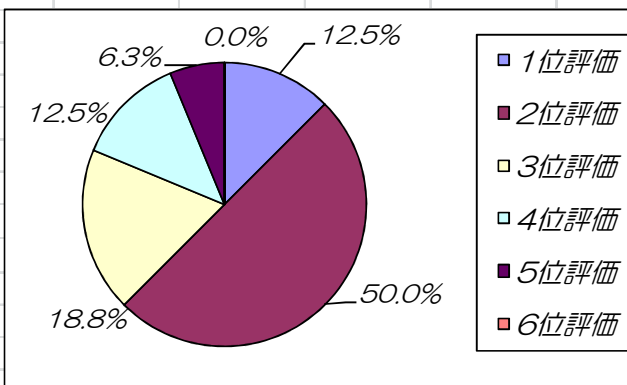
候補地No.1（現庁舎敷地）の評価者人数割合

順位	評価者人数	割合
1位評価	6	37.5%
2位評価	3	18.8%
3位評価	5	31.3%
4位評価	2	12.5%
5位評価	0	0.0%
6位評価	0	0.0%
合計	16	100.0%



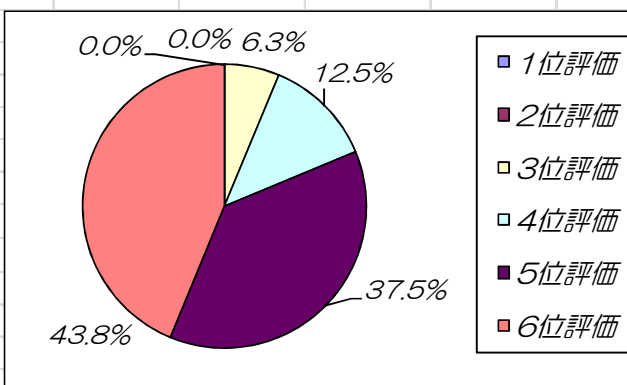
候補地No.2（文化ゾーン敷地）の評価者人数割合

順位	評価者人数	割合
1位評価	2	12.5%
2位評価	8	50.0%
3位評価	3	18.8%
4位評価	2	12.5%
5位評価	1	6.3%
6位評価	0	0.0%
合計	16	100.0%



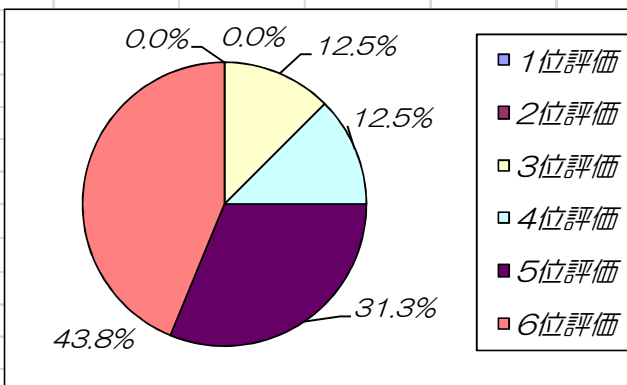
候補地No.3（JR駅東付近）の評価者人数割合

順位	評価者人数	割合
1位評価	0	0.0%
2位評価	0	0.0%
3位評価	1	6.3%
4位評価	2	12.5%
5位評価	6	37.5%
6位評価	7	43.8%
合計	16	100.0%



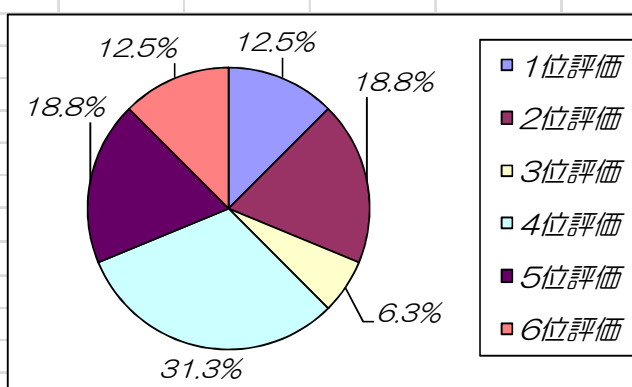
候補地No.4（旧野外活動C付近）の評価者人数割合

順位	評価者人数	割合
1位評価	0	0.0%
2位評価	0	0.0%
3位評価	2	12.5%
4位評価	2	12.5%
5位評価	5	31.3%
6位評価	7	43.8%
合計	16	100.0%



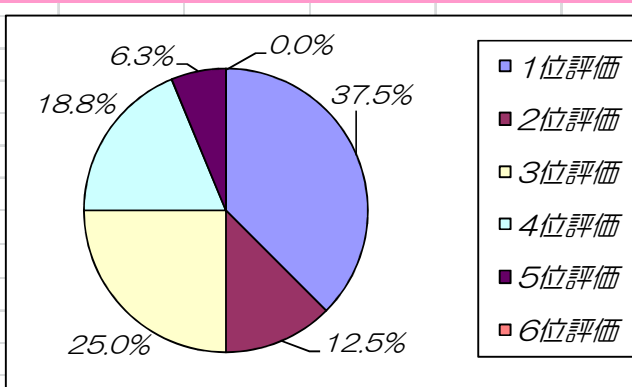
候補地No.5（村井町交差点北側付近）の評価者人数割合

順位	評価者人数	割合
1位評価	2	12.5%
2位評価	3	18.8%
3位評価	1	6.3%
4位評価	5	31.3%
5位評価	3	18.8%
6位評価	2	12.5%
合計	16	100.0%



候補地No.6（下水道事務所用地）の評価者人数割合

順位	評価者人数	割合
1位評価	6	37.5%
2位評価	2	12.5%
3位評価	4	25.0%
4位評価	3	18.8%
5位評価	1	6.3%
6位評価	0	0.0%
合計	16	100.0%



【自治会連合会理事（33名）】

評価の視点	候補地No.1	候補地No.2	候補地No.3	候補地No.4	候補地No.5	候補地No.6
1.まちづくり <24点>	16.1	15.4	14.8	11.0	14.9	14.1
2.アクセス性 <18点>	13.1	13.2	10.0	7.1	11.5	12.2
3.環境性 <9点>	6.3	6.2	5.3	5.3	5.5	6.9
4.実現性 <21点>	14.8	12.3	9.9	12.8	11.6	15.9
5.防災性 <12点>	7.9	7.2	6.9	6.7	8.9	9.5
平均得点数	58.2	54.2	47.0	42.8	52.5	58.6

<考 察>

最も平均得点の高かったのは、「候補地No.6」（下水道事務用地：58.6点）であり、評価者33名中15名が「1位評価」、1名が「2位評価」としました。

次に、「候補地No.1」（現庁舎敷地：58.2点）であり、評価者33名中12名が「1位評価」、10名が「2位評価」としました。

「候補地No.6」は、『環境性』、『実現性』、『防災性』において、候補地中、最も高評価でありました。

しかし、『まちづくり』において、「候補地No.1」と比べ、低評価となっています。これは「候補地No.6」が「市街化調整区域」であるため、「市街地活性化及び発展性」が望めないためと思われます。

「候補地No.1」は、評価項目『5つの視点』において、他の候補地に比べ、バランスの取れた得点をしています。特に『まちづくり』をはじめ、『アクセス性』、『実現性』において、高評価となっています。

「候補地No.2」（文化ゾーン敷地：54.2点）は、平均得点3位でありました。上位2候補地と比べ、『実現性』、『防災性』が低評価となっています。

「候補地No.3」（JR 駅東付近：47.0点）は、他の候補地と比べ、全体的に低評価ですが、特に『実現性』において著しく低評価でありました。

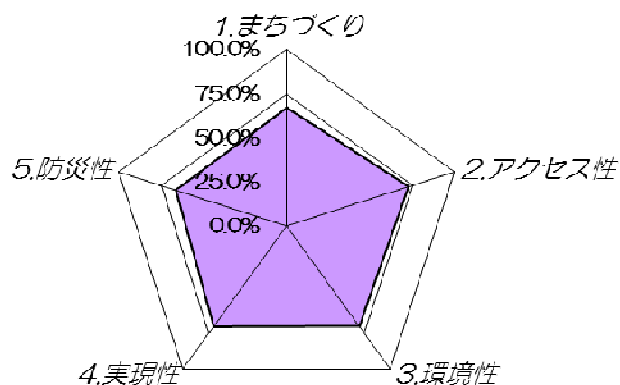
「候補地No.4」（旧野外活動センター付近：42.8点）は、他の候補地と比べ、全体的に低評価ですが、特に『アクセス性』において著しく低評価でありました。

「候補地No.5」（村井町交差点北側付近：52.5点）は、上位2候補地と比べ、『実現性』において低評価でありました。

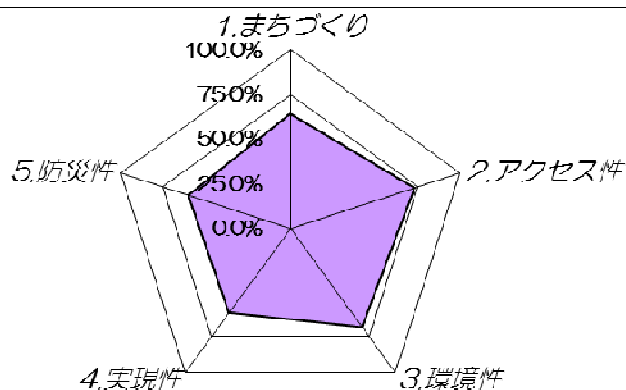
「候補地No.3」及び「候補地No.5」においては、市有地が無く、全て「用地買収」をしなければならないことが影響していると思われます。

【候補地の評価における評価軸（5項目）レーダーチャート】

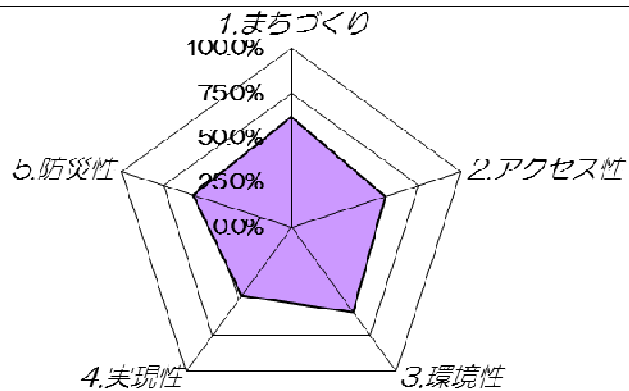
候補地1（現庁舎敷地）の評価結果（平均得点より）



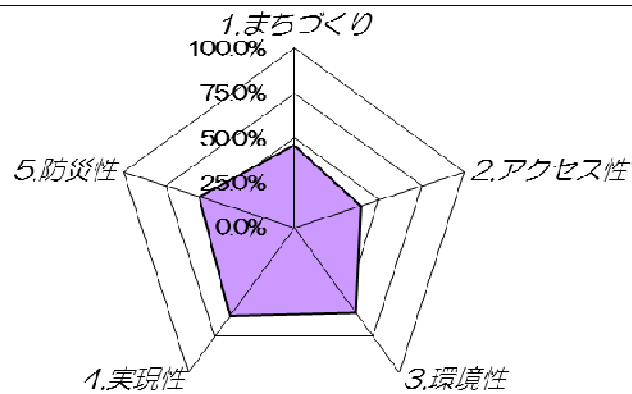
候補地2（文化ゾーン敷地）の評価結果（平均得点より）



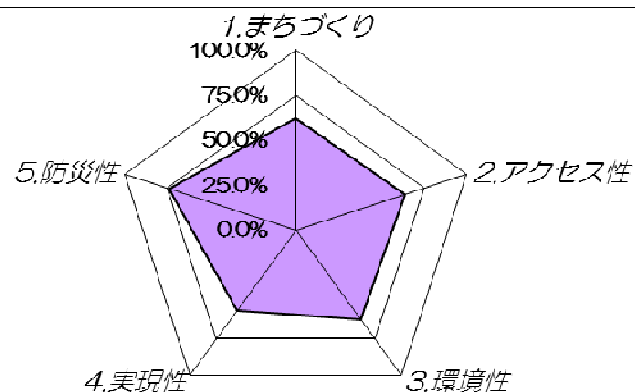
候補地3（JR 駅東付近）の評価結果（平均得点より）



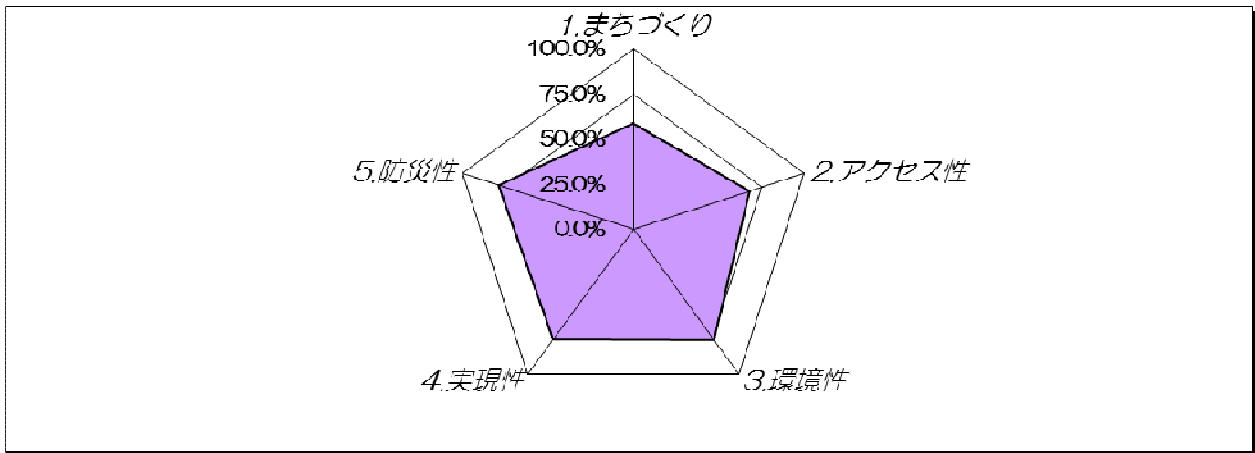
候補地4（旧野外活動C付近）の評価結果（平均得点より）



候補地5（村井町交差点北側付近）の評価結果（平均得点より）



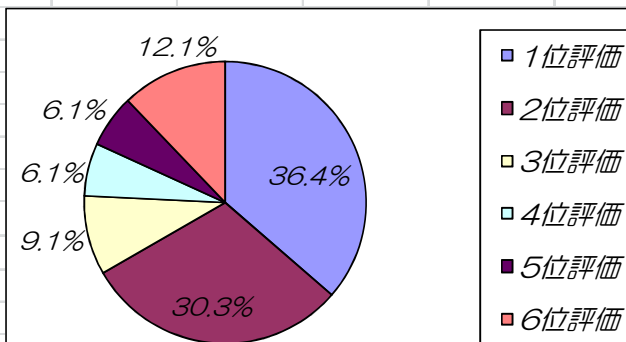
候補地6（下水道事務所用地）の評価結果（平均得点より）



【各候補地毎の評価者人数割合】

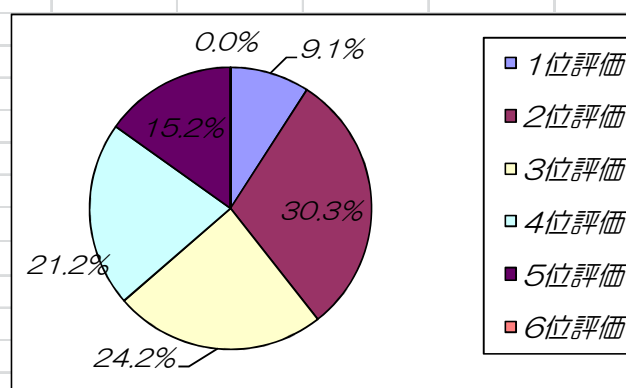
候補地No.1（現庁舎敷地）の評価者人数割合

順位	評価者人数	割合
1位評価	12	36.4%
2位評価	10	30.3%
3位評価	3	9.1%
4位評価	2	6.1%
5位評価	2	6.1%
6位評価	4	12.1%
合計	33	100.0%



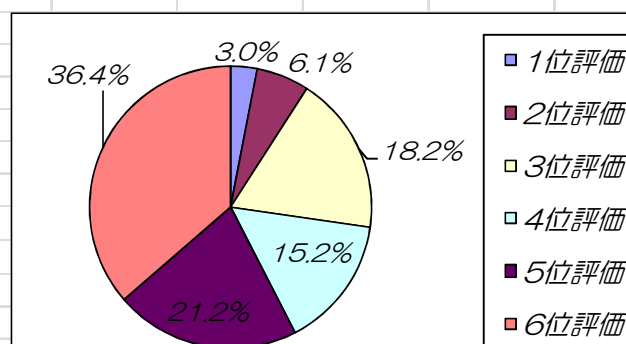
候補地No.2（文化ゾーン敷地）の評価者人数割合

順位	評価者人数	割合
1位評価	3	9.1%
2位評価	10	30.3%
3位評価	8	24.2%
4位評価	7	21.2%
5位評価	5	15.2%
6位評価	0	0.0%
合計	33	100.0%



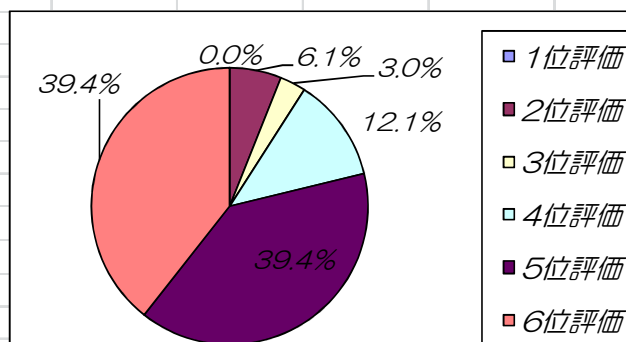
候補地No.3（JR駅東付近）の評価者人数割合

順位	評価者人数	割合
1位評価	1	3.0%
2位評価	2	6.1%
3位評価	6	18.2%
4位評価	5	15.2%
5位評価	7	21.2%
6位評価	12	36.4%
合計	33	100.0%



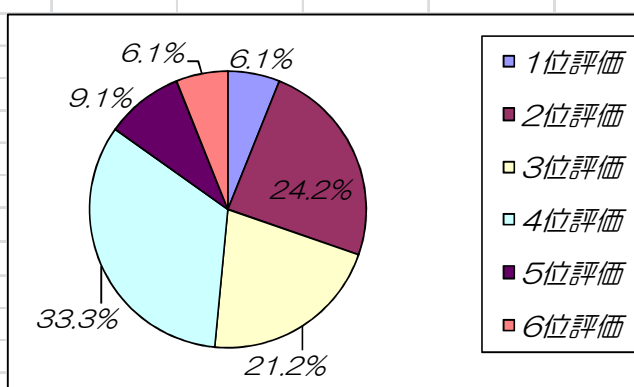
候補地No.4（旧野外活動C付近）の評価者人数割合

順位	評価者人数	割合
1位評価	0	0.0%
2位評価	2	6.1%
3位評価	1	3.0%
4位評価	4	12.1%
5位評価	13	39.4%
6位評価	13	39.4%
合計	33	100.0%



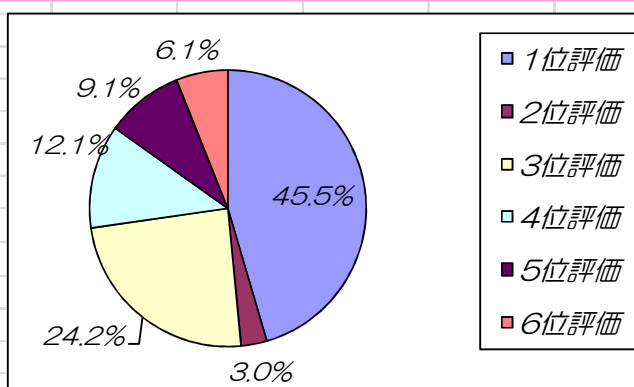
候補地No.5（村井町交差点北側付近）の評価者人数割合

順位	評価者人数	割合
1位評価	2	6.1%
2位評価	8	24.2%
3位評価	7	21.2%
4位評価	11	33.3%
5位評価	3	9.1%
6位評価	2	6.1%
合計	33	100.0%



候補地No.6（下水道事務所用地）の評価者人数割合

順位	評価者人数	割合
1位評価	15	45.5%
2位評価	1	3.0%
3位評価	8	24.2%
4位評価	4	12.1%
5位評価	3	9.1%
6位評価	2	6.1%
合計	33	100.0%



<調査整備に関するアンケート調査の結果>

【調査の概要】

① 調査背景及び目的

現庁舎の状況については、本庁舎の「本館棟及び議会棟」が昭和33年に建築され、55年が経過し、「本館増築棟及び東館」は昭和45年に建築され、43年が経過、「新館棟」が昭和55年に建築され、33年が経過しており、老朽化が進んでいるのが現状である。

平成23年に実施した耐震診断においては、「震度6強から7の地震に対して倒壊する危険性が高い、あるいは危険性がある」との結果が出ており、本庁舎及び東館の全ての建物が基準を満たしていない状況である。

これらの耐震性への不安をはじめ、分散化、狭隘化など多くの問題点を抱えているため、平成24年度に、市民を主体とした「庁舎整備検討委員会」を立ち上げ、現在、庁舎整備の検討を進めているところである。

本調査は、「安全で市民が利用しやすい新庁舎」の整備を目指すための基本的な構想や計画に関わる基礎資料として活用することを目的としている。

② 調査対象及び調査方法

平成25年度に行われた、「車座集会（全9箇所）」及び「議会報告会（全8箇所）」の出席者に対してアンケート調査を実施した。

庁舎整備事業に関する資料とともにアンケート用紙を配布し郵送により回収した。

また、「民生委員協議会」や「婦人防火クラブ」等と意見交換会を行い、資料とともにアンケート用紙を配布し、郵送により回収した。

③ 調査期間

アンケート用紙配布期間 : 平成25年6月27日（木）～7月31日（水）

アンケート回答期限（第1次集約） : 平成25年8月15日（木）

アンケート回答期限（最終集約） : 平成25年9月30日（月）

④ 回 答 数

配 布 数 : 929 票

回 収 数 : 406 票

回 収 率 : 43.7%

⑤ 調 査 項 目

【基本質問】・・・・・・・・ : 4項目

【庁舎に関する質問】・・・ : 5項目

【新庁舎に関する質問】・・・ : 5項目

1.新庁舎に関するアンケート配布及び回収状況

【車座集会：全9箇所】

地区名	配布数	回収数	回収率	備 考
鹿沼地区 (旧市街地)	165	76	46.1%	中央・東部・北部の合計 中央（車座集会：7/17⇒60部配布） 東部（車座集会：7/12⇒76部配布） 北部（議会報告会：7/9⇒29部配布）
菊沢地区	42	19	45.2%	車座集会（7/31）
加蘇地区	83	28	33.7%	車座集会（7/3）
北犬飼地区	76	21	27.6%	車座集会（7/10）
南摩地区	31	11	35.5%	車座集会（7/5）
南押原地区	48	9	18.8%	車座集会（7/29）
永野地区	43	16	37.2%	車座集会（7/24）
清洲地区	30	17	56.7%	車座集会（6/27）
小 計	518	197	38.0%	

【議会報告会：全8箇所】				
地区名	配布数	回収数	回収率	備 考
東大芦地区	23	12	52.2%	議会報告会（7/8）
北押原地区	40	11	27.5%	議会報告会（7/25）
板荷地区	22	8	36.4%	議会報告会（7/8）
西大芦地区	29	13	44.8%	議会報告会（7/16）
東部台地区	36	11	30.6%	議会報告会（7/4）
栗野地区	19	10	52.6%	議会報告会（7/2）
粕尾地区	17	4	23.5%	議会報告会（7/16）
小 計	186	69	37.1%	

【各種団体】				
地区名	配布数	回収数	回収率	備 考
民生委員協議会	15	15	100.0%	
婦人防火クラブ	170	99	58.2%	意見交換会（8/6）
成年の日実行委員会等	40	26	65.0%	意見交換会（10/15）
小 計	225	140	62.2%	

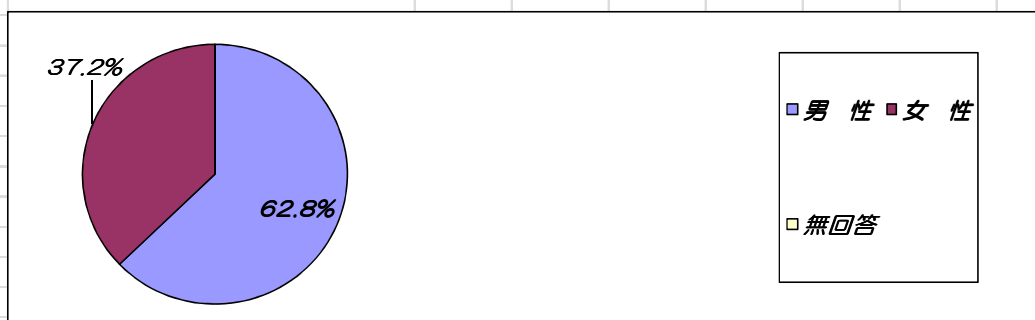
総 数	929	406	43.7%	

2.集計解析結果

【基本質問】

質問1：あなたの性別は？

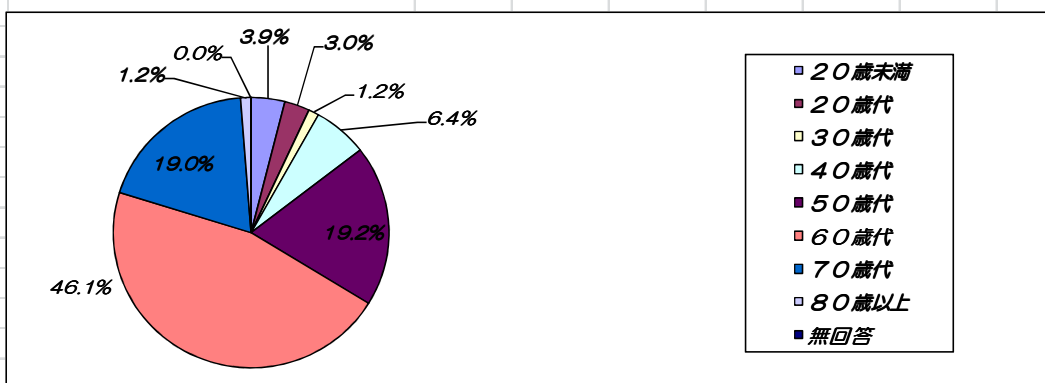
項目	回答数	構成比
男性	255	62.8%
女性	151	37.2%
無回答	0	0.0%
総計	406	100.0%



車座集会及び議会報告会に出席した参加者は、8割以上が男性であり、回答者の比率が、「62.8%」になっている。
また、女性の比率は、「37.2%」で低い状況である。

質問2：あなたの年齢は？

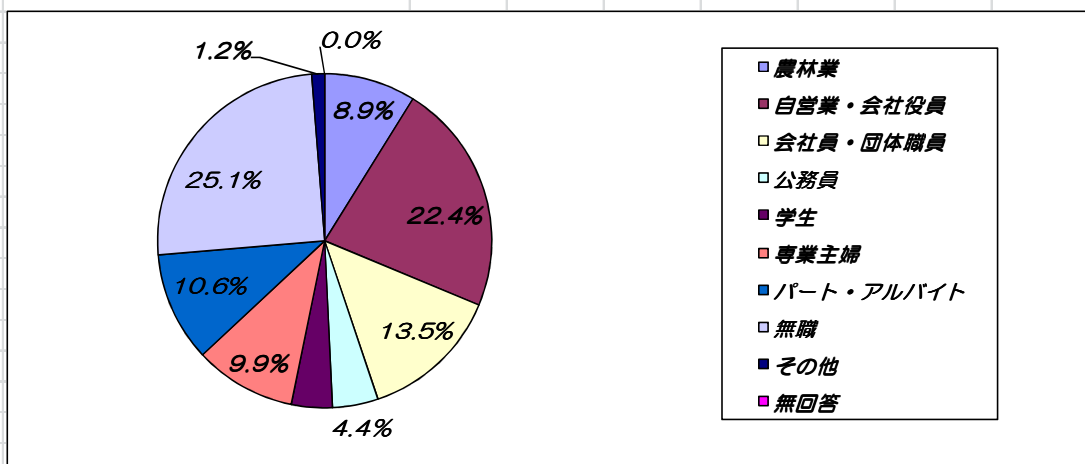
項目	回答数	構成比
20歳未満	16	3.9%
20歳代	12	3.0%
30歳代	5	1.2%
40歳代	26	6.4%
50歳代	78	19.2%
60歳代	187	46.1%
70歳代	77	19.0%
80歳以上	5	1.2%
無回答	0	0.0%
総計	406	100.0%



年齢層においては、団塊の世代を含む60歳代が最も多く、「46.1%」とほぼ半数を占めている。60歳以上の割合は、「66.3%」となっており、年齢層のバランスが悪い状況である。

質問3：あなたの職業は？

項目	回答数	構成比
農林業	36	8.9%
自営業・会社役員	91	22.4%
会社員・団体職員	55	13.5%
公務員	18	4.4%
学生	16	3.9%
専業主婦	40	9.9%
パート・アルバイト	43	10.6%
無職	102	25.1%
その他	5	1.2%
無回答	0	0.0%
総計	406	100.0%

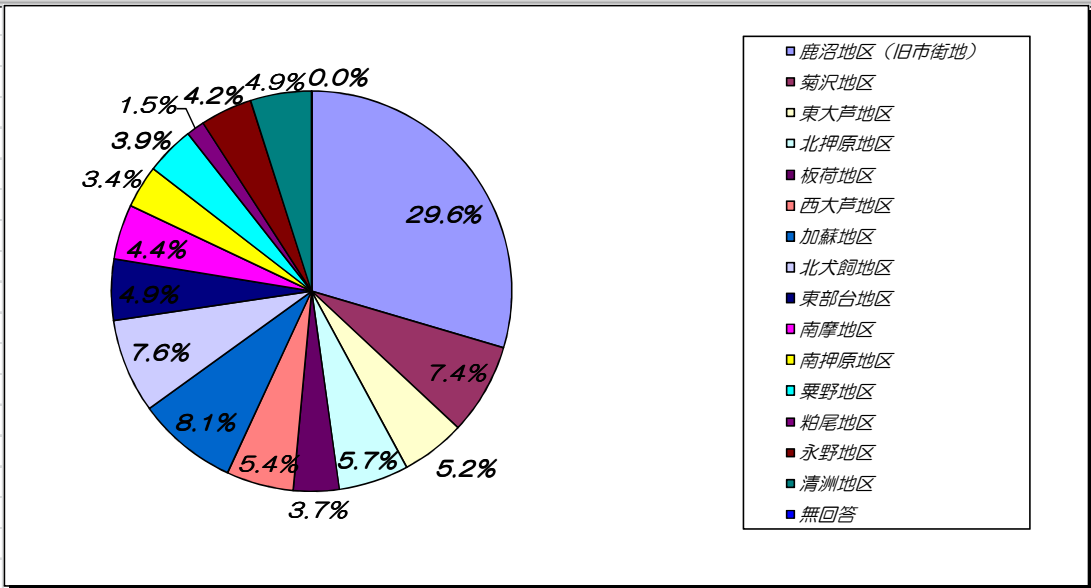


高齢者層が多かったこともあり、無職の割合が、「25.1%」と最も多い状況になっている。次に自営業・会社役員の「22.4%」、会社員・団体職員が「13.5%」、パート・アルバイトが「10.6%」となっている。

質問4：あなたのお住まいの地区は？

項目	回答数	構成比
鹿沼地区（旧市街地）	120	29.6%
菊沢地区	30	7.4%
東大芦地区	21	5.2%
北押原地区	23	5.7%
板荷地区	15	3.7%
西大芦地区	22	5.4%
加蘇地区	33	8.1%
北犬飼地区	31	7.6%
東部台地区	20	4.9%
南摩地区	18	4.4%
南押原地区	14	3.4%
栗野地区	16	3.9%
粕尾地区	6	1.5%
永野地区	17	4.2%
清洲地区	20	4.9%
無回答	0	0.0%
総計	406	100.0%

新庁舎整備基本構想（案）

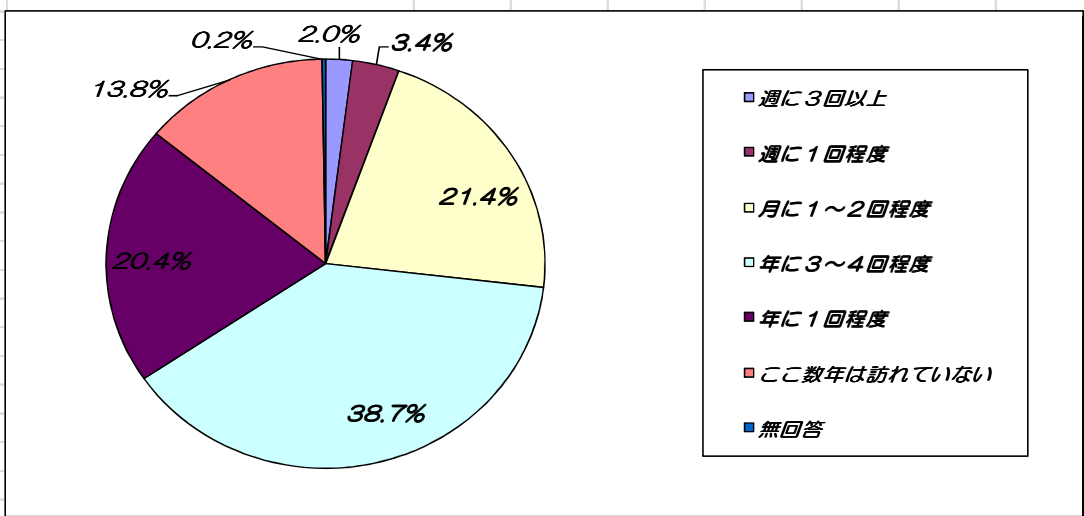


鹿沼地区(旧市街地)の人が最も多く、「29.6%」となっているが「北部・中央・東部」地区の合計になっている。次に加蘇地区「8.1%」、北犬飼地区「7.6%」となっている。地域的なバランスでは、粕尾地区が「1.5%」と少ない状況であるが、全体的には概ね平均的である。

【庁舎に関する質問】

質問5：あなたは、どれくらいの頻度で市役所（本庁舎・東館）を訪れましたか？

項目	回答数	構成比
週に3回以上	8	2.0%
週に1回程度	14	3.4%
月に1~2回程度	87	21.4%
年に3~4回程度	157	38.7%
年に1回程度	83	20.4%
ここ数年は訪れていない	56	13.8%
無回答	1	0.2%
総計	406	100.0%

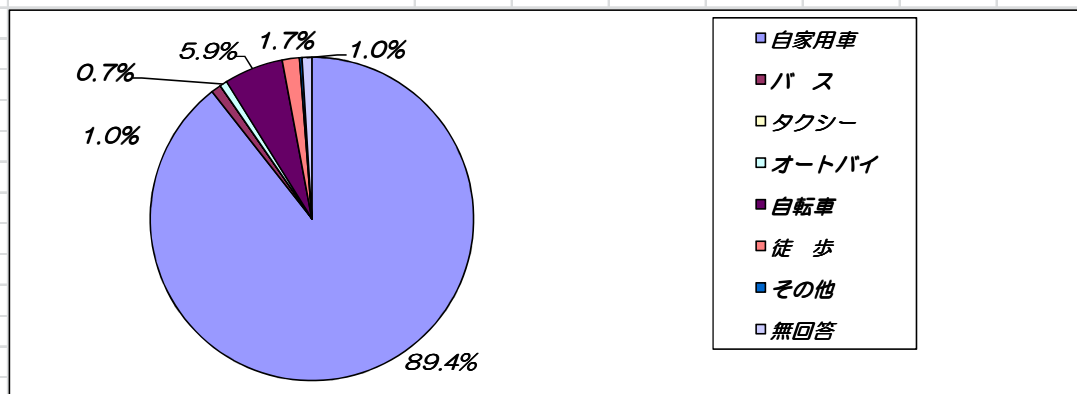


頻度としては、年に3~4回程度が最も多く、「38.7%」を占めている状況である。次に月に1~2回程度が「21.4%」、年に1回程度が「20.4%」となっている。一方、ここ数年は訪れていないと回答した人も、「13.8%」となっている。約3割の人が、ほとんど市役所を訪れず、コミセンで用事を済ませているのが、現状である。

新庁舎整備基本構想（案）

質問6：あなたは、主にどのような交通手段で市役所（本庁舎・東館）を訪れましたか？

項 目	回 答 数	構 成 比
自家用車	363	89.4%
バ ス	4	1.0%
タクシー	0	0.0%
オートバイ	3	0.7%
自転車	24	5.9%
徒 歩	7	1.7%
その他	1	0.2%
無回答	4	1.0%
総 計	406	100.0%



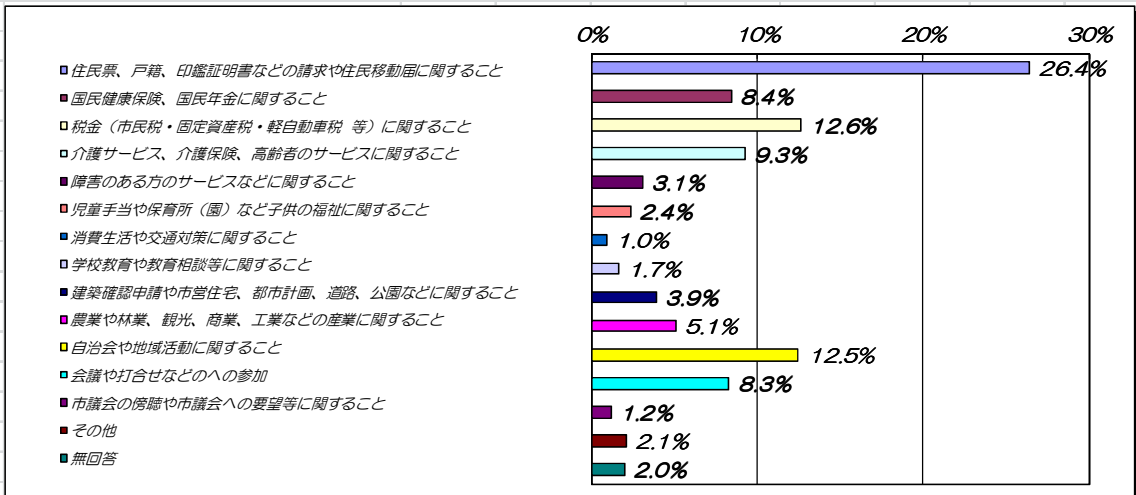
交通手段においては、自家用車が最も多く、「89.4%」となっている。次に自転車者が「5.9%」、徒歩が「1.7%」となっており、駐車場の確保は必須の状況である。

質問7：あなたは、どのような用事で市役所（本庁舎・東館）を訪れましたか？

該当するもの全て【複数回答可】

項 目	回 答 数	構 成 比
住民票、戸籍、印鑑証明書などの請求や住民移動届に関すること	222	26.4%
国民健康保険、国民年金に関すること	71	8.4%
税金（市民税・固定資産税・軽自動車税等）に関すること	106	12.6%
介護サービス、介護保険、高齢者のサービスに関すること	78	9.3%
障害のある方のサービスなどに関すること	26	3.1%
児童手当や保育所（園）など子供の福祉に関すること	20	2.4%
消費生活や交通対策に関すること	8	1.0%
学校教育や教育相談等に関すること	14	1.7%
建築確認申請や市営住宅、都市計画、道路、公園などに関すること	33	3.9%
農業や林業、観光、商業、工業などの産業に関すること	43	5.1%
自治会や地域活動に関すること	105	12.5%
会議や打合せなどのへの参加	70	8.3%
市議会の傍聴や市議会への要望等に関すること	10	1.2%
その他	18	2.1%
無回答	17	2.0%
総 計	841	100.0%

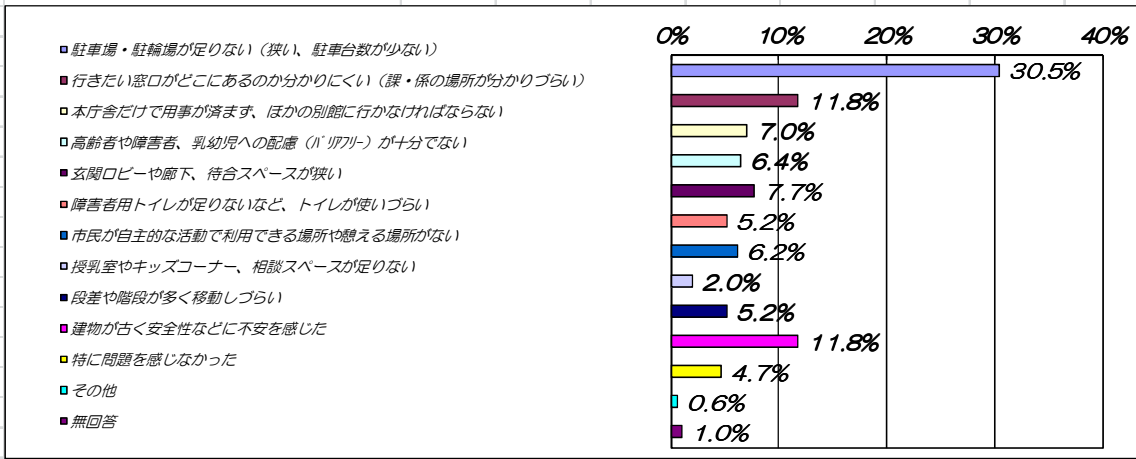
新庁舎整備基本構想（案）



訪れる用事については、住民票、戸籍、印鑑証明書等に関する事が最も多く、「26.4%」を占めている。次に税金等が「12.6%」、自治会や地域活動等が「12.5%」、介護・高齢者のサービス等が「9.3%」となっている。窓口業務をはじめ、税金や福祉、自治会や地域活動に伴う窓口も集約化が必要である。

質問8：あなたは、現在の市役所（本庁舎・東館）を訪れて、「施設面」や「機能面」をどのように感じましたか？該当するもの全て【複数回答可】

項目	回答数	構成比
駐車場・駐輪場が足りない（狭い、駐車台数が少ない）	307	30.5%
行きたい窓口がどこにあるのかわかりにくい（課・係の場所がわかりづらい）	119	11.8%
本庁舎だけで用事が済まず、ほかの別館に行かなければならない	71	7.0%
高齢者や障害者、乳幼児への配慮（バリアフリー）が十分でない	65	6.4%
玄関ロビーや廊下、待合スペースが狭い	78	7.7%
障害者用トイレが足りないなど、トイレが使いづらい	52	5.2%
市民が自主的な活動で利用できる場所や憩える場所がない	62	6.2%
授乳室やキッズコーナー、相談スペースが足りない	20	2.0%
段差や階段が多く移動しづらい	52	5.2%
建物が古く安全性などに不安を感じた	119	11.8%
特に問題を感じなかった	47	4.7%
その他	6	0.6%
無回答	10	1.0%
総計	1008	100.0%

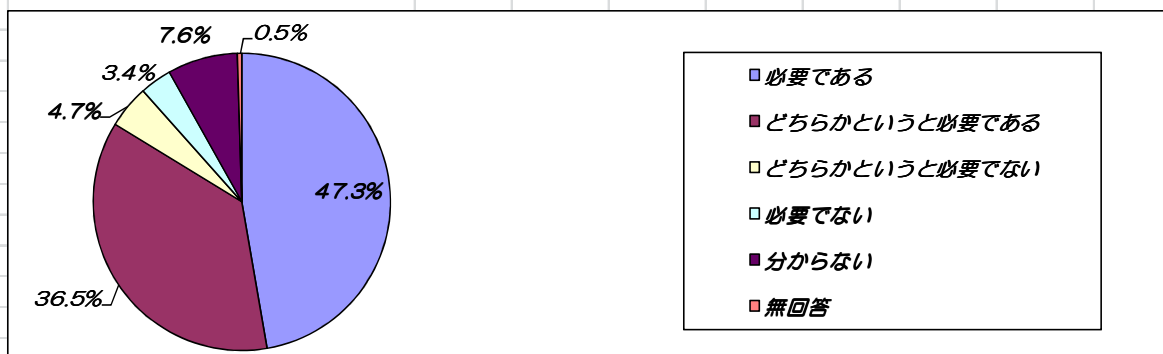


施設面及び機能面においては、駐車場・駐輪場が足りないと回答した人が最も多く「30.5%」を占めている。次に建物が古く安全性などに不安、及び行きたい窓口がわかりにくい「11.8%」になっている。

新庁舎整備基本構想（案）

質問9：現在の市役所（本庁舎・東館）は老朽化とともに耐震性にも大きな問題があるため、新庁舎の整備（建替え等）を検討しています。あなたは、市役所の建替えについてどのように思いますか？

項 目	回 答 数	構 成 比
必要である	192	47.3%
どちらかという必要である	148	36.5%
どちらかという必要でない	19	4.7%
必要でない	14	3.4%
分からない	31	7.6%
無回答	2	0.5%
総 計	406	100.0%



建替えについては、必要であるが「47.3%」、どちらかという必要であるが「36.5%」であり、庁舎整備の必要性については「83.7%」の人が『やむを得ない』と判断している状況である。

【クロス集計結果の解析】

地区別では、概ね全地区に渡り「建替え」について、「必要」「どちらかという必要」とする意見が、多くを占めている。

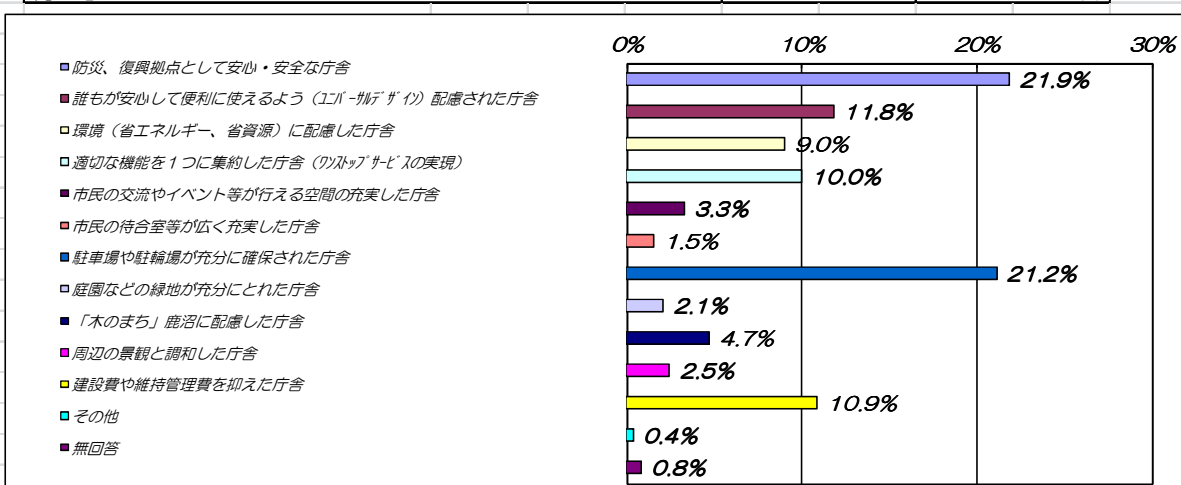
項 目	鹿 沼	菊 沢	東大芦	北押原	板 荷	西大芦	加 蘇	北犬飼
必要である	47.5%	33.3%	33.3%	52.2%	20.0%	50.0%	51.5%	38.7%
どちらかという必要である	41.7%	56.7%	23.8%	26.1%	53.3%	22.7%	27.3%	41.9%
どちらかという必要でない	5.8%	3.3%	19.0%	8.7%	0.0%	4.5%	6.1%	0.0%
必要でない	1.7%	0.0%	9.5%	4.3%	13.3%	4.5%	6.1%	6.5%
分からない	3.3%	6.7%	14.3%	8.7%	13.3%	18.2%	9.1%	12.9%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
総 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

項 目	東部台	南 摩	南押原	粟 野	粕 尾	永 野	清 洲
必要である	45.0%	38.9%	57.1%	68.8%	16.7%	70.6%	75.0%
どちらかという必要である	50.0%	44.4%	28.6%	25.0%	33.3%	11.8%	25.0%
どちらかという必要でない	5.0%	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
必要でない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	5.9%	0.0%
分からない	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	16.7%	5.9%	0.0%
無回答	0.0%	0.0%	14.3%	6.3%	16.7%	5.9%	0.0%
総 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

新庁舎整備基本構想（案）

質問10：あなたは、どのような新庁舎を求めますか？主なもの3つ選択【複数回答可】

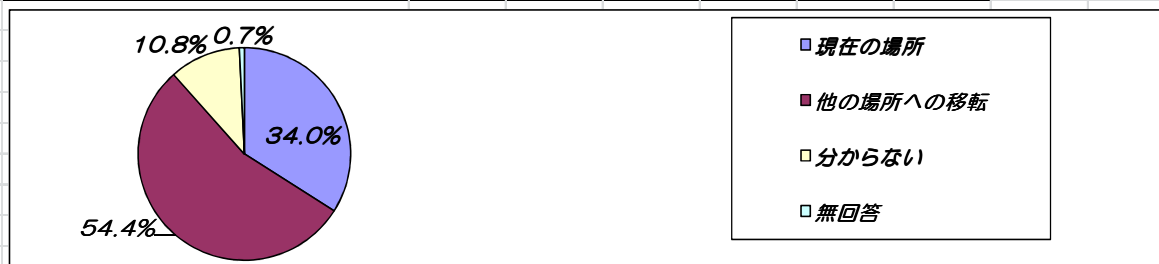
項目	回答数	構成比
防災、復興拠点として安心・安全な庁舎	241	21.9%
誰もが安心して便利に使えるよう（ユニバーサルデザイン）配慮された庁舎	130	11.8%
環境（省エネルギー、省資源）に配慮した庁舎	99	9.0%
適切な機能を1つに集約した庁舎（ワンストップサービスの実現）	110	10.0%
市民の交流やイベント等が行える空間の充実した庁舎	36	3.3%
市民の待合室等が広く充実した庁舎	17	1.5%
駐車場や駐輪場が十分に確保された庁舎	233	21.2%
庭園などの緑地が充分にとれた庁舎	23	2.1%
「木のまち」鹿沼に配慮した庁舎	52	4.7%
周辺の景観と調和した庁舎	27	2.5%
建設費や維持管理費を抑えた庁舎	120	10.9%
その他	4	0.4%
無回答	9	0.8%
総計	1101	100.0%



求められる庁舎像として、防災、復興拠点等が「21.9%」と最も多く、次に、駐車場や駐輪場の確保等の「21.2%」、ユニバーサルデザイン等が「11.8%」になっている。防災拠点としての機能と庁舎の利便性（駐車場やユニバーサルデザイン等）が高く求められている。

質問11：新庁舎の「場所」についてお尋ねします。新庁舎の場所についてどのように思いますか？

項目	回答数	構成比
現在の場所	138	34.0%
他の場所への移転	221	54.4%
分からない	44	10.8%
無回答	3	0.7%
総計	406	100.0%



場所については、現在の場所が「34.0%」の割合に対し、他の場所へ移転は、「54.4%」になっている。適地があれば、移転を希望している状況である。

【クロス集計結果の解析】

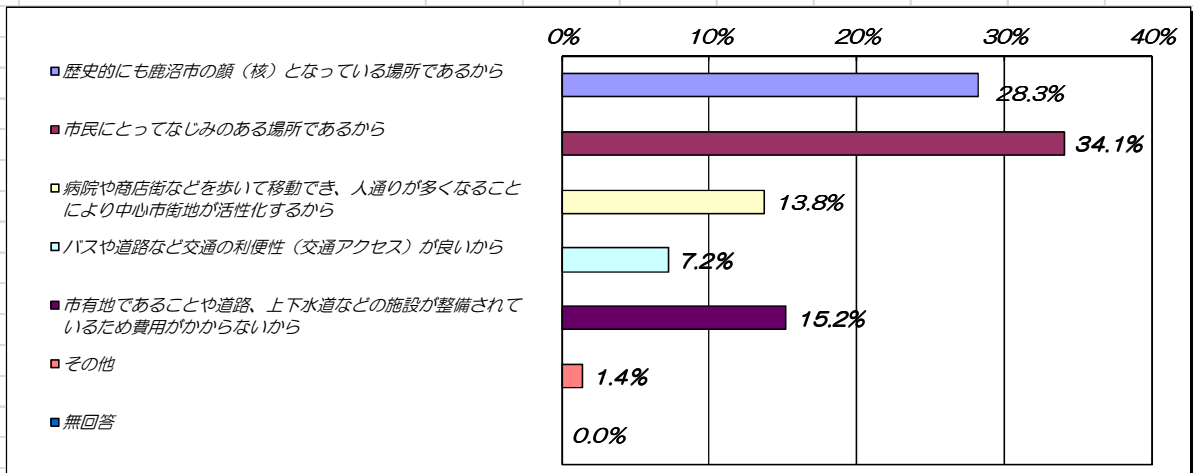
地区別では鹿沼地区と加蘇地区において、「現在の場所」が最も多い。
その他の地区では「他の場所への移転」の割合が高くなっている。

項 目	鹿 沼	菊 沢	東大芦	北押原	板 荷	西大芦	加 蘇	北犬飼
現在の場所	52.5%	33.3%	23.8%	21.7%	20.0%	36.4%	42.4%	32.3%
他の場所への移転	40.8%	50.0%	57.1%	69.6%	60.0%	50.0%	39.4%	54.8%
分からない	5.8%	16.7%	19.0%	8.7%	20.0%	13.6%	15.2%	12.9%
無回答	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	0.0%
総 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

項 目	東部台	南 摩	南押原	粟 野	粕 尾	永 野	清 洲
現在の場所	30.0%	33.3%	14.3%	18.8%	0.0%	5.9%	10.0%
他の場所への移転	65.0%	66.7%	78.6%	75.0%	66.7%	58.8%	85.0%
分からない	5.0%	0.0%	7.1%	6.3%	16.7%	35.3%	5.0%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%
総 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

質問12：質問11で「現在の場所」と答えた方のみ、その理由は何ですか？

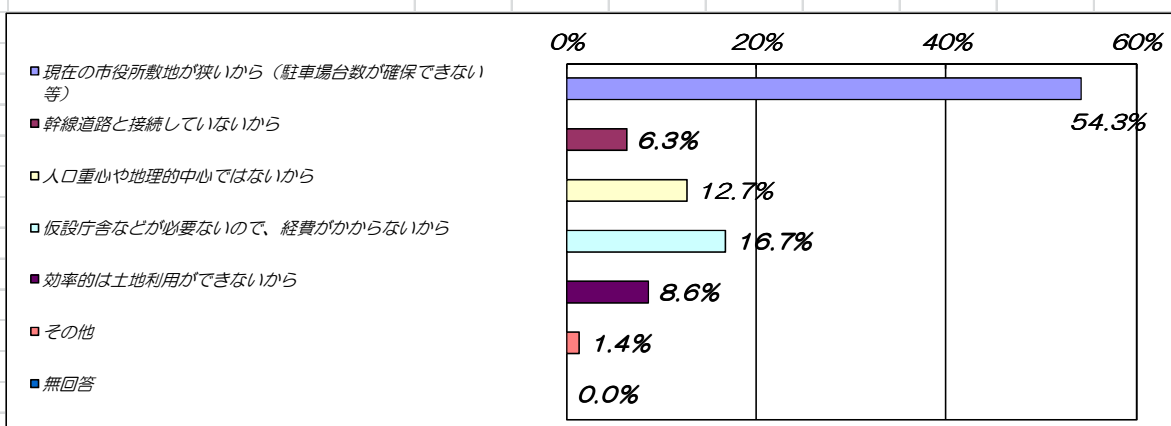
項 目	回 答 数	構 成 比
歴史的にも鹿沼市の顔（核）となっている場所であるから	39	28.3%
市民にとってなじみのある場所であるから	47	34.1%
病院や商店街などを歩いて移動でき、人通りが多くなることにより中心市街地が活性化するから	19	13.8%
バスや道路など交通の利便性（交通アクセス）が良いから	10	7.2%
市有地であることや道路、上下水道などの施設が整備されているため費用がかからないから	21	15.2%
その他	2	1.4%
無回答	0	0.0%
総 計	138	100.0%



現在の場所を選んだ理由として、市民にとってなじみのある場所等が「34.1%」で最も多く、次に歴史的にも鹿沼の顔等が「28.3%」市有地であること等の「15.2%」となっている。高齢者層が高いことにより、鹿沼市の顔となじみのある場所「62.3%」と過半数を超えている。

質問13：質問11で「他の場所へ移転」と答えた方のみ、その理由は何ですか？

項 目	回 答 数	構 成 比
現在の市役所敷地が狭いから（駐車場台数が確保できない等）	120	54.3%
幹線道路と接続していないから	14	6.3%
人口重心や地理的中心ではないから	28	12.7%
仮設庁舎などが必要ないので、経費がかからないから	37	16.7%
効率的は土地利用ができないから	19	8.6%
その他	3	1.4%
無回答	0	0.0%
総計	221	100.0%



他の場所への移転を選んだ理由として、現在の市役所敷地が狭いからが、最も多く「54.3%」を占めている。駐車場が狭いことが一番の理由と思われる。

<世論調査の結果（庁舎整備に関する事項）>

1. 調査の概要

1) 調査の目的

本調査は、市民が市政についてどのように考え、また何を望んでいるのかを統計的に把握し、市政運営に当たっての基礎資料とすることを目的に実施した。

2) 調査項目

調査項目は、回答者の性別、年代、職業、居住地区、居住年数の属性に関する5問の他、以下の12の大項目、計30問である。

- ①暮らしの変化について ②市政に対する現状評価について ③広報活動について
④市民憲章と市歌について ⑤行政改革の推進について **⑥新庁舎の整備について**
⑦人権行政について ⑧かぬまブランドについて ⑨新エネルギー利用の推進について
⑩文化センターの各種イベントについて ⑪住宅用火災報知機の設置状況について
⑫消防団の組織見直しについて

3) 調査の設計

本調査の設計は次のとおりである。

- (1) 調査地域 鹿沼市全域
(2) 調査対象 平成25年7月1日現在、鹿沼市に居住する満20歳以上80歳未満の男女
(3) 調査対象人数 **2,000人**
調査対象人数は、予想回答率（P）を30%としたときに信頼度95%を満たす信頼度係数（K）を1.96とした場合の許容できるサンプリング誤差（E）を±2%として計算した値。
(4) 抽出方法 住民基本台帳から等間隔無作為抽出
(5) 調査期間 平成25年9月1日～10日（10日間）
(6) 配布方法 郵送
(7) 回収方法 郵送回収

4) 調査機関

鹿沼市秘書課広報広聴係

5) 報告書の表記について

- (1) 回答の比率はすべて百分比（%）で表している。
(2) 集計結果の数値は小数点第2位を四捨五入してあるため、比率の合計が100.0%にはならない場合がある。
(3) 複数回答の設問の場合、比率の合計が100.0%を超えることがある。
(4) グラフの表示では比率の少ないものは比率の表示を省略している場合がある。
(5) クロス集計、分析では、表側項目の無回答を除いて集計しているため、各項目の母数の合計が全体の母数と一致しない場合がある。
(6) 質問の選択肢は、意味を損なわない程度に略記している場合がある。

6) 回収の結果

- (1) 回収数 819人（2,000人対象、うち有効回答数815）
(2) 回収率 41.0%

7) 回答者の構成

(1) 性別

項目	件数 (人)	構成比 (%)
1 男性	370	45.4
2 女性	442	54.2
無回答	3	0.4
サンプル数	815	100.0

(2) 年代

項目	件数 (人)	構成比 (%)
1 20代	67	8.2
2 30代	115	14.1
3 40代	124	15.2
4 50代	157	19.3
5 60代	219	26.9
6 70歳以上	132	16.2
無回答	1	0.1
サンプル数	815	100.0

(3) 職業

項目	件数 (人)	構成比 (%)
1 専門職	17	2.1
2 管理職	31	3.8
3 事務・技術職	108	13.3
4 販売・生産・労務職	114	14.0
5 農林水産業従事者	33	4.0
6 自営業	66	8.1
7 パート・アルバイト	136	16.7
8 主に家事、育児	69	8.5
9 学生	11	1.3
10 無職	198	24.3
11 その他	28	3.4
無回答	4	0.5
サンプル数	815	100.0

(4) 居住地区

<15区分>

項目	件数 (人)	構成比 (%)
1 鹿沼(中央・東部・北部)	356	43.7
2 板荷	22	2.7
3 西大芦	8	1.0
4 加蘇	19	2.3
5 北犬飼	54	6.6
6 南摩	36	4.4
7 南押原	45	5.5
8 東大芦	25	3.1
9 菊沢	65	8.0
10 北押原	52	6.4
11 東部台	28	3.4
12 粟野	31	3.8
13 粕尾	13	1.6
14 永野	16	2.0
15 清州	17	2.1
16 地区名がわからない	24	2.9
無回答	4	0.5
サンプル数	815	100.0

<2区分>

項目	件数 (人)	構成比 (%)
1 旧鹿沼市	710	87.1
2 旧粟野町	77	9.4
3 地区名がわからない	24	2.9
無回答	4	0.5
サンプル数	815	100.0

(5) 居住年数

項目	件数 (人)	構成比 (%)
1 5年以下	45	5.5
2 6～10年	39	4.8
3 11～20年	104	12.8
4 21年以上	607	74.5
無回答	20	2.5
サンプル数	815	100.0

- ・旧鹿沼市：鹿沼（中央・東部・北部）、板荷、西大芦、加蘇、北犬飼、南摩、南押原、東大芦、菊沢、北押原、東部台
- ・旧粟野町：粟野、粕尾、永野、清州

2. 調査の内容

第24回市政に関する世論調査

平成25年9月

[あなたご自身について]

あてはまる番号に、○を1つ付けてください。

★1 あなたの性別は。

1 男	2 女
-----	-----

★2 あなたの年齢は。

1 20代	2 30代	3 40代	4 50代	5 60代
6 70歳以上				

★3 あなたの職業は。

1 専門職（医師、弁護士、大学教授、僧侶など）
2 管理職（官公庁や事業所の重役、部課長など）
3 事務・技術職（一般事務、公務員、技師、教員、看護師など）
4 販売・生産・労務職（店員、工員、職人、運転手、作業員など）
5 農林水産業従事者
6 自営業
7 パート・アルバイト
8 主に家事、育児をしている
9 学生
10 無職
11 その他

★4 あなたのお住まいの地区は。

1 鹿沼（中央・東部・北部）	2 板荷	3 西大芦	4 加蘇		
5 北犬飼	6 南摩	7 南押原	8 東大芦	9 菊沢	
10 北押原	11 東部台	12 栗野	13 粕尾	14 永野	15 清洲
16 地区名がわからない（町名					）

★5 鹿沼市（旧栗野町を含む）に住んで何年ですか。

1 5年以下	2 6～10年	3 11～20年	4 21年以上
--------	---------	----------	---------

3. 調査の分析と調査結果の数表

6) 新庁舎の整備について

問 1 1 現在の市役所（本庁舎・東館）を訪れて、「施設面」や「機能面」をどのように感じましたか？次の中からいくつか選んでください。（MA）

問 1 1 現在の市役所の施設面・機能面の評価（MA）

項目	件数 (人)	構成比 (%)	構成比(%)
1 駐車場・駐輪場が足りない(狭い、駐車台数が少ない)	550	67.5	67.5
2 行きたい窓口がどこにあるのか分かりにくい(課・係の場所が分かりづらい)	219	26.9	26.9
3 本庁舎だけで用事が済まず、ほかの別館に行かなければならない	150	18.4	18.4
4 高齢者や障がい者、乳幼児等への配慮(バリアフリー)が十分でない。	121	14.8	14.8
5 玄関ロビーや廊下、待合スペースが狭い	94	11.5	11.5
6 障がい者用トイレが足りないなど、トイレが使いづらい	92	11.3	11.3
7 市民が自主的な活動で利用できる場所や憩える場所がない	118	14.5	14.5
8 授乳室やキッズコーナー、相談スペースが足りない	59	7.2	7.2
9 段差や階段が多く移動しづらい	105	12.9	12.9
10 建物が古く安全性などに不安を感じた	247	30.3	30.3
11 特に問題を感じなかった	112	13.7	13.7
12 その他	22	2.7	2.7
無回答	28	3.4	3.4
サンプル数	815	100.0	

問 1 1 現在の市役所の施設面・機能面の評価

～「駐車場・駐輪場が足りない(狭い、駐車台数が少ない)」が7割弱を占める～

【全体】

- 現在の市役所の施設面・機能面について尋ねたところ、「駐車場・駐輪場が足りない(狭い、駐車台数が少ない)」と回答した人の割合が67.5%と最も高かった。次いで「建物が古く安全性などに不安を感じた」30.3%、「行きたい窓口がどこにあるのか分かりにくい(課・係の場所が分かりづらい)」26.9%となっている。

【性別】

- 男性は女性より「玄関ロビーや廊下、待合スペースが狭い」の割合が5.6ポイント高い。一方、女性は男性より「授乳室やキッズコーナー、相談スペースが足りない」の割合が5.4ポイント高い。その他の項目については、男女による大きな違いはみられなかった。

【年代】

- 20代では「行きたい窓口がどこにあるのか分かりにくい(課・係の場所が分かりづらい)」、20代、30代では「授乳室やキッズコーナー、相談スペースが足りない」、50代では「本庁舎だけで用事が済まず、ほかの別館に行かなければならない」、70歳以上では「市民が自主的な活動で利用できる場所や憩える場所がない」の割合がそれぞれ高く、年代により市役所の施設面・機能面への評価に違いがみられた。

【居住地区】

- 旧鹿沼市、旧粟野町別にみると、旧鹿沼市では「市民が自主的な活動で利用できる場所や憩える場所がない」の割合が旧粟野町より高い。一方、旧粟野町では「駐車場・駐輪場が足りない(狭い、駐車台数が少ない)」「行きたい窓口がどこにあるのか分かりにくい(課・係の場所が分かりづらい)」の割合が旧鹿沼市より高い。

新庁舎整備基本構想（案）

問 1 現在の市役所の施設面・機能面の評価（MA）【性別】【年代】【居住地区（15区分）】
【居住地区（2区分）】

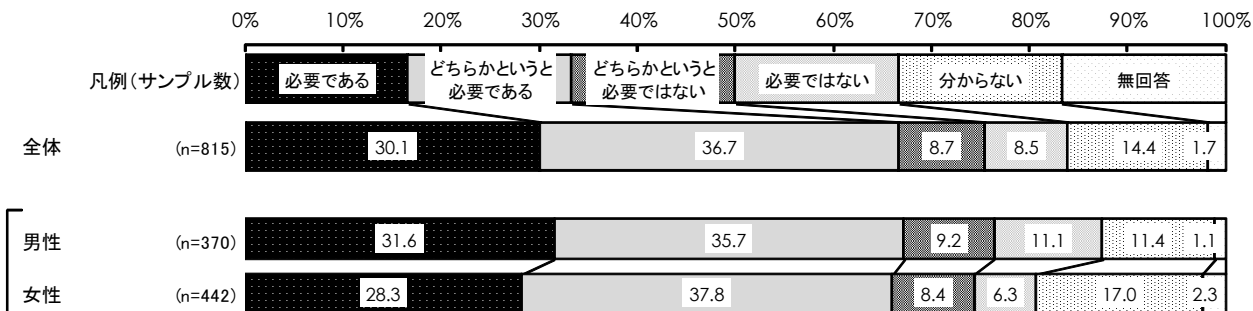
（ ）内はサンプル数		駐車場・駐輪場が足りない(狭い、駐車台数が少ない)	行きたい窓口がどこにあるのかわかりにくい(課・係の場所がわかりづらい)	本庁舎だけで用事が済まず、ほかの別館に行かなければならない	高齢者や障がい者、乳幼児等への配慮(バリアフリー)が十分でない。	玄関ロビーや廊下、待合スペースが狭い	障がい者用トイレが足りないなど、トイレが使いづらい	市民が自主的な活動で利用できる場所や憩える場所がない	授乳室やキッズコーナー、相談スペースが足りない	段差や階段が多く移動しづらい	建物が古く安全性などに不安を感じた	特に問題を感じなかった	その他	無回答
全体	(815)	67.5	26.9	18.4	14.8	11.5	11.3	14.5	7.2	12.9	30.3	13.7	2.7	3.4
性別	男性 (370)	68.4	26.8	19.2	15.4	14.6	10.0	13.8	4.3	13.8	29.7	13.8	2.7	2.2
	女性 (442)	66.5	27.1	17.9	14.5	9.0	12.4	15.2	9.7	12.2	30.5	13.8	2.7	4.5
年代	20代 (67)	64.2	40.3	14.9	20.9	13.4	10.4	13.4	17.9	10.4	35.8	14.9	-	1.5
	30代 (115)	73.0	27.8	13.9	10.4	5.2	9.6	10.4	19.1	13.0	29.6	9.6	4.3	1.7
	40代 (124)	69.4	23.4	17.7	16.1	13.7	8.9	13.7	6.5	12.9	33.1	11.3	4.0	1.6
	50代 (157)	68.8	26.8	22.9	18.5	12.1	12.1	12.1	3.8	17.8	33.8	14.0	2.5	0.6
	60代 (219)	65.8	27.9	17.8	11.4	10.5	11.0	15.5	3.2	11.0	28.3	14.6	3.2	6.8
	70歳以上 (132)	63.6	21.2	19.7	15.9	15.2	15.2	20.5	3.0	11.4	25.0	17.4	0.8	5.3
居住地区 (15区分)	鹿沼(中央・東部・北部) (356)	68.0	27.5	20.5	15.2	12.1	10.7	16.0	8.1	11.2	28.7	13.8	2.8	2.0
	板荷 (22)	68.2	22.7	18.2	9.1	13.6	-	4.5	4.5	4.5	22.7	22.7	9.1	-
	西大声 (8)	75.0	25.0	25.0	12.5	12.5	-	12.5	-	12.5	12.5	12.5	-	-
	加蘇 (19)	52.6	15.8	26.3	5.3	15.8	15.8	15.8	10.5	10.5	47.4	10.5	-	10.5
	北犬飼 (54)	57.4	27.8	18.5	14.8	13.0	13.0	11.1	3.7	11.1	31.5	16.7	5.6	7.4
	南摩 (36)	77.8	36.1	13.9	16.7	8.3	8.3	13.9	2.8	8.3	33.3	8.3	2.8	-
	南押原 (45)	66.7	24.4	17.8	6.7	2.2	4.4	11.1	6.7	6.7	28.9	11.1	2.2	2.2
	東大声 (25)	60.0	20.0	28.0	8.0	8.0	20.0	16.0	8.0	12.0	28.0	32.0	-	8.0
	菊沢 (65)	76.9	23.1	20.0	26.2	10.8	15.4	23.1	7.7	26.2	33.8	6.2	4.6	3.1
	北押原 (52)	67.3	23.1	9.6	11.5	15.4	23.1	17.3	11.5	19.2	30.8	15.4	1.9	3.8
	東部台 (28)	71.4	25.0	21.4	32.1	14.3	14.3	21.4	10.7	17.9	46.4	10.7	3.6	7.1
	栗野 (31)	74.2	45.2	16.1	9.7	9.7	3.2	9.7	-	16.1	22.6	3.2	-	6.5
	粕尾 (13)	84.6	30.8	23.1	23.1	7.7	15.4	7.7	7.7	23.1	38.5	7.7	-	-
	永野 (16)	62.5	31.3	12.5	-	-	-	-	-	-	31.3	25.0	-	6.3
	清州 (17)	64.7	23.5	11.8	11.8	23.5	11.8	-	-	23.5	29.4	17.6	-	11.8
地区名がわからない (24)	54.2	16.7	-	12.5	12.5	12.5	8.3	16.7	8.3	33.3	16.7	-	4.2	
居住地区 (2区分)	旧鹿沼市 (710)	67.9	26.2	19.4	15.4	11.5	11.8	15.8	7.6	12.8	30.6	13.7	3.1	3.1
	旧栗野町 (77)	71.4	35.1	15.6	10.4	10.4	6.5	5.2	1.3	15.6	28.6	11.7	-	6.5
	地区名がわからない (24)	54.2	16.7	-	12.5	12.5	12.5	8.3	16.7	8.3	33.3	16.7	-	4.2

(構成比:%)

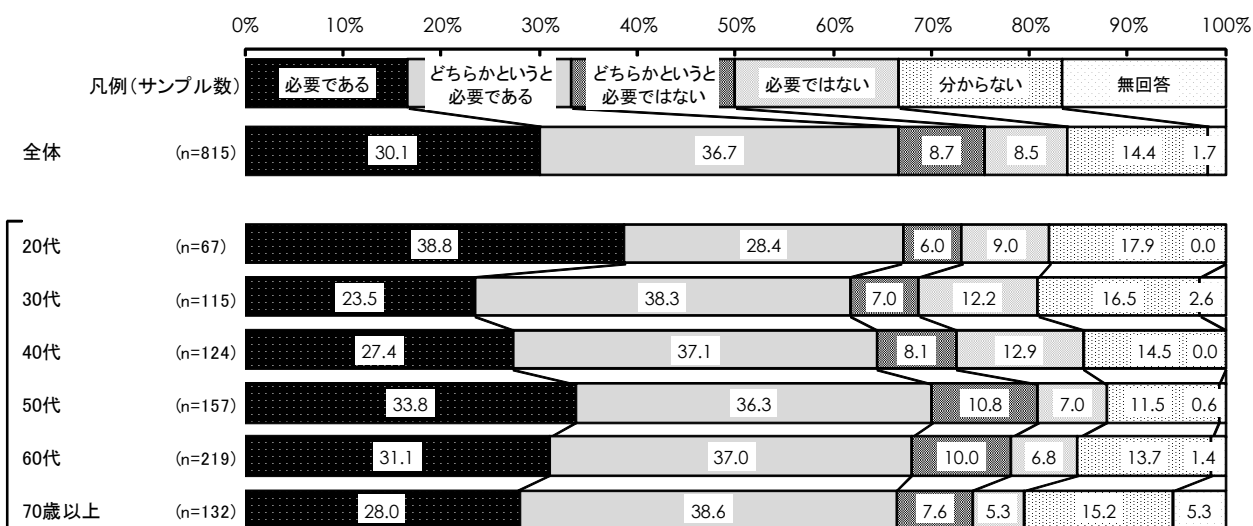
問 1 2 現在の市役所(本庁舎・東館)は、老朽化とともに耐震性にも大きな問題があるため、新庁舎の整備（建替え等）を検討しています。あなたは、庁舎の建替えについて、どのように思いますか？次の中から 1 つ選んでください。（S A）

問 1 2 市役所の建替えに対する考え（S A）【性別】

構成比

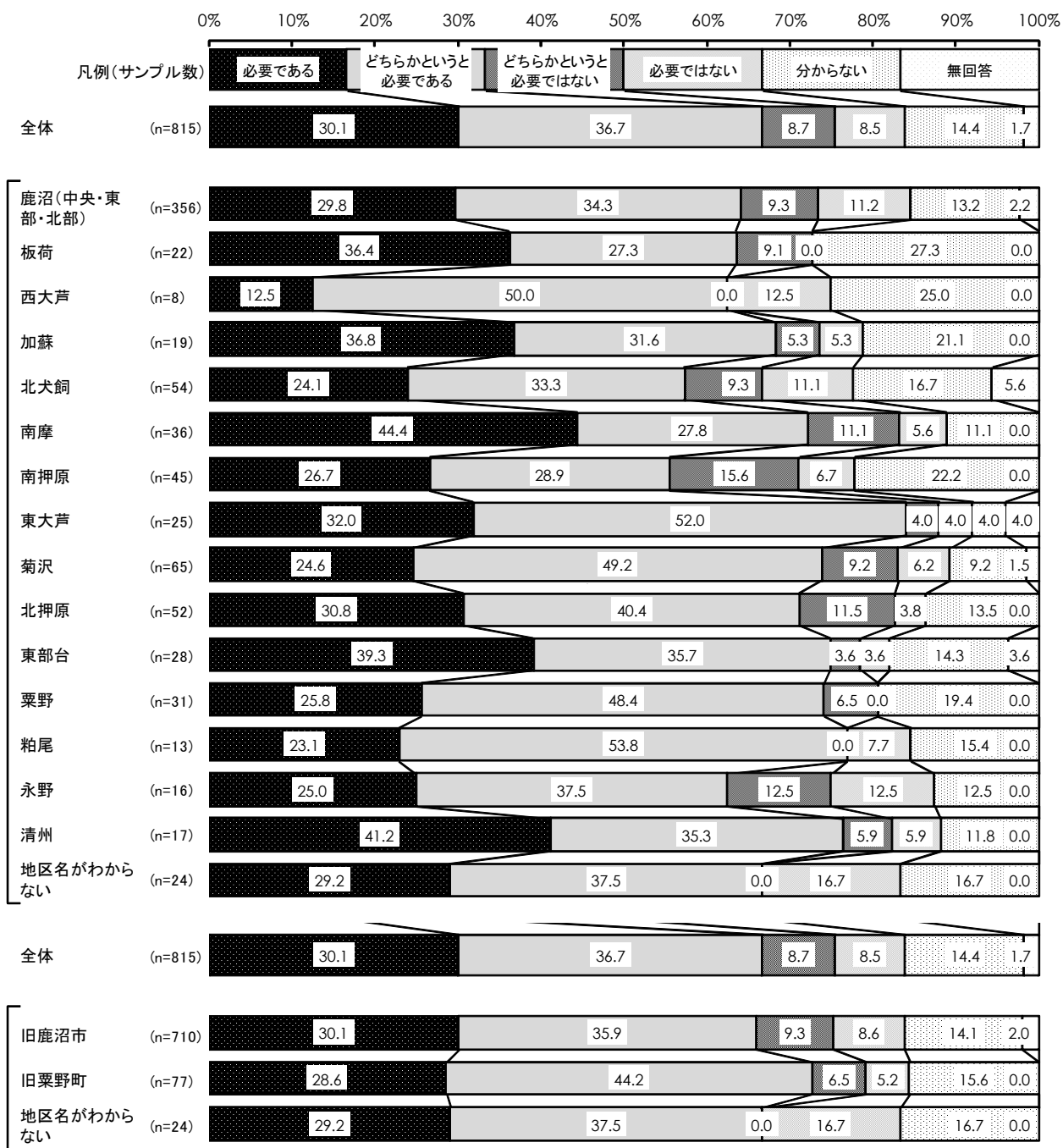


構成比



問 1 2 市役所の建替えに対する考え（SA）【居住地区（15区分）】

構成比



【全体】

- ・庁舎の建替えについて「必要である」30.1%と「どちらかという必要である」36.7%を合わせた必要であると考え人の合計は66.8%で、「どちらかという必要ではない」8.7%と「必要ではない」8.5%を合わせた必要ではないと考える人の合計17.2%を大きく上回った。

【性別】

- ・庁舎の建替えについて、必要であると考え人の合計は、男性は女性より1.2ポイント高い。また、必要ではないと考える人の合計は、男性は女性より5.6ポイント高い。

【年代】

- ・20代では、庁舎の建替えについて「必要である」と回答した人の割合は38.8%と他の年代に比べて最も高い。また、50代では、必要であると考え人の合計は7割を占める。

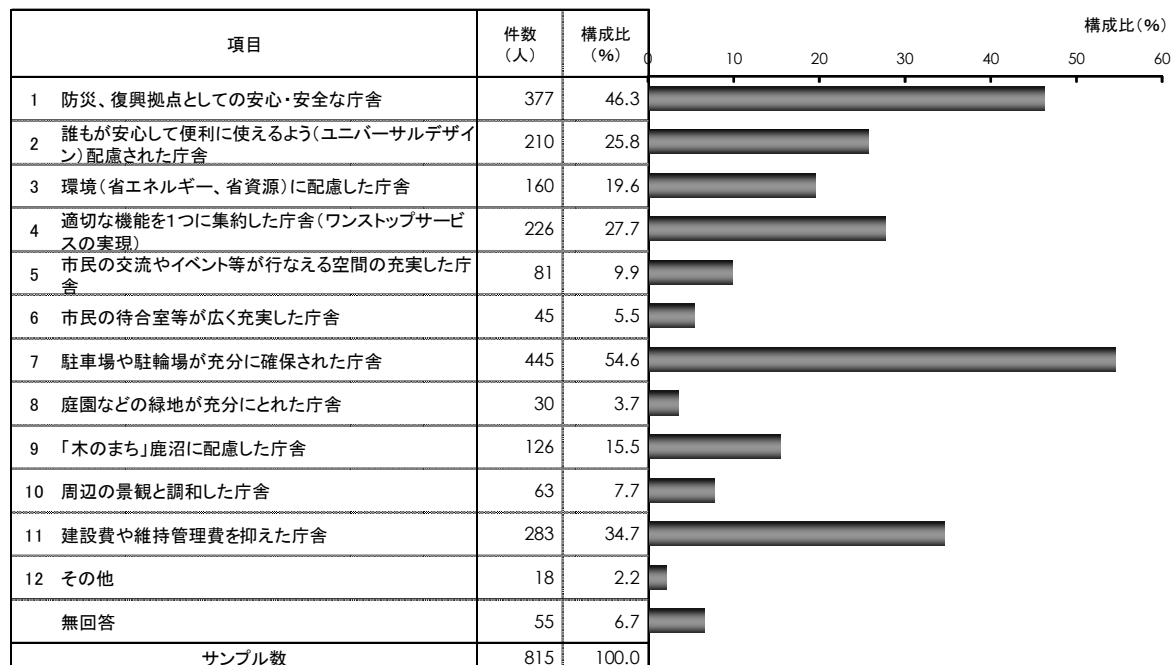
【居住地区】

- ・東大芦では、必要であると考え人の合計が84.0%と他の地区に比べて高い。一方、永野では、必要ではないと考える人の合計が25.0%と他の地区に比べて高い。
- ・旧鹿沼市、旧粟野町別にみると、旧鹿沼市で必要ではないと考える人の合計が旧粟野町より6.2ポイント高い。

新庁舎整備基本構想（案）

問 1 3 どのような新庁舎を求めますか？次の中から3つ選んでください。（MA）

問 1 3 新庁舎に求めること（MA）



問 1 3 新庁舎に求めること ～駐車場や駐輪場の確保を求める回答が50%を超える～

【全体】

・新庁舎に求めることについて尋ねたところ、「駐車場や駐輪場が十分に確保された庁舎」が54.6%と最も高く、次いで「防災、復興拠点としての安心・安全な庁舎」46.3%、「建設費や維持管理費を抑えた庁舎」34.7%となっている。

【性別】

・女性は男性より「防災、復興拠点としての安心・安全な庁舎」、「市民の交流やイベント等が行なえる空間の充実した庁舎」を求める人の割合が高い。

【年代】

・30代～50代では「建設費や維持管理費を抑えた庁舎」を求める人の割合が4割前後と他の年代より高い。50代では「環境(省エネルギー、省資源)に配慮した庁舎」を求める人の割合が他の年代に比べて高い。また、70歳以上では「市民の交流やイベント等が行なえる空間の充実した庁舎」を求める人の割合が他の年代に比べて高い。

【居住地区】

・南摩では「適切な機能を1つに集約した庁舎(ワンストップサービスの実現)」「駐車場や駐輪場が十分に確保された庁舎」を求める割合が他に比べて高い。
・旧鹿沼市、旧粟野町別に見ると、旧鹿沼市で「市民の交流やイベント等が行なえる空間の充実した庁舎」を求める割合が旧粟野町より高い。

新庁舎整備基本構想（案）

問 1 3 新庁舎に求めること（MA）【性別】【年代】【居住地区（15区分）】【居住地区（2区分）】

（ ）内はサンプル数		防災、復興拠点としての安心・安全な庁舎	誰もが安心して便利に使えるよう（ユニバーサルデザイン）配慮された庁舎	環境（省エネルギー、省資源）に配慮した庁舎	適切な機能を1つに集約した庁舎（ワンストップサービスの実現）	市民の交流やイベント等が行なえる空間の充実した庁舎	市民の待合室等が広く充実した庁舎	駐車場や駐輪場が十分に確保された庁舎	庭園などの緑地が十分にとれた庁舎	「木のまち」鹿沼に配慮した庁舎	周辺の景観と調和した庁舎	建設費や維持管理費を抑えた庁舎	その他	無回答	
全体	(815)	46.3	25.8	19.6	27.7	9.9	5.5	54.6	3.7	15.5	7.7	34.7	2.2	6.7	
性別	男性 (370)	43.0	25.7	20.8	25.9	7.8	5.4	56.2	4.3	15.4	7.6	34.1	2.4	7.0	
	女性 (442)	49.1	26.0	18.8	29.4	11.8	5.7	53.2	3.2	15.4	7.7	35.5	2.0	6.6	
年代	20代 (67)	44.8	32.8	11.9	31.3	10.4	6.0	53.7	4.5	20.9	9.0	26.9	4.5	1.5	
	30代 (115)	53.0	27.0	11.3	33.0	10.4	3.5	60.9	5.2	17.4	6.1	40.0	6.1	1.7	
	40代 (124)	41.9	29.0	25.8	32.3	10.5	6.5	50.8	2.4	10.5	5.6	43.5	2.4	4.8	
	50代 (157)	48.4	26.8	30.6	22.9	8.9	5.1	53.5	1.9	14.0	7.6	38.2	1.3	7.6	
	60代 (219)	41.1	19.6	18.7	30.1	6.8	3.7	56.2	5.0	14.6	9.6	33.8	1.4	8.7	
	70歳以上 (132)	51.5	26.5	13.6	18.9	15.2	9.8	51.5	3.0	18.9	7.6	22.7	-	11.4	
	居住地区 (15区分)														
	鹿沼(中央・東部・北部) (356)	47.5	23.9	16.9	29.2	11.8	5.9	53.7	3.7	16.0	6.7	36.0	2.5	5.9	
	板荷 (22)	50.0	36.4	22.7	27.3	4.5	9.1	40.9	-	18.2	-	27.3	9.1	4.5	
	西大芦 (8)	62.5	25.0	-	12.5	-	12.5	50.0	12.5	-	12.5	50.0	-	-	
	加藤 (19)	57.9	10.5	21.1	21.1	21.1	15.8	47.4	5.3	15.8	5.3	31.6	-	5.3	
	北大飼 (54)	44.4	24.1	18.5	24.1	9.3	5.6	53.7	5.6	18.5	1.9	35.2	3.7	9.3	
	南摩 (36)	22.2	27.8	22.2	44.4	2.8	2.8	72.2	2.8	16.7	16.7	27.8	2.8	5.6	
	南押原 (45)	46.7	26.7	24.4	33.3	11.1	4.4	64.4	-	11.1	4.4	33.3	-	6.7	
	東大芦 (25)	56.0	28.0	32.0	32.0	4.0	-	48.0	4.0	24.0	12.0	32.0	-	8.0	
	菊沢 (65)	47.7	27.7	27.7	26.2	9.2	4.6	60.0	3.1	9.2	9.2	35.4	1.5	6.2	
	北押原 (52)	44.2	25.0	17.3	23.1	3.8	5.8	53.8	7.7	15.4	9.6	32.7	-	7.7	
	東部台 (28)	53.6	32.1	21.4	25.0	14.3	3.6	50.0	-	7.1	10.7	35.7	-	10.7	
	栗野 (31)	32.3	45.2	19.4	38.7	-	6.5	61.3	6.5	12.9	6.5	35.5	3.2	6.5	
	粕尾 (13)	76.9	23.1	15.4	15.4	7.7	-	61.5	7.7	30.8	15.4	30.8	-	-	
	永野 (16)	37.5	25.0	18.8	6.3	6.3	-	31.3	-	12.5	6.3	50.0	6.3	18.8	
	清州 (17)	47.1	17.6	23.5	29.4	-	5.9	52.9	-	11.8	17.6	35.3	-	5.9	
	地区名がわからない (24)	41.7	20.8	25.0	8.3	29.2	8.3	50.0	4.2	25.0	4.2	25.0	4.2	12.5	
居住地区 (2区分)															
		旧鹿沼市 (710)	46.8	25.2	19.6	28.6	10.0	5.6	54.9	3.7	15.1	7.3	34.6	2.1	6.5
		旧栗野町 (77)	44.2	31.2	19.5	26.0	2.6	3.9	53.2	3.9	15.6	10.4	37.7	2.6	7.8
	地区名がわからない (24)	41.7	20.8	25.0	8.3	29.2	8.3	50.0	4.2	25.0	4.2	25.0	4.2	12.5	

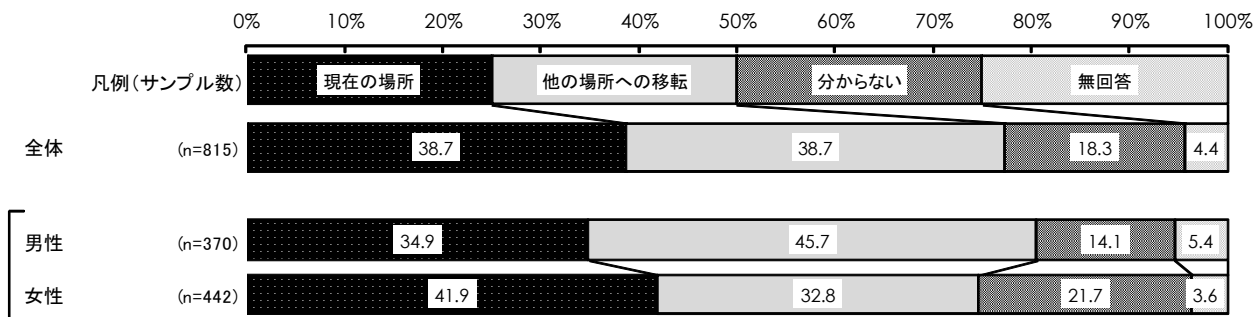
(構成比:%)

新庁舎整備基本構想（案）

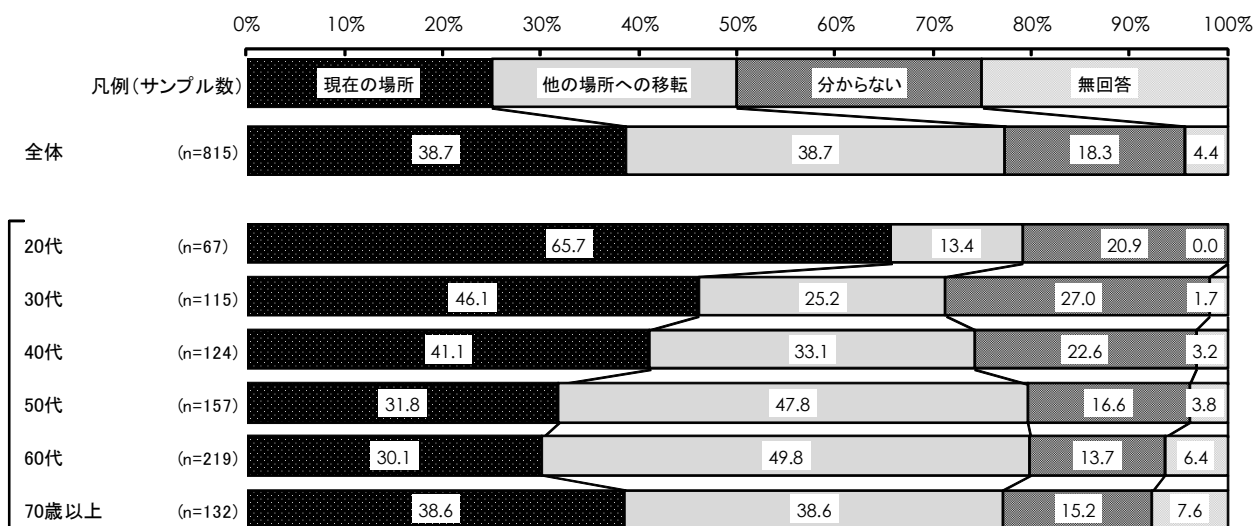
問14 新庁舎の「場所」についてお尋ねします。新庁舎の場所について、どのように思いますか？次の中から1つ選んでください。（SA）

問14 新庁舎の場所の希望（SA）【性別】

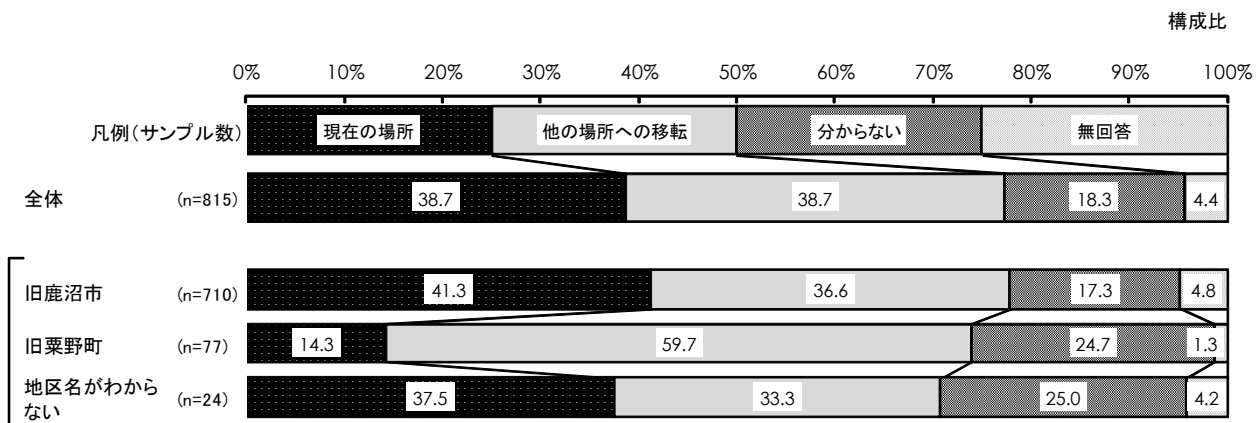
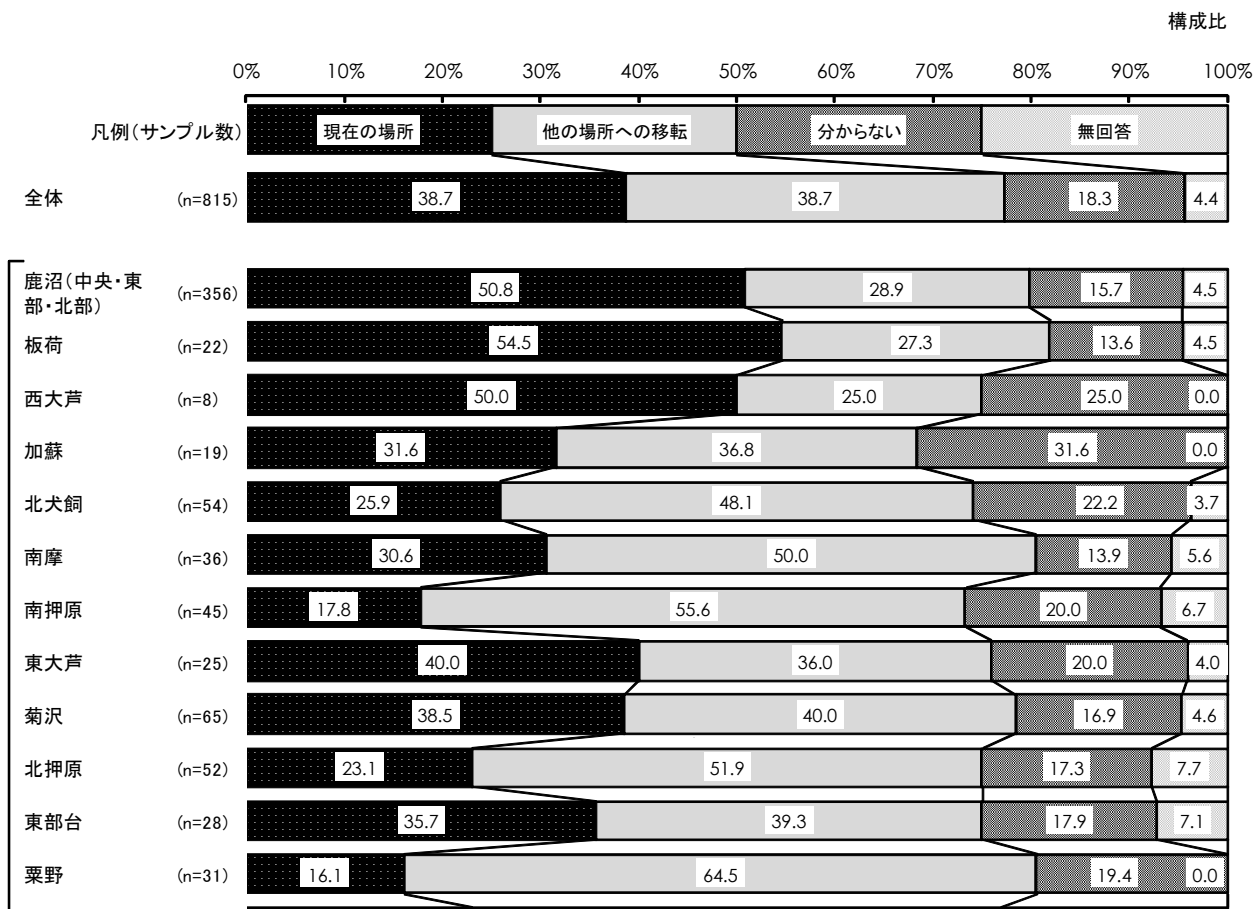
構成比



構成比



問 1 4 新庁舎の場所の希望（SA）【居住地区（15区分）】



～「現在の場所」と「他の場所への移転」を希望する人の割合が同じ～

【全体】

- ・新庁舎の場所の希望について尋ねたところ、「現在の場所」と「他の場所への移転」と回答した割合がそれぞれ38.7%で同じ割合であった。

【性別】

- ・男性は「他の場所への移転」と回答した割合が女性より高く、女性は「現在の場所」と回答した割合が男性より高い結果となった。

【年代】

- ・「現在の場所」と「他の場所への移転」の回答割合の差をみると、20代、30代、40代では「現在の場所」という回答割合の方が高く、特に20代では「現在の場所」と回答した人の割合が「他の場所への移転」と回答した人の割合より50ポイント以上高い。一方、50代、60代では「他の場所への移転」という回答割合の方が高い。

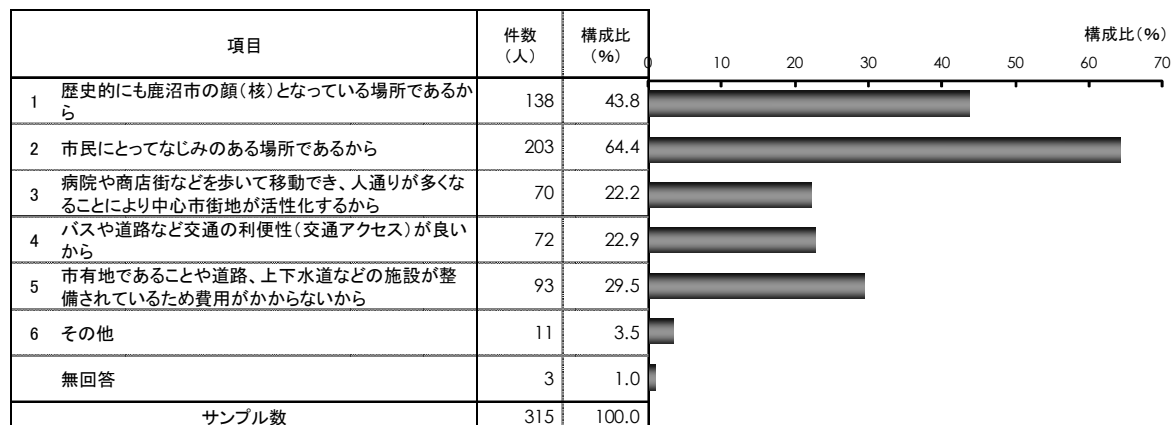
【居住地区】

- ・旧鹿沼市、旧粟野町でみると、旧鹿沼市では「現在の場所」と回答した人の割合が、「他の場所への移転」の割合より高い。一方、旧粟野町では「他の場所への移転」と回答した人の割合が、「現在の場所」の割合を上回り、地区により、新庁舎の場所の希望に違いがみられた。

問 15 問 14 で「1」と答えた方のみにお聞きます。その理由は何ですか？次の中からいくつでも選んでください。（MA）

問 15 「現在の場所」を希望する理由（MA）

※問 14 で「現在の場所」と回答した人のみ



問 15 「現在の場所」を希望する理由

～「市民にとってなじみのある場所であるから」という理由が6割を超える～

【全体】

- ・新庁舎の場所について現在の場所を希望する人に対し、その理由を尋ねたところ、「市民にとってなじみのある場所であるから」と回答した人の割合が 64.4%と最も高かった。次いで「歴史的にも鹿沼市の顔（核）となっている場所であるから」43.8%、「市有地であることや道路、上下水道などの施設が整備されているため費用がかからないから」29.5%となっている。

【性別】

- ・女性は男性より「市民にとってなじみのある場所であるから」や「バスや道路など交通の利便性（交通アクセス）が良いから」と回答した人の割合が高い。一方、男性は女性より「市有地であることや道路、上下水道などの施設が整備されているため費用がかからないから」と回答した人の割合が高い。

【年代】

- ・40代では「市民にとってなじみのある場所であるから」と回答した人の割合が76.5%と他の年代に比べて最も高い。また、70歳以上では「歴史的にも鹿沼市の顔（核）となっている場所であるから」と回答した人の割合が6割を超える。

【居住地区】

- ・旧鹿沼市、旧栗野町別にみると、旧鹿沼市では「歴史的にも鹿沼市の顔（核）となっている場所であるから」45.4%、「市民にとってなじみのある場所であるから」65.2%の割合が高く、地理的な理由をあげているのに対し、旧栗野町では「市有地であることや道路、上下水道などの施設が整備されているため費用がかからないから」45.5%というコストに関する理由をあげている人の割合が高い。

問 1 5 「現在の場所」を希望する理由（MA）【性別】【年代】【居住地区（15区分）】【居住地区（2区分）】

※問 1 4 で「現在の場所」と回答した人のみ

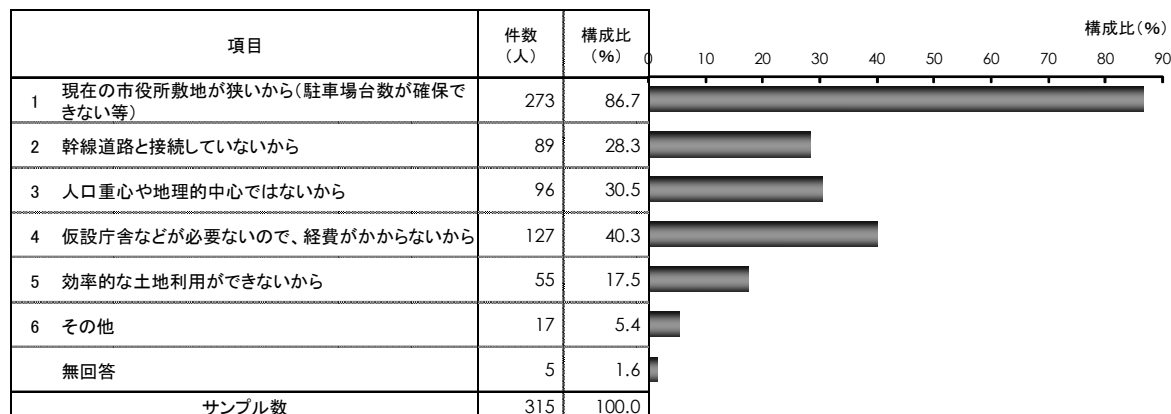
		()内は サンプル 数	歴史的にも 鹿沼市の顔 (核)となっ ている場所 であるから	市民にとっ てなじみのあ る場所であ るから	病院や商店 街などを歩 いて移動で き、人通りが 多くなること により中心 市街地が活 性化するから	バスや道路 など交通の 利便性(交 通アクセス) が良いから	市有地であ ることや道 路、上下水 道などの施 設が整備さ れているた め費用がか からないから	その他	無回答
全体		(315)	43.8	64.4	22.2	22.9	29.5	3.5	1.0
性別	男性	(129)	41.1	59.7	22.5	14.0	32.6	3.1	1.6
	女性	(185)	45.9	67.6	21.6	29.2	27.0	3.8	0.5
年代	20代	(44)	34.1	68.2	9.1	20.5	18.2	4.5	-
	30代	(53)	35.8	64.2	5.7	3.8	28.3	7.5	-
	40代	(51)	39.2	76.5	25.5	29.4	27.5	2.0	-
	50代	(50)	48.0	62.0	28.0	26.0	28.0	6.0	4.0
	60代	(66)	42.4	59.1	28.8	22.7	39.4	-	1.5
	70歳以上	(51)	62.7	58.8	33.3	35.3	31.4	2.0	-
居住地区 (15区分)	鹿沼(中央・東部・北部)	(181)	48.1	69.1	23.2	23.2	26.5	4.4	1.1
	板荷	(12)	33.3	66.7	8.3	16.7	25.0	8.3	-
	西大芦	(4)	50.0	100.0	-	25.0	50.0	-	-
	加蘇	(6)	33.3	66.7	16.7	33.3	33.3	-	-
	北犬飼	(14)	35.7	64.3	28.6	7.1	35.7	-	-
	南摩	(11)	27.3	54.5	45.5	27.3	18.2	-	9.1
	南押原	(8)	62.5	62.5	25.0	-	50.0	-	-
	東大芦	(10)	60.0	20.0	30.0	40.0	10.0	-	-
	菊沢	(25)	36.0	56.0	24.0	28.0	36.0	-	-
	北押原	(12)	41.7	50.0	16.7	25.0	50.0	-	-
	東部台	(10)	50.0	80.0	-	30.0	20.0	-	-
	粟野	(5)	20.0	20.0	-	20.0	60.0	-	-
	粕尾	(3)	-	33.3	33.3	33.3	-	33.3	-
	永野	(2)	-	100.0	-	-	50.0	-	-
	清州	(1)	-	-	100.0	-	100.0	-	-
地区名がわからない	(9)	22.2	66.7	11.1	22.2	33.3	11.1	-	
居住地区 (2区分)	旧鹿沼市	(293)	45.4	65.2	22.5	23.2	28.7	3.1	1.0
	旧粟野町	(11)	9.1	36.4	18.2	18.2	45.5	9.1	-
	地区名がわからない	(9)	22.2	66.7	11.1	22.2	33.3	11.1	-

(構成比: %)

問 1 6 問 1 4 で「2」と答えた方のみにお聞きします。その理由は何ですか？次の中からいくつでも選んでください。（MA）

問 1 6 「他の場所への移転」を希望する理由（MA）

※問 1 4 で「他の場所への移転」と回答した人のみ



**問 1 6 「他の場所への移転」を希望する理由
～「現在の市役所敷地が狭いから」という理由が 8 割を超える～**

【全体】

- ・新庁舎の場所について他の場所への移転を希望する人に対し、その理由を尋ねたところ、「現在の市役所敷地が狭いから（駐車台数が確保できない等）」と回答した人の割合が 86.7%と最も高く、次いで「仮設庁舎などが必要ないので、経費がかからないから」40.3%、「人口重心や地理的中心ではないから」30.5%となっている。

【性別】

- ・男性は女性より「幹線道路と接続していないから」と回答した人の割合が高い。

【年代】

- ・30代、40代では「幹線道路と接続していないから」と回答した人の割合が他の年代に比べて高い。また、40代、50代では「仮設庁舎などが必要ないので、経費がかからないから」と回答した人の割合が5割近くを占める。

【居住地区】

- ・北犬飼、菊沢、東部台では「仮設庁舎などが必要ないので、経費がかからないから」と回答した人の割合が50%以上を占める。
- ・旧鹿沼市、旧栗野町別にみると、旧栗野町は「現在の市役所敷地が狭いから（駐車台数が確保できない等）」「幹線道路と接続していないから」と回答した人の割合が旧鹿沼市より高い。

問 1 6 「他の場所への移転」を希望する理由（MA）【性別】【年代】【居住地区（15区分）】
【居住地区（2区分）】

※問 1 4 で「他の場所への移転」と回答した人のみ

		()内は サンプル 数	現在の市役 所敷地が狭 いから(駐車 場台数が確 保できない 等)	幹線道路と 接続してい ないから	人口重心や 地理的中心 ではないか ら	仮設庁舎な どが必要ない ので、経 費がかから ないから	効率的な土 地利用がで きないから	その他	無回答
全体		(315)	86.7	28.3	30.5	40.3	17.5	5.4	1.6
性別	男性	(169)	85.8	34.3	32.0	40.8	19.5	5.9	2.4
	女性	(145)	87.6	21.4	29.0	40.0	15.2	4.8	0.7
年代	20代	(9)	77.8	22.2	44.4	11.1	33.3	11.1	-
	30代	(29)	86.2	34.5	31.0	27.6	6.9	20.7	-
	40代	(41)	80.5	34.1	34.1	48.8	12.2	2.4	-
	50代	(75)	86.7	29.3	30.7	49.3	21.3	1.3	1.3
	60代	(109)	89.9	27.5	31.2	41.3	14.7	5.5	1.8
	70歳以上	(51)	86.3	21.6	23.5	29.4	25.5	3.9	3.9
	居住地区 (15区分)	鹿沼(中央・東部・北部)	(103)	82.5	22.3	29.1	38.8	26.2	5.8
板荷		(6)	83.3	33.3	16.7	66.7	16.7	16.7	-
西大芦		(2)	100.0	-	-	100.0	-	-	-
加蘇		(7)	71.4	14.3	14.3	14.3	14.3	-	14.3
北犬飼		(26)	88.5	46.2	50.0	53.8	7.7	3.8	-
南摩		(18)	94.4	38.9	16.7	33.3	11.1	16.7	-
南押原		(25)	84.0	24.0	28.0	32.0	20.0	8.0	-
東大芦		(9)	88.9	22.2	55.6	33.3	11.1	-	-
菊沢		(26)	92.3	42.3	26.9	50.0	11.5	-	-
北押原		(27)	85.2	22.2	37.0	40.7	22.2	3.7	3.7
東部台		(11)	90.9	9.1	36.4	54.5	27.3	-	-
粟野		(20)	95.0	30.0	30.0	40.0	10.0	-	-
粕尾		(7)	100.0	-	28.6	57.1	14.3	-	-
永野		(10)	90.0	50.0	40.0	10.0	-	10.0	-
清州		(9)	88.9	44.4	11.1	55.6	11.1	22.2	-
地区名がわからない		(8)	75.0	25.0	25.0	12.5	-	-	-
居住地区 (2区分)	旧鹿沼市	(260)	85.8	27.3	31.2	41.5	19.6	5.4	1.9
	旧粟野町	(46)	93.5	32.6	28.3	39.1	8.7	6.5	-
	地区名がわからない	(8)	75.0	25.0	25.0	12.5	-	-	-

(構成比: %)



